

第2章 大牟田市の保健福祉事業の概要

第1節 地域福祉

1 地域福祉活動の推進

(1) 地域福祉計画の推進

根拠法令等	社会福祉法（第4条、第107条）	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、健やかに安心して日常生活を営み、全ての人が、その人らしい心豊かな人生を送ることができるよう、地域住民同士や各種機関の協働により、助け合い支え合うまちづくりを目指すことである。

「大牟田市地域福祉計画」は、このようなまちづくりを計画的かつ具体的に進めていくためのものであり、第2次の計画を平成22年3月に策定した。計画期間は、平成22年度から26年度までである。

そのため、平成26年度において第3次の計画策定についても行った。

① 第3次大牟田市地域福祉計画の策定

第2次の「大牟田市地域福祉計画」の期間が平成26年度で満了することから、平成27年3月に第3次大牟田市地域福祉計画を策定した。

その基本理念は、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり（人が真ん中のまちづくり）」を引き継いでいる。第3次計画では、基本目標を「つながりを育む人づくり」「みんなで支え合う地域づくり」「生活課題の解決に向けた包括的な仕組みづくり」の3つとし、基本目標ごとに2つの施策を掲げ、またその施策ごとに重点的な取組み項目を定めて体系化して示している。

なお、策定にあたっては、幅広い分野からの意見を踏まえ地域福祉推進に係る検討を行うため、学識経験者、福祉関係団体の代表者及び公募による市民委員で構成する「大牟田市地域福祉計画推進委員会」を設置し、協議を行った。また、地域福祉に関するアンケートや、31人の市民参加を得て計3回開催した市民ワークショップ、関係団体などへの意見聴取（ヒアリング）を行い、地域福祉に関する市民の意見や、生活課題についての認識・思い等を広く取り入れ、「自助」「共助」「公助」の視点から「自分や家族にできること」「地域においてできること」「社会福祉協議会が取り組むこと」「行政が取り組むこと」に分けて主な取組内容を掲載した。なお、今回の計画は、社会福祉協議会が策定する大牟田市社会福祉実践計画と基本理念及び施策の体系を共有して策定した。

② 第2次大牟田市地域福祉計画の推進

第2次大牟田市地域福祉計画は、「一人ひとりが「支え合い」の意識を持つ～『人財』づくり～」、「生活課題の解決のための仕組みづくり～『つながり』づくり～」、「地域福祉における協働の推進～協働～」という3つの基本目標のもとに施策を体系化し、それぞれの基本目標の達成指標となる事業に取り組むこととしている。それらの事業は、「重点的に進捗管理を行う事業」として位置付け、①支え合いの啓発事業、②出張地域レビュー講座、③ボランティア活動の活性化、④災害時等要援護者支援制度、⑤コミュニティソーシャルワーカーの検討、配置、⑥小学校区別地域福祉計画の策定支援、の6事業を掲げて進捗管理を行った。

また、平成26年度は計画期間の最終年度であったため総括を行い、成果や課題を明らかにして第3次計画の策定に活かした。

③ 災害時等要援護者支援制度（ご近所支え合いネット）

この制度は、あらかじめ要援護者の情報を市に登録し、その情報を、見守りなどの支援ができる人や地域の団体と共有することで、万が一のときにも孤立しないようにするためのものである。

また、この制度を通して、要援護者が日頃から近所の人や地域の団体と温かいつながりを持ち、安心して暮

らせるようになることを目指している。(制度への登録者数：9,522人 平成27年3月末現在)

また、行政と地域団体が、「災害時等要援護者の個人情報の取扱いに関する協定」を結ぶことにより、制度登録者の住所や氏名などの基本的な情報を共有することができるようになるため、同協定の締結を推進するとともに、地域団体が「災害」を基軸に要援護者の支援を検討する取り組み等を支援している。

○「災害時等要援護者の個人情報の取扱いに関する協定」を締結した地域団体（地域支援組織）

平成27年3月末現在

- ・手鎌校区災害訓練実行委員会
- ・駒馬南校区安心安全まちづくり推進協議会
- ・みなと校区運営協議会
- ・倉永校区まちづくり協議会
- ・天領校区まちづくり協議会
- ・玉川校区まちづくり協議会
- ・吉野校区総合まちづくり協議会
- ・安心安全まちづくり天の原校区協議会
- ・駒馬北校区まちづくり協議会
- ・大正校区まちづくり協議会
- ・上内校区まちづくり協議会
- ・銀水校区まちづくり協議会
- ・三池校区まちづくり協議会

(安心安全まちづくり笹原校区協議会は、校区再編のため平成25年6月解散。同年7月安心安全まちづくり天の原校区協議会と締結)

④ 大牟田市地域福祉大会

大牟田市地域福祉大会は、日頃から地域福祉活動に尽力している功労者を称えることや、地域福祉の実践者が共に学びあう場とすること、さらには参加した住民が広く「支え合い」の意識を持つ機会にすることを目的として、それまで市社会福祉協議会が行っていた「ふれあい福祉まつり」を発展させる形で、平成21年度から開催されているものである。(平成22年度からは、市と市社会福祉協議会の共催形式で実施。)

日時：平成27年2月7日（土）

場所：大牟田文化会館小ホール

参加者数：約400人

[実施内容]

副題「地域支えあい絆セミナー」

- ・大牟田市社会福祉協議会功労者表彰式典
- ・基調講演「地域の課題を見つめて ～今、地域に求められているもの」
(講師：福島 明美氏)

2 社会福祉協議会

(1) 社会福祉協議会への支援

根拠法令等	大牟田市社会福祉法人の助成手続きに関する条例 大牟田市社会福祉協議会事業費補助金交付要綱	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定されている大牟田市社会福祉協議会の円滑な運営に資するため、同会が行う地域福祉事業等に係る費用の一部を助成するとともに、校区社会福祉協議会の活動支援に連携して取り組むなど、地域福祉の推進を図る。

<実績>

項目	金額 (円)
社会福祉協議会補助	41,021,000

3 民生委員・児童委員

(1) 民生委員・児童委員の活動

根拠法令等	民生委員法 民生委員法施行令 児童福祉法（第16条～第18条の3）	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市 1/2 県 1/2 程度

<目的・事業内容>

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもち、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている。

それぞれの担当区域において、必要に応じて生活状態を適切に把握し、援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助を行うこと、関係行政機関の業務に対する協力、社会福祉事業や活動への支援、住民福祉の増進を図る活動等を行っている。

民生委員は、大牟田市民生委員推薦会が推薦した者を、福岡県知事が社会福祉審議会の意見を聴き推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は、児童福祉法第16条第2項の規定により児童委員となる。

また、民生委員・児童委員の中から児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が指名される。主任児童委員は、担当区域を持たず、児童相談所・学校等の児童福祉関係機関との連絡を密にするとともに、区域を担当する民生委員・児童委員と一体となった活動を展開している。

民生委員・児童委員の任期 平成25年12月1日～平成28年11月30日（3年間）

民生委員・児童委員の定数 297人〔<内> 主任児童委員 42人〕 ※平成25年12月1日より

市では、民生委員・児童委員の連絡・調整を図り、人格・識見の向上とその職務を行う上で必要な知識及び技術を習得することを目的に組織されている大牟田市民生委員・児童委員協議会の活動を全般的に支援し、民生委員・児童委員活動の充実を図っている。

<実績>

民生委員・児童委員の活動状況

区 分		民生委員・児童委員	主任児童委員(再掲)
内容別相談・支援件数	在宅福祉	384	0
	介護保険	232	3
	健康・保健医療	561	3
	子育て・母子保健	220	143
	子どもの地域生活	971	123
	子どもの教育・学校生活	527	233
	生活費	369	3
	年金・保険	67	0
	仕事	64	1
	家族関係	451	40
	住居	215	0
	生活環境	710	1
	日常的な支援	2,818	87
	その他	2,558	10
	計	10,147	647
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	5,760	63
	障害者に関すること	623	35
	子どもに関すること	1,897	516
	その他	1,867	33
	計	10,147	647
その他の活動件数	調査・実態把握	4,941	110
	行事・事業・会議への参加・協力	12,206	1,355
	地域福祉活動・自主活動	20,470	3,051
	民児協運営・研修	9,662	1,879
	証明事務	484	0
	要保護児童の発見の通告・仲介	382	28
訪問回数	訪問・連絡活動	62,919	1,003
	その他	37,259	1,188
連絡調整回数	委員相互	25,792	6,433
	その他の関係機関	13,425	2,245
活 動 日 数		52,113	6,669

(2) 民生委員推薦会

根拠法令等	民生委員法 民生委員法施行令	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

民生委員推薦会の委員は、民生委員法第8条に基づき、本市の実情に通じるものの内から市長が委嘱する。

民生委員推薦会は、市議会議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって、児童委員としても適当である者について民生委員として推薦する。

なお、推薦を円滑にするため、校区ごとに民生委員推薦準備会を設置し、地域から選出した適任者を推薦会へ推薦している。

民生委員推薦会委員の人数 14人
 民生委員推薦会委員の任期 平成25年7月1日～平成28年6月30日（3年間）

<実績>

会議回数	3回	候補者推薦数	11人（内、主任児童委員0人）	退任者数	8人
------	----	--------	-----------------	------	----

4 社会福祉法人

<目的・事業内容>

社会福祉法の改正により、平成25年度から主たる事務所が本市の区域内にあり、その行う事業が市の区域を越えない社会福祉法人の所轄庁は、大牟田市に移譲された（根拠法令：社会福祉法第30条）。

そのため、当該要件を満たす社会福祉法人の設立や定款変更等については、本市の認可が必要となり、また、当該法人の指導監査についても、本市が行うこととなった（根拠法令：社会福祉法第31条及び56条等）。

指導監査にあたり、社会福祉法人は極めて公共性の高い組織であり、健全かつ公正な運営が強く求められるとともに、社会福祉を推進する中核的な組織として、多様な福祉ニーズを充足する役割が期待されていることを踏まえ、法人の運営管理や公的資金の取扱い等が法令等を遵守しているか、並びに社会福祉法人としての責務を全うしているかについて、実地において確認する。

<実績>

所轄する法人数	26法人	平成26年度 新規設立法人数	0法人	平成26年度 解散・合併法人数	0法人
平成26年度 指導監査実施法人数	7法人	うち文書指摘法人数	0法人	うち文書指導法人数	6法人

5 大牟田市福祉振興基金

根拠法令等	大牟田市福祉振興基金条例	所管課	保健福祉総務課
-------	--------------	-----	---------

<目的・事業内容>

本格的な高齢化社会の到来に備え、地域における福祉活動の促進、安全で住みよい生活環境の形成等の事業を推進し、もって福祉の向上充実に資するため、平成2年3月9日に設置された。

<実績>

運営状況

（単位：千円）

25年度末現在高	26年度中増減額		26年度末現在高
	積立金	取り崩し額	
373,403	1,679	0	375,082

福祉振興基金への寄付金3件分1,125千円及び運用利子554千円の積立を行った。

6 臨時福祉給付金

根拠法令等	大牟田市臨時福祉給付金支給事業実施要綱	所管課	臨時福祉給付金対策室
		負担割合	国 10/10

<目的・事業内容>

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられたことに伴い、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給する。

(1)支給対象者

基準日（平成26年1月1日）において、次の条件を満たした者。

- ①住民基本台帳に記録されており、
- ②平成26年度分の市町村民税（均等割）が課税されていない者から、以下の者を除いた者。
 - ・市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等
 - ・生活保護制度内で対応される被保護者等

(2)支給額

支給対象者1人につき1万円。

加算措置の対象となる年金・手当等を受給している者は1人につき5千円加算。

<実績>

項目	人数	金額（円）
支給決定者	31,919	319,190,000
加算対象者	18,245	91,225,000

第2節 高齢者福祉

1 長寿社会対策

平成26年度は、平成23年度に策定した「高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」（平成24～26年度）に基づき、各種施策事業の推進や目標値の達成に努めた。

また、第5期事業計画の最終年度である26年度は、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」を実現するための様々な事業に取り組むとともに、第5期事業計画の総括を行い、団塊の世代が後期高齢者を迎える平成37年を見据えて「高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」（平成27～29年度）の策定に取り組んだ。

(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進

根拠法令等	老人福祉法第20条の8 介護保険法第117条	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

介護保険制度改正により新たに創設された制度やサービス内容の周知を図るとともに、今後必要になるサービス内容やサービス量の予測に基づき、計画的なサービス供給体制の整備に努めた。

計画の推進にあたっては、高齢者施策に関係する庁内5部11課で組織した「大牟田市高齢者サービス推進委員会」において進捗状況の管理を行った。また、より広く関係者の意見を取り入れるため、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、市民代表等で構成された「いきいき長寿まちづくり協議会」において進捗状況の報告を行うとともに、平成27～29年度の施策事業に関する協議・検討を行いながら「高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」の策定を行った。

(2) 地域密着型サービス拠点等の整備

根拠法令等	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第4条 大牟田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱 大牟田市介護基盤緊急整備補助金交付要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国 10/10

<目的・事業内容>

平成27年3月末現在の地域密着型サービス事業所数は、夜間対応型訪問介護事業所が3か所、認知症対応型通所介護事業所が10か所、小規模多機能型居宅介護事業所24か所、認知症対応型共同生活介護事業所が18か所、地域密着型特定施設入居者生活介護が4か所、地域密着型介護老人福祉施設1か所となっている。

また、介護予防拠点・地域交流施設については、平成26年度3月末現在で43か所となっている。

(3) 長寿社会フェスティバル(高齢者いきいき祭り)の開催

根拠法令等	老人福祉法	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	—

<目的・事業内容>

高齢者が健康で生きがいのある人生を送るとともに、市民一人ひとりが高齢社会における諸問題について理解と関心を深めることを目的として、大牟田市老人クラブ連合会主催、大牟田市共催により長寿社会フェスティバル（高齢者いきいき祭り）を開催した。

テーマ	豊かで明るい長寿社会をめざして
と き	平成27年2月19日(木)
と ころ	大牟田文化会館 小ホール
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・「いきいき大牟田長寿のまち憲章」唱和 ・「太鼓衆響」による和太鼓演奏 ・老人クラブ会員芸能競演大会

(4) 人生トライアスロン金メダル事業

根拠法令等	大牟田市人生トライアスロン金メダル基金条例	所管課	長寿社会推進課
-------	-----------------------	-----	---------

<目的・事業内容>

平成4年6月の市議会において「大牟田市人生トライアスロン金メダル基金条例」が議決され、市制75周年記念事業として制定し、同年7月から実施している。人生をトライアスロンにたとえ、100歳に達する高齢者に対し、そのレースの勝利者として金メダルを贈り、市民へ希望と生きがいを与え、より豊かな長寿社会の実現に資する。

<実 績>

区 分	年 度	24	25	26
贈呈者数(人)		47	44	46

2 高齢者福祉施策

高齢化率が年々伸び続けているのに比例して、支援を必要とする高齢者の数も年々増えてきている。また、いわゆる団塊の世代が高齢期を迎え、前期高齢者(65歳～74歳)数が増加し、後期高齢者(75歳以上)数は減少したが、依然として後期高齢者数が前期高齢者数を上回っている状況である。

そのような中、平成25年度においても、介護保険制度の改正に基づき設置した地域包括支援センター等による実態把握を通じて、必要とされている高齢者福祉サービスの提供に努めた。

(1) 養護老人ホーム入所措置

根拠法令等	老人福祉法第11条	所管課	長寿社会推進課
	大牟田市老人福祉法施行細則	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により、居宅において養護を受けることが困難な人に対し、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。

<実 績>

①措置施設

(平成27年4月1日現在)

種 別	設置主体	施設名	所在地	定 員	措置数 (人)
養護老人 ホーム	社福法	吉 野 園	大牟田市大字吉野	90	60
	〃	(盲)寿光園	筑紫野市大字西小田	80	1
	〃	柳 光 園 他5ヵ所	柳川市佃町 他 5 ヵ所		6
	公立	楠 寿 園	みやま市瀬高町長田	85	1
	〃	松 濤 園	福岡市西区今津	150	1
	〃	延 寿 荘	玉名郡南関町大字上長田	50	1

②措置状況

区分		年度	24	25	26
養護老人ホーム	市内	人員(延数)	808	778	730
		措置費(千円)	127,843	123,306	116,923
	市外	人員(延数)	172	158	130
		措置費(千円)	33,810	30,797	25,154
	合計	人員(延数)	980	936	860
		措置費(千円)	161,653	154,103	142,077

(2)老人福祉電話貸与事業

根拠法令等	大牟田市老人福祉電話貸与事業運営要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

老人の孤独感を和らげるとともに関係機関及び地域住民の協力を得て、安否の確認等を図り、健全でやさらかな日常生活ができることを目的とする。

<実績>

区分		年度	24	25	26
設置台数			30	24	22
運営費(千円)			814	706	622

※設置台数は、年度末の稼働台数

(3)外国人高齢者福祉手当

根拠法令等	大牟田市外国人高齢者福祉手当支給要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

本市に1年以上居住している大正15年4月1日以前生まれの日本国籍を有しない外国人高齢者で、年金制度上の理由により国民年金を受けられない高齢者の福祉増進を図るため、平成9年度から実施している。

<実績>

区分		年度	24	25	26
給付人員			3	3	3
事業費(千円)			252	252	252

(4)老人クラブへの助成

根拠法令等	老人福祉法第13条第2項 大牟田市老人クラブ活動費補助金交付要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国1/3 県1/3 市1/3

<目的・事業内容>

施設の清掃、花壇除草等の社会奉仕活動や健康づくり講座等を実施している老人クラブの活動に対する助成を行っている。

<実績>

区分	年度	24	25	26
クラブ数		60	56	52
会員数		2,290	2,081	1868
助成費(千円)		3,206	3,006	2,811

(5) 地域認知症ケアコミュニティ推進事業

<目的・事業内容>

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の更なる増加が予想される中、本市では「認知症の人とその家族を地域全体で支え、誰もが安心して暮らせる地域づくり」を目指して、平成14年度から「大牟田市地域認知症ケアコミュニティ推進事業」に取り組んでいる。

この取り組みは、認知症の発症前から終末期まで、認知症の進行に応じ本人とその家族に対する医療と介護の専門職等による継続的・包括的な支援体制や、地域全体で支え見守る体制の構築を目指して、大牟田市介護サービス事業者協議会認知症ライフサポート研究会と密接な連携を図りながら進めているものである。

① 認知症コーディネーターの育成

介護サービス事業所や医療機関の職員に対して介護方法や対応方策の指導・助言を行うとともに、介護家族からの相談に応じるなど、より質の高い認知症ケアの提供の推進役となる人材を育成するため、「認知症コーディネーター養成研修」を実施している。平成18年度からは、小規模多機能型居宅介護施設や認知症グループホームの管理者または管理者に準ずるものの受講を義務付け、事業所指定の基準とした。

区分	年度	24 (9期生)	25 (10期生)	26 (11期生)	合計 (1期生～11期生)
認知症コーディネーター研修 修了生(人)		9	10	9	104

② 早期発見・相談支援・予防教室の拡充

もの忘れ相談医(かかりつけ医)や認知症専門医及び認知症コーディネーター等を中心とした専門職が、地域包括支援センター等と協働して認知症の早期発見のためのもの忘れ予防・相談検診、認知症の予防や進行を遅らせるための予防教室に取り組むことで、認知症地域包括支援体制の推進を図った。予防教室は、より地域に密着した支援体制構築のため、市内に整備を進めている介護予防拠点・地域交流施設を活用して開催した。

ア. もの忘れ予防・相談検診の実施

タッチパネルやカードを用いた認知症スクリーニングを行い、同時に認知症について学べるような時間を設けるとともに、必要に応じてもの忘れ相談医のアドバイスや介護相談などを行った。平成26年度は、地区公民館、市内に整備を進めている介護予防拠点・地域交流施設や、地域の集会所、大型商業施設などを活用して開催した。

区分	年度	24	25	26
開催回数		20	29	18
受診者数		294	445	438

イ. もの忘れ予防教室の開催

もの忘れ相談検診のスクリーニングにおいて、軽度認知障害の状態あるいは認知症の疑いのある地域住民を対象に、延6カ所の介護予防拠点・地域交流施設において、3ヵ月間、週1回、13回の認知症予防教室を開催し、認知症予防効果が期待できるアクティビティや日常生活指導や参加者との交流、病気や介護に関する相談、情報提供などを実施した。

区分 \ 年度	24	25	26
延べ開催場所数	6	6	6
教室参加者数	24	43	35

③地域認知症支援体制構築事業

ア. もの忘れ相談医登録事業

大牟田医師会、福岡県認知症医療センター国立病院機構大牟田病院の協力により、「かかりつけ医の中で認知症診療に積極的に取り組み、かつ本市の認知症地域支援に関する活動の啓発に協力できる医師または医療機関」として、もの忘れ相談医の登録に向け取り組んだ。(平成26年度末もの忘れ相談医登録者数：大牟田市44名、みやま市6名)

イ. 地域認知症サポートチームの運営

平成21年度より、認知症の早期発見・相談体制を強化し、初期から終末期（ターミナル期）までの継続的・包括的な支援や適切な助言を行うため、本人や家族、専門職やケアの現場を医療と介護の両面からサポートする地域認知症サポートチーム試行事業を開始した。

平成23年10月からは、認知症専門医と認知症コーディネーターによるサポートチームを本格的に実施することとなり、地域包括支援センター等との協力のもと、医療と介護の連携強化や地域における認知症支援体制を構築することを目的に、引き続き定例カンファレンスの開催（月1回）ほか、随時相談対応や「認知症なんでも相談窓口」の開設（週1回）などに取り組んだ。

ウ. 認知症在宅介護者定例会「つどい、語らう会」

認知症の人在宅で介護している家族同士が励まし合い、目の前の現実はどう向き合っていくかをともに考える認知症在宅介護者定例会「つどい、語らう会」を、大牟田市社会福祉協議会にて毎月1回定例会として実施した。

エ. 若年性認知症当事者の交流会「ぼやき・つぶやき・元気になる会」

若年性認知症の当事者が仲間と出会い、励ましあい、積極的に社会参加できる取り組みとして、若年性認知症当事者の交流会「ぼやき・つぶやき・元気になる会」を平成22年5月より毎月1回定例会として開催している。また、市内外の若年性認知症の当事者やサポーターによる交流や若年性認知症の普及啓発のため、平成27年3月22日には、「若年性認知症フレンドシップキャンペーン2015」を開催した。

④世代間交流・多分野交流によるまちづくりの推進

介護現場や地域において認知症の理解が深まり、地域全体で認知症の人やその家族を支えるネットワークを構築するために、認知症の人の正しい理解のための普及啓発事業に取り組んでいる。

また、平成27年1月25日（日）、大牟田文化会館において「認知症の人とともに暮らすまちづくり宣言10周年記念市民の集い」を開催した。地域住民や小中学生をはじめとした約1,200人の参加のもと、「認知症の人とともに暮らすまちづくり宣言2015」を宣言し、決意を新たにした。

ア. 認知症サポーター養成講座

平成17年度から国が行う「認知症を知る1年」キャンペーンの一環として、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」を養成する、認知症市民サポーター“こころみまもり隊”の養成に取り組んでいる。

区分 \ 年度	24	25	26
市民向け養成講座(回)	29	37	45
職域別養成講座(回)	15	15	11

イ. 子どもたちの認知症の理解のための絵本教室

子供の時から認知症という病気を正しく理解してもらうため、小中学校単位で認知症ケア啓発用絵本「いつだって心は生きている～大切なものを見つけよう～」を使っての絵本教室を開催している。

さらに、より多くの児童・生徒に絵本を通して認知症の理解啓発を促進し、また、その子供たちを通じて地域の大人たちへ認知症の理解啓発を促進するために、子供たちの学びの場面（絵本教室）や絵本コンサートの開催に関するDVDを制作し、広く小中学校の教育現場等において活用を行っている。

区分 \ 年度	24	25	26
小学校(校)	11	10	10
中学校(校)	10	7	5

ウ. 徘徊SOSネットワーク模擬訓練

「大牟田地区高齢者等徘徊SOSネットワーク」（事務局：大牟田警察署）と「はやめ南人情ネットワーク」（駛馬南校区）が連携し、平成16年より実施していた「徘徊SOSネットワーク模擬訓練」をモデルに、校区単位の模擬訓練を全市的に実施している。

平成22年度には、全ての校区においてこうした模擬訓練が実施されるまでになり（日程の都合により参加できなかった1校区は別日に実施）、模擬訓練の趣旨や認知症を通したまちづくりの目標像が共有されてきた。

訓練の実施にあたっては、地域交流施設を事務局とし、民生委員・児童委員や公民館、校区社会福祉協議会などのさまざまな機関・団体と連携をしながらネットワーク構築に努めた。

区分 \ 年度	24	25	26
模擬訓練参加者（人）	1,717	2,019	3,083
当日のスタッフ（人）	151	—	—
訓練参加者合計（人）	1,868	2,019	3,083
徘徊役の人数（人）	47	69	107
徘徊役に声をかけた人数（人）	886	953	1,506
模擬訓練参加校区（校区数）	22	21	21
他都市からの視察（人）	147	138	177

※24年度末に、天道小学校と笹原小学校が合併し、全21校区となった。

※25年度以降の当日スタッフ数は、参加者に含む。

第3節 介護保険

1 介護保険

平成12年4月の介護保険制度施行から12年を経過し、平成26年度は第5期介護保険事業計画の最終年度に当たる。第4期計画期間中は、要介護等認定者数の急激な増加に伴い、介護給付費は約6%の大幅な伸びとなったことから、第5期計画では、本市第1号被保険者保険料基準額を従前の3,890円から5,480円と大幅に上げざるを得なかった。そのため、第5期計画では、介護保険制度の安定した運営を図るとともに、利用者本人の自立支援の視点のもと、適切な介護保険サービスの利用や介護予防の推進に努めていくこととしている。

(1) 介護保険法

<目的・事業内容>

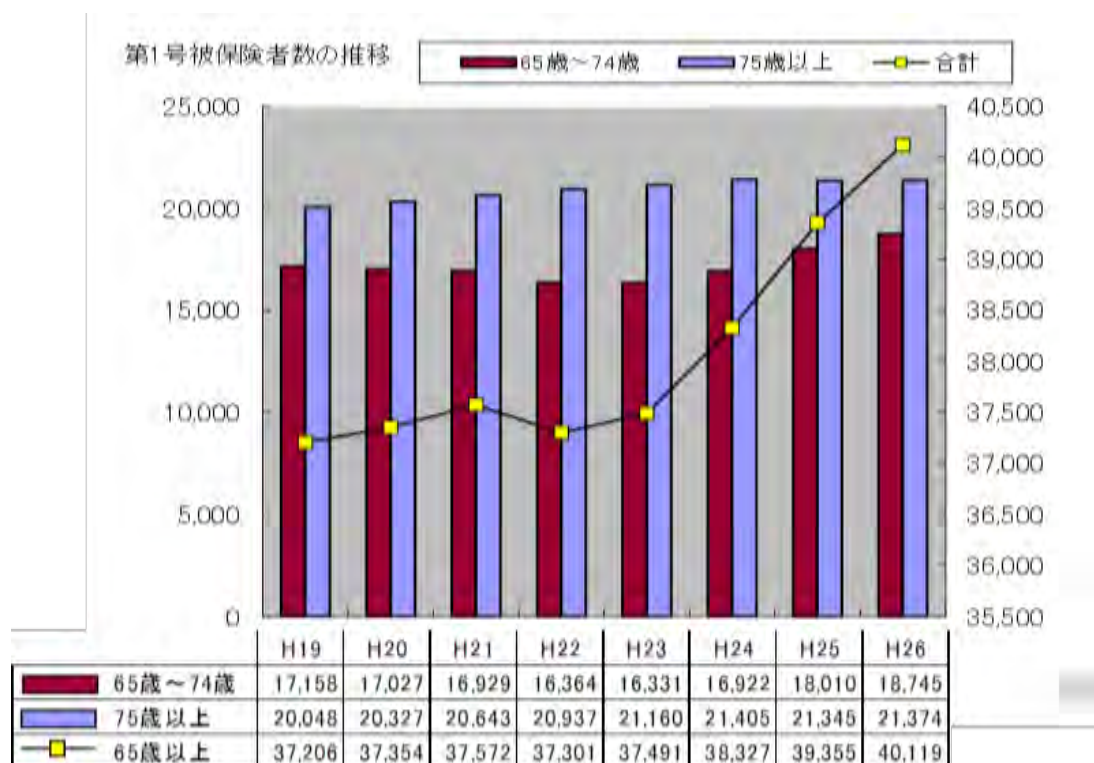
介護保険制度は、国民の共同連帯の理念に基づいて、要介護者及び要支援者等が尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な介護サービスを保険給付等として行うことにより、国民の保健・医療・福祉の向上を図ることを目的とする。

<対象者>

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の人	40歳以上65歳未満の医療保険加入者
受給対象者	要介護・要支援認定を受けた人	加齢による病気（特定疾病）が要因で要介護・要支援認定を受けた人

<第1号被保険者数の推移>

第1号被保険者数は年々増加の傾向にあり、平成15年度以降は後期高齢者が前期高齢者を上回っている。



(各年度3月末現在)

<実績>

①第1号被保険者の介護保険料の収入状況（平成26年度賦課分）

介護保険料を納める方法には、被保険者が受給している公的年金からあらかじめ保険料を天引きされて納める方法（特別徴収）と、市から送付される納付通知書や口座振替等で納める方法（普通徴収）がある。

（単位：円）

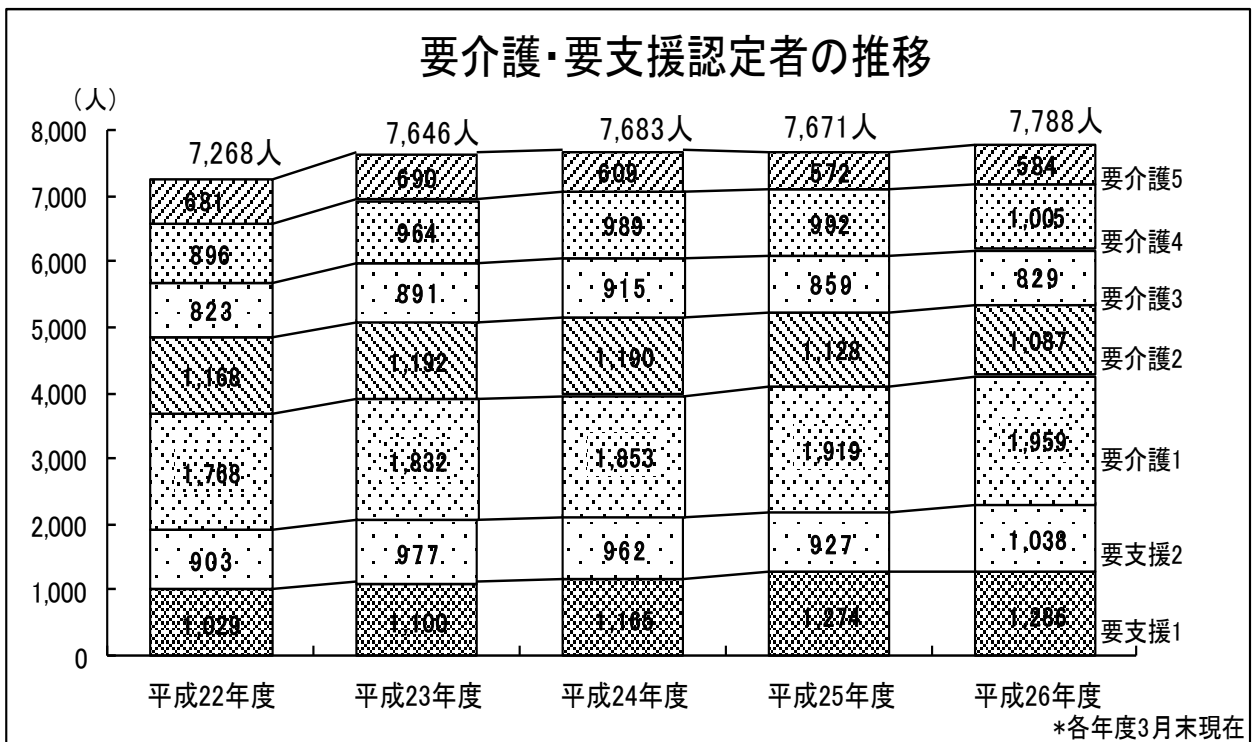
	調定額	収入済額	還付未済額	収入額（%）
特別徴収	1,998,460,090	1,998,460,090	2,162,600	100.00%
普通徴収	268,023,590	229,438,430	244,150	85.60%
合計	2,266,483,680	2,227,898,520	2,406,750	98.30%

※収入済額には還付未済額を含まない。

②要介護認定実施状況

年度	24	25	26
申請数	8,151	7,978	7,713
審査会開催回数	207/年	226/年	227/年

※平成26年度の認定申請件数は、新規1,903件、更新4,993件、区分変更768件、転入49件を合わせて7,713件あり、月平均約643件の申請があった。



平成18年度の介護保険制度改正により、「要支援1」「要支援2」という新たな区分が設けられ、これまでの6段階の区分から7段階となった。これまでの「要介護1相当」に該当した人については、状態の維持改善の可能性が高いかどうかの審査を行い、「要介護1」か「要支援2」の判定を行った。

近年の認定者数（第2号被保険者を含む。）の推移をみると、要支援1・2、要介護1の認定者が過半数を占めている。

③介護サービスの給付状況

根拠法令等	介護保険法	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	(施設サービス) 国 20/100 県 17.5/100 市 12.5/100 保険料 50/100 (施設以外のサービス) 国 25/100 県 12.5/100 市 12.5/100 保険料 50/100

要介護状態となっても可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活を継続できるようにするため、「地域密着型サービス」の展開を積極的に図っている。

(平成26年4月審査～平成27年3月審査分 計)

	件数		給付費(千円)
	回/年		
訪問介護	回/年	212,557	825,180
訪問入浴介護	回/年	1,476	16,902
訪問看護	回/年	22,115	148,550
訪問リハビリテーション	日/年	5,817	30,560
通所介護	回/年	171,308	1,254,702
通所リハビリテーション	回/年	109,113	848,215
福祉用具貸与	人	16,596	189,669
短期入所生活介護	日/年	29,725	242,211
短期入所療養介護	日/年	7,785	82,875
居宅療養管理指導	人	7,712	61,009
特定施設入居者生活介護	人	2,047	385,558
居宅介護支援	人	31,846	418,206
福祉用具購入	人	315	10,568
住宅改修	人	328	28,146
居宅サービス計	—	—	4,542,350
介護予防訪問介護	人	87,652	255,459
介護予防訪問入浴介護	回/年	0	0
介護予防訪問看護	回/年	5,528	36,164
介護予防訪問リハビリテーション	日/年	1,908	216,988
介護予防通所介護	人	39,957	176,419
介護予防通所リハビリテーション	人	28,957	41,058
介護予防福祉用具貸与	人	6,889	176,419
介護予防短期入所生活介護	日/年	724	2,851
介護予防短期入所療養介護	日/年	146	1,273
介護予防居宅療養管理指導	人	731	5,999
介護予防特定施設入居者生活介護	人	238	19,440
介護予防支援	人	21,571	91,779
介護予防福祉用具購入	人	247	6,337
介護予防住宅改修	人	344	32,524
介護予防サービス計	—	—	897,029
夜間対応型訪問介護	人	0	0
認知症対応型通所介護	回/年	17,937	152,527
小規模多機能型居宅介護	人	4,040	687,252
認知症対応型共同生活介護	人	2,657	641,505
地域密着型特定施設入居者生活介護	人	777	141,047
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	308	80,148
介護予防認知症対応型通所介護	回/年	865	5,180

介護予防小規模多機能型居宅介護	人	613	32,509
介護予防認知症対応型共同生活介護	人	2	298
地域密着型サービス計	—	—	1,740,466
介護老人福祉施設	人	6,099	1,472,708
介護老人保健施設	人	6,774	1,812,034
介護療養型医療施設	人	2,659	953,685
施設サービス計	—	—	4,238,428
特定入所者介護サービス費	—	—	466,358
高額介護サービス費	—	—	271,236
高額医療合算介護サービス費	—	—	36,963
審査支払手数料	件/年	187,862	6,877
総計	—	—	12,199,707

※給付費は、千円未満四捨五入を行っているため、合計値が合わないものがある。

(2) 介護保険円滑化特別対策事業

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業

根拠法令等	大牟田市介護保険利用者負担額の社会福祉法人による軽減制度に対する助成事業実施要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	県3/4 市1/4

<目的・事業概要>

特に生計が困難な低所得者に対し、介護保険サービスを提供する社会福祉法人が利用料を軽減し、かつ一定の要件を満たす場合、助成を行うもの。

<実績>

区分 年度	実施 法人数	事業対象 者数 (人)	補助額 (千円)				事務費 (千円)	事業費 合計 (千円)
			訪問介護	通所介護	短期入所	小規模多 機能		
24	6	12	10	0	0	0	1	11
25	6	11	8	0	0	0	1	9
26	5	11	3	0	0	47	1	51

(3) 地域包括支援センターの運営

根拠法令等	介護保険法第115条の46	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国 39.5/100 県 19.75/100 市 19.75/100 保険料 21/100

<目的・事業概要>

介護保険制度の改正により地域で暮らす高齢者を介護・福祉・医療などさまざまな面から総合的に支援するため、平成18年4月に4カ所の地域包括支援センターを設置した。平成24年10月からは2カ所増設し、6包括体制で運営を行っている。地域包括支援センターの主な業務は、総合相談・支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業、介護予防ケアマネジメント事業などである。

地域包括支援センター設置状況

	事業所住所	TEL FAX	担当校区
中央地区地域包括支援センター	有明町2丁目3 大牟田市役所内	41-2676 41-2662	上官・大牟田・大正・中友・ 白川・平原
手鎌地区地域包括支援センター	大字手鎌1300-42 手鎌地区公民館内	59-6020 59-6021	明治・手鎌
三池地区地域包括支援センター	大字三池629-2 三池地区公民館内	41-5506 41-5507	高取・三池・銀水・羽山台
駛馬・勝立地区地域包括支援センター	馬込町1丁目20-1 駛馬地区公民館内	41-2020 41-2021	駛馬南・駛馬北・天の原・ 玉川
三川地区地域包括支援センター	上屋敷町1丁目12-3 三川地区公民館内	41-5298 41-5299	みなと・天領
吉野地区地域包括支援センター	大字白銀781-3 吉野地区公民館内	41-6025 41-6026	上内・吉野・倉永

①総合相談・支援事業及び権利擁護事業

高齢者本人やその家族、近隣に暮らす人などから、介護・福祉・医療、高齢者虐待などさまざまな相談を受け下記のとおり対応した。また、平成18年4月の「高齢者虐待の防止・養護者に対する支援等に関する法律」の施行に伴い、高齢者虐待の通報や相談に対応している。特に平成26年度は、各地域包括支援センターの社会福祉士が中心となって高齢者虐待についてのパンフレットを作成し、市民に対する普及啓発を行った。そのほか、大牟田市成年後見センターと連携しながら、認知症などで判断力が不十分な人の権利と財産を守るために成年後見制度に関する相談に対応するとともに、申し立てる人がいない場合の市長申立てなどを行った。

<実績>

地域包括支援センターの相談数【新規のみ】

(平成26年4月～平成27年3月分)

(単位：件)

	中央	手鎌	三池	駛馬・勝立	三川	吉野	総計
介護保険	209	103	189	191	154	149	995
認知症	126	37	63	66	44	195	531
医療・疾病	148	23	57	92	70	276	666
権利擁護・虐待	32	20	22	18	18	39	149
施設	18	17	24	39	10	14	122
障害福祉	26	9	7	20	10	9	81
CM支援	36	15	11	18	50	30	160
予防	110	107	38	56	45	30	386
生活全般	63	10	32	26	24	55	210
その他	49	28	75	51	32	10	245
計	817	369	518	577	457	807	3,545

虐待に対する対応

(単位：件)

虐待の通報〈届出〉件数	48
うち虐待として対応した件数	34
うちやむを得ない措置	1
緊急保護	5

虐待の内容（重複あり）	（単位：件）
身体的虐待	18
介護・世話の放棄・放任	12
心理的虐待	17
性的虐待	0
経済的虐待	10

成年後見制度市長申立て	（単位：件）
申立て済	8
後見等開始	8

②包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域において自分らしい生活を継続していくには、主治医とケアマネジャーの連携、在宅サービスと施設の連携などをもとに、「地域包括ケア」を提供していくことが重要である。そのためには、ケアマネジメントの質の向上とともにケアマネジャーの資質・専門性の向上が不可欠であり、平成26年度も大牟田市介護支援専門員連絡協議会との連携により、共通研修（フォローアップ全体研修）、基礎研修、熟達研修（スーパービジョン研修）の各研修の企画・運営に主体的に関与した。

そのほか、市、介護支援専門員連絡協議会と連携して、26年10月～27年2月の間、協議会より推薦された主任介護支援専門員、地域包括支援センターの主任介護支援専門員、長寿社会推進課の担当者によるケアマネジメントサポートチームを編成し、16カ所（計16回）の事業所を訪問し、22件の相談ケースに対応した。この事業は、短期間で成果が期待できるものではないため、継続事業と位置づけ取り組んでいく必要がある。

また、医療と介護の連携については、大牟田医師会主催の地域在宅医療推進事業研修会にスタッフとして参加・協力し、一翼を担った。

③介護予防ケアマネジメント事業

予防給付（要支援1・2プラン作成状況）

介護予防サービスにかかる要支援1・2と認定された人に対する介護予防プランを地域包括支援センターにおいて作成した。また、地域包括支援センターの出先機関（サブセンター）として位置づけた介護予防・相談センターと一体となって事業の推進を図った。

要支援1・2プラン作成件数

（平成26年4月～平成27年3月分）

（単位：件）

			中央	手鎌	三池	駛馬・勝立	三川	吉野	合計
委託	居宅	新規	99	50	98	79	44	62	432
		初回	25	3	10	0	5	0	43
		継続	2,693	854	2,411	1,354	1,571	1,095	9,978
直営	包括	新規	4	16	31	17	22	16	106
		初回	3	1	0	3	1	0	8
		継続	1,105	193	929	293	269	422	3,211
	サブセンター	新規	48	20	53	26	9	34	190
		初回	15	8	9	9	2	0	43
		継続	1,866	877	1,752	1,493	704	916	7,608
合計			5,858	2,022	5,293	3,274	2,627	2,545	21,619

④大牟田市地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの設置及び運営にあたり、中立性、公正性を確保するとともに、センターの適正かつ円滑な運営を図ることを目的として、平成17年9月に「大牟田市地域包括支援センター運営協議会」を

設置し、センターから提出された事業計画・事業報告、収支予算・決算等により、適正に運営がなされているかについて確認を行っている。

<実績>

区分	年度	24	25	26
開催回数		5	4	4

平成26年度開催状況

	期 日	内 容
第1回	H26年5月26日	平成25年度大牟田市地域包括支援センター事業実績報告 ほか
第2回	H26年10月23日	平成26年度大牟田市地域包括支援センター事業実績報告(4月～8月) ほか
第3回	H26年12月25日	平成26年度大牟田市地域包括支援センター事業実績報告(9月～11月) ほか
第4回	H27年3月27日	平成27年度大牟田市地域包括支援センター事業計画(案)について ほか

(4)介護予防・相談センターの運営

根拠法令等	介護保険法第115条の46	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国 39.5/100 県 19.75/100 市 19.75/100 保険料 21/100

<目的・事業概要>

地域包括支援センターと介護予防・相談センターは、お互いに連携し、地域において各種相談の受付を行うとともに、介護予防事業、高齢者福祉事業の適用にあたり、相談者、事業利用希望者等を訪問し実態調査も行った。

介護予防・相談センター設置状況

介護予防・相談センター名	事業所住所	TEL FAX	担当校区
大牟田市社会福祉協議会	瓦町9-3	57-2541 57-2528	上官・大牟田・大正・ 中友・白川・平原
大牟田医師会	不知火町2丁目144	41-5446 57-6130	
延寿苑	大字歴木1807-1291	51-4340 51-4350	高取・三池・ 羽山台・銀水
済生会大牟田	大字田隈599-18	53-2491 52-8898	
サン久福木	大字久福木894	55-2035 55-2013	
こもれび	中町1丁目4-1	41-5321 55-5077	明治・手鎌
天光園	大字橘1494-1	50-0844 58-2866	上内・吉野・倉永
美さと	南船津町1丁目10	57-3310 54-5575	みなと・天領
サンフレンズ	沖田町510	43-1272 43-1273	駛馬南・駛馬北・ 天の原・玉川
やぶつばき	青葉町130-2	51-8880 54-3333	

(5) 介護予防事業及び任意事業の推進

根拠法令等	介護保険法 第115条 の45	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	(介護予防事業) 国 25/100 県 12.5/100 市 12.5/100 保険料 50/100 (任意事業) 国 39.5/100 県 19.75/100 市 19.75/100 保険料 21/100

<目的・事業概要>

平成18年4月より施行された改正介護保険法に基づき地域支援事業が創設され、介護予防事業（二次予防事業対象者（いきいきシニア）向け、一般高齢者向け）及び任意事業に取り組んだ。

① 介護予防事業(二次予防事業対象者(いきいきシニア)向け事業)

要支援、要介護等の要介護認定を受けていないが、現状が継続すると要介護状態になるリスクの高い高齢者に対し、地域包括支援センターのケアマネジメントに基づき、事業を実施した。

ア. 筋力アップ教室事業

マシントレーニングを3ヵ月間（25回シリーズ）にわたり実施した。

区分 \ 年度	24	25	26
利用者数	70	106	97
事業費(千円)	5,586	8,337	8,337

イ. 歯にかみ教室（口腔機能向上）事業

参加者の口腔状態を把握し、個別プログラムにより口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関する訓練などを4ヵ月間にわたり実施した。

区分 \ 年度	24	25	26
利用者数	28	23	43
事業費(千円)	1,500	1,500	2,218

ウ. 事業所提案介護予防通所事業

身体機能の低下、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある高齢者を対象とし、事業所が取り組んでいる介護予防を目的としたプログラム（運動機能改善、栄養改善、口腔ケア、認知症予防等）を3ヵ月にわたり実施した。

区分 \ 年度	24	25	26
利用者数	15	34	45
事業費(千円)	310	1,129	1,394

エ. 温泉活用介護予防通所事業

身体機能の低下、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある高齢者を対象とし、温泉施設を活用した介護予防を目的としたプログラム（運動機能改善、栄養改善、口腔ケア、認知症予防等）を4ヵ月にわたり実施した。

区分 \ 年度	24	25	26
利用者数	33	30	53
事業費(千円)	1,164	2,722	3,680

オ. もの忘れ予防通所事業

認知症予防及び進行遅延のための指導を3ヵ月にわたり実施した。また、26年度からは通年開催を開始した。

区分	年度	24	25	26
利用者数		11	43	35
事業費(千円)		495	1,195	1,857

カ. 生活応援隊派遣事業

高齢者が自立した日常生活を送れるようにするため、生活応援隊員(ヘルパー)による生活支援及び自宅でできる介護予防プログラムを実施した。

区分	年度	24	25	26
利用者数		45	14	11
事業費(千円)		1,232	326	177

②介護予防事業(一次予防事業対象者(一般高齢者)向け事業)

65歳以上の高齢者に対し、在宅生活等の継続や地域の交流を目的として、事業を実施した。

ア. 健康づくり市民サポーター養成研修事業

介護予防事業(運動機能向上・低栄養改善・口腔機能向上等)や救急法、筋力トレーニングやストレッチの方法の研修を3ヵ月間にわたり実施し、研修修了後、筋力アップ教室や口腔ケア教室等において、指導者の補助や記録等を行うボランティアを平成16年度より養成している。

年々、受講希望者が減少しており、サポーターのあり方を検討するため、平成25～26年度については養成研修を行わず、サポーターとの意見交換会を実施した。

区分	年度	24	25	26
養成者数		3		
事業費(千円)		126		

イ. よかば〜い体操普及事業

<巡回教室・体験教室>

家庭でできる運動器の機能低下防止の体操を地域において行い、予防に対する意識付けと機能の維持・向上を図った。

区分	年度	25		26	
		巡回教室	体験教室	巡回教室	体験教室
延実施回数		555	979	631	989
延利用者数		6,687	10,482	7,530	11,541
事業費(千円)		3,864	7,199	4,417	7,749

<指導者養成事業>

地域交流施設や地域の団体等で「よかば〜い体操」を実施できるようにするため、専門の指導者を養成した。

区分	年度	24	25	26
養成者数		15	23	14
事業費(千円)		132	72	108

ウ. 歯にかみ巡回教室

地域に講師を派遣し、口腔ケアの大切さや嚥下機能を高めるトレーニング法について啓発、指導し、口腔機能等の維持・向上を図った。平成21年度より1回教室、平成23年度より3回教室を実施した。

区分	年度		25		26	
	1回教室	3回教室	1回教室	3回教室	1回教室	3回教室
延実施回数	13	11	9	7		
延利用者数	195	396	236	237		
事業費(千円)	631			410		

エ. 老人クラブ介護予防活動支援事業

大牟田市老人クラブ連合会に委託し、介護予防に資する運動に係る大会や教養講座等を開催した。

区分	年度	24	25	26
事業費(千円)		3,630	3,630	3,729

③任意事業

支援が必要な高齢者に対し、在宅生活等の継続等を目的として、事業を実施した。

ア. 自立支援配食サービス事業

平成25年6月末をもって市の配食事業を廃止しており、これに伴い、毎年高齢者の見守りに協力できる民間の配食事業所の情報を収集し、取りまとめた一覧表を作成し、各地域包括支援センター、介護予防・相談センター、居宅介護支援事業所及び市民等へ周知している。

イ. 成年後見制度利用支援事業

身寄りがなく、認知症等により判断能力が不十分な高齢者に対し支援を行うため、制度の紹介を行うとともに、審判請求ができない方に対しては市が申立てを行った。そのほか、平成26年4月に大牟田市総合福祉センター内に大牟田市成年後見センターを設置し、成年後見制度に関する相談支援や普及啓発を行うとともに、「成年後見活用講座」や「成年後見人実務養成講座」等を開催しながら市民後見人を養成・登録・活用し、後見活動にも取り組んだ。

区分	年度	24	25	26
市長申立件数		4	14	8
事業費(千円)		1,183	2,108	16,436

ウ. 介護用品給付サービス事業(紙おむつ給付)

在宅で寝たきりや認知症等により排尿、排便の支援が必要な高齢者及び介護者の負担及び費用負担の軽減を図るため、紙おむつを支給している。

区分	年度	24	25	26
利用実人員		511	268	254
事業費(千円)		7,244	5,358	5,580

エ. 緊急通報システム事業

ひとり暮らしで健康に不安があり、常時注意を要する高齢者に緊急通報機器を貸与し、急病及び災害などの緊急時に迅速かつ適切に対応することにより、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。

区分	年度	24	25	26
設置台数		441	393	340

事業費(千円)	10,058	9,075	8,326
---------	--------	-------	-------

※設置台数は、年度末の稼働台数

オ. あんしん見守り事業

緊急時における連絡手段の確保が困難なひとり暮らしの高齢者に対してテレビ電話を貸与し、急病及び災害などの緊急時に迅速かつ適切に対応することにより、高齢者の福祉の増進に資することを目的として、平成24年度より実施している。

区分	年度	24	25	26
設置台数		40	55	58
事業費(千円)		923	1,414	1,817

※設置台数は、年度末の稼働台数

カ. 排せつケア推進事業

排泄の自立を支援することにより、本人の尊厳を支え、生活の質の向上を図ることを目的として、尿失禁予防教室や排せつケア研修会等を開催している。

区分	年度	24	25	26
尿失禁予防教室	開催回数(回)		4	12
	参加者数(人)		94	223
排せつケア研修会	開催回数(回)		8	8
	参加者数(人)		201	126
排せつセミナー	開催回数(回)	5	1	1
	参加者数(人)	164	16	96
排せつケア相談会	開催回数(回)	9	12	12

(6) 介護費用適正化事業

根拠法令等	①介護保険法第23条	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10
	②ケアマネジメントサポート事業実施要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国 39.5/100 県 19.75/100 市 19.75/100 保険料 21/100
③介護保険法23条	所管課	長寿社会推進課	
	負担割合	国 39.5/100 県 19.75/100 市 19.75/100 保険料 21/100	

<目的・事業概要>

- ①地域密着型サービス事業所への実地指導及び福岡県（県南保健福祉環境事務所）が行う実地指導に同行し、事業所の運営状況等を把握しながら、不適正な介護サービスの提供となっていないかなどの確認を行い、必要に応じて改善・自主点検・返還を指導し、給付適正化を図る。
- ②主任介護支援専門員、地域包括支援センター、市（保険者）で構成するサポートチームが居宅介護支援事業所を訪問し、介護支援専門員が抱える困難事例に対して、助言・指導、さらには地域における社会資源の活用など専門的な視点で提案を行い、よりよいケアの提供とともに介護給付の適正化を推進する。
- ③介護保険のサービスを利用者に、ご利用になられたサービスの種類や、サービスの提供にかかった費用の合計額、利用者負担額をお知らせするためにハガキを送付し、利用者の皆様にサービス内容をご確認いただき、介護サービスの提供の適正化を図る。

(7) 制度の適正運営等の取組み(あんしん介護創造事業)

根拠法令等	大牟田市あんしん介護相談員派遣事業実施要綱	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	国 39.5/100 県 19.75/100 市 19.75/100 保険料 21/100

利用者の権利擁護を促進し安心して介護サービスを利用できる介護環境を構築することを目的として、介護サービスの質の確保・向上を図る「あんしん介護創造事業」に取り組んでいる。このことにより、高齢者が安心してサービスを利用できる介護環境づくりを進めている。

<目的・事業概要>

市民公募によるあんしん介護相談員が市内の介護保険施設を訪問し、サービス利用者の話を聞き、相談活動により疑問や不満・不安の解消を図るとともに、施設等との意見交換などに取り組んでいる。

(8) 大牟田市介護給付費準備基金

根拠法令等	大牟田市介護給付費準備基金条例	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	保険料(第1号被保険者)

<目的・事業内容>

大牟田市では、平成12年度に「大牟田市介護給付費準備基金」を設置している。介護保険においては、保険料を3年ごとに見直すことにより、事業運営期間(3年間)の財政の均衡を図る中期財政運営を行っているが、事業運営を行う中で各年度終了後に剰余金が生じた場合は、基金に積立てを行い、また、介護給付費等が不足した場合には、基金を活用し、不足分の財源に充てることとされている。

第4期計画期間の給付費は、当初の見込みを大幅に上回り、平成23年度においては基金を取り崩すだけでは財源に不足が生じると見込まれたことから、福岡県財政安定化基金より2億円を借り入れた。この借入金については、第5期計画期間中に返済が完了している。

平成26年度の基金異動額としては、第1号被保険者保険料財源不足分が生じなかったことから、取り崩しは行っていない。

<実 績>

平成26年度の基金異動額

(単位:円)

年度当初額	積立額	処分額	年度末基金高
124,140,896	83,531	0	124,224,427

※各年度における額は出納期間を含む。

(9) 制度の周知

制度に対する市民の理解を深め、将来にわたって制度の安定運営を図るために、『かいごほけん白書』の作成、『広報おおむた』及び市公式ホームページへの掲載等による制度周知のほか、学習会等へ講師派遣を行い制度の説明や相談に応じている。

<出前講座実績>

講 座 名	年 度		
	24	25	26
防ごう！高齢者虐待～こんなとき、どうする？～	0	1	4
地域密着型サービスで安心の生活を	0	0	0
頼りになります！地域包括支援センター	1	1	1
本市の介護保険～高齢者のくらしを応援します！～	2	2	6
もっと活用！～わかりやすい成年後見制度～	1	4	0
認知症になっても大丈夫！～明日のあなたのために～	2	7	6
小規模な高齢者福祉施設の見学	0	0	1

元気で長生きするために～生涯学習と介護予防～	2	2	1
体と脳の元気度チェック～いつまでも健康で暮らすために～	9	1	8
尿失禁予防教室			2

(10)相談・苦情への対応

介護保険サービスを利用者が安心して適切に利用できるよう、相談・苦情窓口を設置している。受け付けた相談・苦情は、地域ケア会議を開催するなど関係機関とも協力・連携し迅速かつ適切に解決処理に当たっている。

(11)情報開示の状況

介護保険における認定手続きの透明性を確保するとともに、利用者の心身の状態に基づき適切な保健・医療・福祉サービスが提供されることを目的として、被保険者や居宅介護支援事業者等に介護認定関係資料の開示を行っている。なお、介護予防プラン（要支援1・2）作成のための情報開示は、地域包括支援センターで対応している。

<実 績>

年 度	対 象	内 訳		
		認定調査結果表	主治医意見書	審査判定の経過等
24	個 人	39	12	20
	事業者	3,578	2,934	0
25	個 人	27	17	19
	事業者	3,520	3,401	0
26	個 人	20	15	13
	事業者	3,501	3,416	0

第4節 児童福祉・母子保健

1 次世代育成支援行動計画推進

(1) 次世代育成支援行動計画推進事業

根拠法令等	次世代育成支援対策推進法	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の規定に基づき策定した大牟田市次世代育成支援行動計画「いきいき子どもプランⅡ」を効果的に推進するため、協議会の設置や進捗状況についての集計、報告、協議を行う。

<計画の期間>

平成17年度から平成26年度までの10年間（平成21年度見直し）

<実績>

次世代育成支援対策推進法第21条第1項の規定に基づき、学識経験者、関係団体からの推薦者及び市民公募委員で構成される大牟田市次世代育成支援市民協議会を設置。

2 子育て支援事業

(1) 子ども医療費助成

根拠法令等	大牟田市子ども医療費の支給に関する条例	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県 1/2 市 1/2

<目的・事業内容>

子どもの医療の一部を支給することにより、その疾病の早期治療を促進し、もって保健の向上と福祉の増進を図る。

<支給対象者>

次のすべてに該当する者

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 中学生までの子ども
- ・ 国民健康保険被保険者又は社会保険等の被扶養者
- ・ 生活保護法による保護を受けていないこと

<実績>

区分		年度					
		22	23	24	25	26	
乳幼児	国保	対象者	1,074	1,047	1,119	1,068	1,004
		件数	17,401	18,148	17,794	17,412	16,322
		金額(千円)	41,399	45,022	41,570	40,763	36,439
	社保	対象者	4,891	4,913	4,896	4,857	4,881
		件数	73,509	78,317	77,704	79,148	79,311
		金額(千円)	164,271	173,434	173,796	182,502	174,329

計	対象者	5,965	5,960	6,015	5,925	5,885
	件数	90,910	96,465	95,498	96,560	95,633
	金額(千円)	205,670	218,456	215,366	223,265	210,768
子ども	件数	-	-	-	33	83
	金額(千円)	-	-	-	1,896	4,340
合計	件数	-	-	-	96,593	95,716
	金額(千円)	-	-	-	225,161	215,108

※平成25年4月から対象を小学生の入院費まで拡大（通院は対象外）

※平成26年4月から対象を中学生の入院費まで拡大（通院は対象外）

(2)子ども手当給付

根拠法令等	子ども手当法	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課 子育て支援担当	負担割合 平成22年4月～平成23年9月分 ※平成23年4月からつなぎ法	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳～3歳未満（被用者） 国 11/13, 県 1/13, 市 1/13 ・0歳～3歳未満（非被用者） 国 19/39, 県 10/39, 市 10/39 ・3歳～小学校修了前（第1子, 第2子） 国 29/39, 県 5/39, 市 5/39 ・3歳～小学校修了前（第3子） 国 19/39, 県 10/39, 市 10/39 ・中学生 国 10/10
		負担割合（特措法） 平成23年10月～平成24年3月分	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳～3歳未満（被用者） 国 13/15, 県 1/15, 市 1/15 ・0歳～3歳未満（非被用者） 国 5/9, 県 2/9, 市 2/9 ・3歳～小学校修了前（第1子, 第2子） 国 4/6, 県 1/6, 市 1/6 ・3歳～小学校修了前（第3子） 国 5/9, 県 2/9, 市 2/9 ・中学生 国 10/10 ・特定施設入所等子ども 国 10/10

<目的・事業内容>

次代を担う子供が健やかに育つことを、社会全体で応援することを目的とする。

<支給対象者>

次のすべてに該当する者

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 中学校修了前児童（平成22年4月から）を養育している父母等

<支給額>

平成22年4月から一律13,000円支給（H23.9月分まで）

平成23年10月～

子どもの年齢	子ども手当月額（1人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

<実績>

区分		年度	22	23	24		
					つなぎ法	特措法 (施設分含む)	計
0～3歳	被用者	受給人員(延数)	18,761	23,232	0	3,980	3,980
		支給額(千円)	243,893	317,500	0	59,700	59,700
	非被用者	受給人員(延数)	6,193	7,133	0	1,256	1,256
		支給額(千円)	80,509	97,375	0	18,840	18,840
3歳以上 小学校修了前	被用者	受給人員(延数)	62,568	74,227	16	13,471	13,487
		支給額(千円)	813,384	907,355	208	144,335	144,543
	非被用者	受給人員(延数)	22,789	26,368	60	4,532	4,592
		支給額(千円)	296,257	324,000	780	48,830	49,610
小学校修了後 中学校修了前	被用者	受給人員(延数)	21,929	26,167	0	4,602	4,602
		支給額(千円)	285,077	313,642	0	46,020	46,020
	非被用者	受給人員(延数)	8,832	10,222	12	1,747	1,759
		支給額(千円)	114,816	123,541	156	17,470	17,626
計		受給人員(延数)	141,072	167,349	88	29,588	29,676
		支給額(千円)	1,833,936	2,083,413	1,144	335,195	336,339

※平成24年度については、児童手当への移行により、24年2・3月分の2ヶ月分の支給となっている。(6月支給)

(3)児童手当給付

根拠法令等	児童手当法	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課 子育て支援担当	負担割合	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳～3歳未満(被用者) 国 37/45, 県 4/45, 市 4/45 ・0歳～3歳未満(非被用者) 国 4/6, 県 1/6, 市 1/6 ・3歳～小学校修了前 国 4/6, 県 1/6, 市 1/6 ・中学生 国 4/6, 県 1/6, 市 1/6 ・所得制限超過者 国 4/6, 県 1/6, 市 1/6

<目的・事業内容>

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

<支給対象者>

次のすべてに該当する者

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 中学校修了前児童を養育している父母等

<支給額>

児童の年齢	児童手当月額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

<実績>

平成24年度

区分			児童手当	特例給付	施設入所	計
0～3歳	被用者	受給人員(延数)	18,905	285	0	19,190
		支給額(千円)	283,575	1,425	0	285,000
	非被用者	受給人員(延数)	5,546	18	146	5,710
		支給額(千円)	83,190	90	2,190	85,470
3歳以上 小学校修了前	被用者	受給人員(延数)	59,689	1,554	13	61,256
		支給額(千円)	639,980	7,770	130	647,880
	非被用者	受給人員(延数)	19,800	302	299	20,401
		支給額(千円)	213,540	1,510	2,990	218,040
小学校修了後 中学校修了前	被用者	受給人員(延数)	21,207	918	0	22,125
		支給額(千円)	212,070	4,590	0	216,660
	非被用者	受給人員(延数)	7,588	160	234	7,982
		支給額(千円)	75,880	800	2,340	79,020
計	受給人員(延数)		132,735	3,237	692	136,664
	支給額(千円)		1,508,235	16,185	7,650	1,532,070

※平成24年度については、子ども手当からの移行により、24年4月分から25年1月分までの10ヶ月分の支給となっている。

平成25年度

区分			児童手当	特例給付	施設入所	計
0～3歳	被用者	受給人員(延数)	22,457	372	0	22,829
		支給額(千円)	336,855	1,860	0	338,715
	非被用者	受給人員(延数)	6,535	55	185	6,775
		支給額(千円)	98,025	275	2,775	101,075
3歳以上 小学校修了前	被用者	受給人員(延数)	72,001	2,236	24	74,261
		支給額(千円)	771,885	11,180	240	783,305
	非被用者	受給人員(延数)	23,049	394	316	23,759
		支給額(千円)	249,055	1,970	3,160	254,185
小学校修了後 中学校修了前	被用者	受給人員(延数)	24,782	1,257	0	26,039
		支給額(千円)	247,820	6,285	0	254,105
	非被用者	受給人員(延数)	8,605	266	234	9,105
		支給額(千円)	86,050	1,330	2,340	89,720
計	受給人員(延数)		157,429	4,580	759	162,768
	支給額(千円)		1,789,690	22,900	8,515	1,821,105

平成26年度

区分			児童手当	特例給付	施設入所	計
0～3歳	被用者	受給人員(延数)	21,835	349	0	22,184
		支給額(千円)	327,525	1,745	0	329,270
	非被用者	受給人員(延数)	5,974	63	230	6,267
		支給額(千円)	89,610	315	3,450	93,375
3歳以上 小学校修了前	被用者	受給人員(延数)	72,653	2,023	24	74,700
		支給額(千円)	779,000	10,115	240	789,355
	非被用者	受給人員(延数)	22,099	404	328	22,831
		支給額(千円)	238,630	2,020	3,280	243,930

小学校修了後中学校修了前	被用者	受給人員(延数)	24,283	1,183	0	25,466
		支給額(千円)	242,830	5,915	0	248,745
	非被用者	受給人員(延数)	7,853	246	192	8,291
		支給額(千円)	78,530	1,230	1,920	81,680
計		受給人員(延数)	154,697	4,268	774	159,739
		支給額(千円)	1,756,125	21,340	8,890	1,786,355

(4) 児童扶養手当給付

根拠法令等	児童扶養手当法	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	国1/3 市2/3

<目的・事業内容>

手当を支給することにより、父または母と生計を同じくしていない児童の福祉の増進を図る。

<支給対象者>

次のすべてに該当する者

- ・ 父または母と生計を同じくしていない、18歳未満の児童、又は20歳未満の児童で一定以上の障害を有するこれらの児童を養育している者
- ・ その者及び扶養義務者の前年の所得額が制限額未満であること

<支給額>

区分	全額支給	一部支給
1人目	42,000円	41,990円～9,910円
2人目	5,000円加算	
3人目以降	3,000円加算	

※平成27年4月現在支給額

<実績>

年度	件数	22	23	24	25	26	原因別			
							離婚	遺棄	死亡	その他
新法	支給額(千円)	759,353	787,356	769,468	757,514	739,335	1,411	2	10	193

※平成22年8月から父子家庭も対象となった。

(5) 母子生活支援施設事業

根拠法令等	児童福祉法第23条・第38条	所管課	児童家庭課
		負担割合	国1/2 県1/4 市1/4

<目的・事業内容>

配偶者のない女子又は、これに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する。

<実績>

区分		年度	22	23	24	25	26
措置	世帯数(月平均)		84(7)	83(7)	71(6)	54(5)	53(4)
	人員(月平均)		192(16)	217(18)	217(18)	168(14)	153(13)
措置費(千円)			22,429	25,529	18,191	15,892	13,552

※市が措置したもの

※平成26年3月末大牟田市母子生活支援施設廃止。

(6)助産施設

根拠法令等	児童福祉法第22条・第36条	所管課	児童家庭課
-------	----------------	-----	-------

<目的・事業内容>

保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入院させて、助産を受けさせる。

<施設の概要>

平成22年4月1日設置

名称	大牟田市立病院助産施設
所在地	大牟田市宝坂町2丁目19-1
定員	1名

※市が設置していた助産施設については、平成22年4月1日付で廃止

(7)児童家庭相談室の設置

根拠法令等	大牟田市児童家庭相談室設置要綱	所管課	児童家庭課
-------	-----------------	-----	-------

<目的・事業内容>

児童家庭福祉に関する相談業務を充実強化し、家庭における適正な児童養育その他児童家庭福祉の向上を図るため、児童家庭相談室を設置し相談を受ける。

<実績>

①内容別相談受付人数

相談内容		年度				
		22	23	24	25	26
養護相談	児童虐待	98	103	84	64	68
	その他	62	80	49	142	139
保健相談		0	3	2	0	0
障害相談		6	8	6	4	7
非行相談		4	2	4	8	10
育成相談	不登校	29	42	23	25	22
	その他	20	15	4	10	11
その他の相談		32	27	60	98	99
合計		251	280	232	351	356

②年齢別相談受付人数

年齢区分		年度				
		22	23	24	25	26
未就学児（0～3歳）		81	87	76	98	69
（4～6歳）		48	46	42	58	95
小学校低学年（1～3年生）		40	44	37	50	53
高学年（4～6年生）		33	34	37	39	50
中学生（12～15歳）		40	53	30	61	65
～18歳		9	16	10	45	24
合計		251	280	232	351	356

③対応延べ件数

区分		年度	
		25	26
電話対応		1,617	1,966

来庁	166	237
訪問	126	211
その他	355	331
合計	2,264	2,745

※②の合計受付人数を1年間に対応した延べ件数

(8)子ども支援ネットワーク事業

根拠法令等	児童福祉法第25条の2第1項	所管課	児童家庭課
-------	----------------	-----	-------

<目的・事業内容>

児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会として、「大牟田市子ども支援ネットワーク」を設置し、保護者のいない児童または保護者に監護させる事が不相当であると認められる児童及びその保護者の早期発見を図り、関係機関と要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を円滑に行う。

<構成機関>

大牟田医師会
大牟田警察署
大牟田市社会福祉協議会
大牟田市小学校長会
大牟田市中・特別支援学校長会
大牟田市保育所連絡協議会
大牟田市民生委員・児童委員協議会
大牟田地区私立幼稚園協会
子ども家庭支援センターあまぎやま
福岡県弁護士会
福岡法務局柳川支局
柳川人権擁護委員協議会
大牟田児童相談所
大牟田市教育委員会
大牟田市（福祉事務所及び保健所を含む）

大牟田市子ども支援ネットワーク会議の開催回数

会議名 \ 年度	22	23	24	25	26
代表者会議	1	1	1	1	1
実務者会議	12	12	12	12	12
個別ケース検討会議	45	34	18	29	21

※実務者会議は、平成22年度までは、要保護児童定期検討会として2構成機関（児童相談所・市）で実施。

※平成23年度に実務者会議の位置づけを行う。

※平成25年度に実務者会議を3構成機関（児童相談所・教育委員会・市）とする。

3 母子父子寡婦福祉

(1) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条・第14条・ 第31条の6・第32条	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県10/10

<目的・事業内容>

各種資金の貸付を通じて、母子家庭等寡婦世帯の経済的自立・生活の安定を図る。

<母子及び寡婦福祉資金の貸付状況(決定分)>

資金名	貸付 限度額 (千円)	利息	22年度 貸付状況		23年度 貸付状況		24年度 貸付状況		25年度 貸付状況		26年度 貸付状況	
			件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)
事業開始 資金	2,830	無利子 (1.5%)										
事業継続 資金	1,420	無利子 (1.5%)										
修学 資金	高校 公立 18 私立 30	無利子	1	648	1	720	1	828			1	540
	高等専 門学校 公立 21 私立 32	無利子										
	大学 公立 45 私立 54	無利子										
	その他 公立 30 私立 53	無利子	2	2,976	2	2,280					2	2,640
修業資金	68 (460)	無利子										
就学支度 資金	高校等 150 大学等 370	無利子	1	580	6	1,150	1	160	2	730	5	1,587
住宅資金	1,500 (特別 2,000)	無利子 (1.5%)										
就職支度 資金	100 (220)	無利子 (1.5%)										
技能習得 資金	68 (460)	無利子 (1.5%)					1	1,080	1	1,080	2	2,760
生活資金	141 103	無利子 (1.5%)					1	1,080	1	1,080		
結婚資金	300	無利子 (1.5%)										
転宅資金	260	無利子 (1.5%)										
合 計			4	4,204	9	4,150	4	3,148	4	2,890	10	7,527

※貸付限度額は、平成26年4月1日現在

※修学資金、就学支度資金の貸付限度額は、自宅通学の場合

※技能習得資金の()金額は、自動車運転免許の場合

※就職支度資金の()金額は、自動車購入の場合

※修学資金、修業資金、就学支度資金については、保証人の有無に関わらず無利子。その他資金については、保証人を立てた場合は無利子、保証人を立てられない場合は年に1.5%の有利子。

※26年10月1日より父子家庭も対象となった。

(2)ひとり親家庭等医療費助成事業

根拠法令等	大牟田市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県 1/2 市 1/2

<目的・事業内容>

母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童に対し医療費の一部を支給することにより、その者の福祉の向上を図る。

<支給対象者>

次のすべてに該当する者

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、父母のいない児童
- ・ 国民健康保険、後期高齢者医療保険又は社会保険に加入している者
- ・ 生活保護法による保護を受けていないこと
- ・ 本人及び扶養義務者の前年の所得が児童扶養手当法施行令に定める額を超えていない者

<実績>

区分		年度				
		22	23	24	25	26
国保	対象者	1,515	1,451	1,542	1,405	1,309
	件数	20,233	14,149	14,410	12,761	12,585
	金額(千円)	64,753	51,344	50,244	44,042	43,255
後期	対象者	1	0	0	0	0
	件数	6	-1	0	0	0
	金額(千円)	9	-4	0	0	0
社保	対象者	2,094	2,124	2,007	2,028	2,076
	件数	19,217	18,813	18,749	18,427	19,967
	金額(千円)	59,638	54,699	55,534	52,047	58,733
計	対象者	3,610	3,575	3,549	3,433	3,385
	件数	39,456	32,961	33,159	31,188	32,552
	金額(千円)	124,400	106,039	105,778	96,089	101,988

※平成20年9月末で、一人暮らしの寡婦対象外（平成22年9月末まで経過措置）

(3)高等職業訓練促進給付金等事業

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条・第31条の10 大牟田市高等職業訓練促進給付金等要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	国 3/4 市 1/4

<目的・事業内容>

母子家庭の母・父子家庭の父の就職に有利な資格の取得を促進し、就職を支援するため、給付金を支給する事業。（支給上限2年）

<対象資格>

- ・ 看護師（准看護師を含む）
- ・ 介護福祉士
- ・ 保育士
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士

<実績>

区分 \ 年度	22	23	24	25	26
准看護師	14	17	17	15	19
看護師	4	2	2	0	1
介護福祉士	0	0	1	1	0
保育士	0	0	0	0	0
理学療法士	0	0	0	0	0
作業療法士	0	1	1	1	1
給付者合計	18	20	21	17	21
事業費 (千円)	25,030	28,173	27,809	18,646	22,132
給付者のうち卒業者数 (人)	9	8	13	8	10
給付者のうち資格取得者 (人)	9	8	13	8	10
給付者のうち就職者 (人)	9	7	12	7	10

(4) 自立支援教育訓練給付金事業

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条・第31条の10 大牟田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	国3/4 市1/4

<目的・事業内容>

母子家庭の母・父子家庭の父が就職につながる能力開発のための教育訓練を受講し、修了した場合、受講費の一部を助成する事業であり、平成24年度から実施。

<対象講座>

雇用保険制度の教育訓練給付金の指定講座で、就労に結びつく可能性の高い講座

<実績>

区分 \ 年度	24	25	26
対象講座の指定 (件)	1	0	0
給付金の支給 (件)	0	0	0
事業費 (千円)	0	0	0

4 保育事業

(1) 公立保育所管理運営・私立保育所運営支援事業

根拠法令等	児童福祉法24条 大牟田市保育の実施に関する条例 大牟田市保育の実施に関する条例施行規則	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	国1/2 県1/4 市1/4

<目的・事業内容>

保護者の労働等の理由により保育に欠ける児童について、公立保育所に入所させ、私立保育所に委託して、又は管外の保育所に委託して保育を実施し、児童の健全育成と福祉の充実を図る。

<実績>

区分	年度	22	23	24	25	26
	保育所数		22	22	23	23
定員		2,210	2,220	2,270	2,270	2,280
公立		170	170	80	80	80
私立		2,040	2,050	2,190	2,190	2,200
公立	人員	(171) 2,054	(169) 2,029	(169) 2,029	(90) 1,078	(94) 1,128
私立	人員	(2,033) 24,392	(2,080) 24,962	(2,080) 24,962	(2,292) 27,501	(2,304) 27,645
	委託費(千円)	1,728,567	1,796,705	1,796,705	2,005,128	2,053,163
管外	人員	(45) 542	(42) 504	(42) 504	(20) 240	(16) 196
	委託費(千円)	37,743	35,441	35,441	18,778	14,314
合計	人員	(2,249) 26,988	(2,291) 27,495	(2,291) 27,495	(2,402) 28,819	(2,414) 28,969
	委託費(千円)	1,766,310	1,832,146	1,832,146	2,023,906	2,067,477

※()は月平均

※平成24年4月から歴木保育所が民間移譲、また認定こども園わかば保育園が設置された。

(2) 養護児(障害児)保育事業

根拠法令等	大牟田市養護児保育実施要綱 大牟田市養護児保育事業費補助金 交付要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	(保育所分)市10/10 (学童分)国1/3 県1/3 市1/3

<目的・事業内容>

身近な地域で保育が受けられる環境をつくるため、大牟田市養護児保育実施要綱に基づき、保育士や指導員を配置する民間保育所や学童保育所・学童クラブに対して補助金を交付する。結果として、心身に障害を有する等の理由により支援を必要とする児童を一般の児童とともに集団保育することにより、当該児童の心身の発達を助長し、養護児(障害児)の福祉の推進を図る。

<保育所実績>

年度		22	23	24	25	26
区分						
保育所養護児(障害児)保育	実施施設数	6	6	9	11	8
	児童数	16	15	19	25	20
	事業費(千円)	5,643	5,940	21,057	33,307	29,435

※保育所養護児(障害児)保育事業は、平成15年4月から一般財源化。実施施設数・児童数については、公立・私立保育所合算して計上。事業費については私立保育所分のみ計上。(養護児保育審査会報酬も含む。)

<学童実績>

年度		22	23	24	25	26
区分						
学童養護児(障害児)保育	実施施設数	5	5	7	9	8
	児童数	11	11	10	12	11
	事業費(千円)	6,035	5,955	8,291	9,349	8,467

(3)一時預かり事業

根拠法令等	大牟田市一時預かり事業実施要綱 大牟田市一時預かり事業費補助金交付要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当（登録時） 各実施保育所（利用時）	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3

<目的・事業内容>

保育所入所の対象にならない就学前児童の保護者の不定期な就労や病気、育児に伴う心理的・肉体的負担の解消のため一時的な保育を行い、仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を支援する。

<実績>

区分 \ 年度	22	23	24	25	26
実施施設数	4	4	5	5	5
児童数	(21) 990	(22) 1,037	(24) 1,422	(24) 1,422	(22) 1,192
事業費（千円）	4,200	4,200	5,780	5,780	7,579

※()は、1か所当たり月平均。

(4)延長保育事業

根拠法令等	大牟田市延長保育促進事業実施要綱 大牟田市延長保育促進事業費補助金交付要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	各実施保育所	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3

<目的・事業内容>

保護者の多様な就労形態や緊急の理由等に対応して、保育時間を延長し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

<実績>

区分 \ 年度	22	23	24	25	26
実施施設数	5	6	5	5	5
児童数（月平均）	153	181	146	149	140
事業費（千円）	7,000	8,010	6,675	6,675	6,710

※児童数(月平均)は、実利用児童数の平均。

※補助対象施設のみ計上。

(5)休日保育事業

根拠法令等	大牟田市休日保育事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口 実施場所	天領保育所	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3

<目的・事業内容>

日曜日や国民の祝日等において、保護者の就労より家庭で保育できない児童を対象として保育所での預かりを行うことにより、子育てと仕事の両立を支援する。

<対象者>

次のすべてに該当する者

- ・大牟田市内在住で市内の認可保育所に通所している児童
- ・休日に就労のため保育できない世帯の児童
- ・健康で集団保育が可能な児童

<実績>

年度	24	25	26
登録数	17	42	52
利用者数	14	131	205
事業費（千円）	272	1,224	1,356

※平成24年6月より預かり開始

(6) つどいの広場・子育て支援センター事業

根拠法令等	大牟田市つどいの広場事業実施要綱 大牟田市子育て支援センター事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	つどいの広場（えるる1階）	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3

<目的・事業内容>

おおむね3歳以下の子どもとその保護者が気軽に集い、交流することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図るため、青少年教育等多目的施設（フレンズピアおおむた）の2階において平成18年10月から実施している。子育てをする親とその子どもの交流・集いの場の提供、子育てに関する相談及び援助、地域における子育てに関する情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施することにより、次世代育成及び地域の子育て機能の充実を図る。

平成19年4月からは子育て支援センターを同施設に移設・統合し、事業を一体的に推進している。平成22年4月からは、子育てサポーター登録制度を発足し、市民との協働による子育て支援を展開している。平成25年10月からは、大牟田市市民活動等多目的交流施設（えるる）の1階に移転し事業継続している。

<実績>

年度	22	23	24	25	26
登録組数（組）	(57) 682	(55) 654	(45) 537	(57) 681	(65) 781
利用組数（組）	(377) 4,524	(294) 3,525	(282) 3,383	(337) 4,047	(453) 5,433
利用人数（人）	(847) 10,164	(682) 8,179	(645) 7,737	(789) 9,472	(1,033) 12,400
講座開催回数（回）	13	12	12	12	12
講座参加人数（人）	381	314	206	241	313
子育て相談数（件）	226	214	338	322	490
リズム遊び開催数（回）	36	24	12	12	12
リズム遊び参加数（組）	716	389	207	236	411
子育てサポーター登録数（人）	7	17	23	27	30
子育てサポーター活動件数（回）	177	209	323	407	404
事業費（千円）	3,468	3,371	3,274	3,373	3,342

※（ ）は、月平均。

(7)子育て短期支援事業

根拠法令等	大牟田市子育て短期支援事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当・母子保健担当	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3

<目的・事業内容>

児童を養育している家庭の保護者の病気等又は保護者の仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となる場合、夫の暴力等により緊急一時的に母子の保護を必要とする場合に、児童福祉施設で一定期間内養育又は保護を行う。

平成25年度末をもって母子生活支援施設を廃止したことにより、夫の暴力等により緊急一時的に母子の保護を必要とする場合の受入れを中止した。

<実績>

区分		年度				
		22	23	24	25	26
ショートステイ事業	利用者数	1	2	6	6	4
	延日数	4	9	45	56	11
	事業費(千円)	11	60	407	509	61
トワイライトステイ事業	利用者数	4	6	2	2	2
	延日数	11	9	10	22	4
	事業費(千円)	29	24	13	28	10

(8)病後児保育事業

根拠法令等	大牟田市病後児保育事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3

<目的・事業内容>

保育所等に通所中の児童等が病気の回復期であり、集団保育の困難な期間、一時的に施設が預かることにより子育てと仕事の両立を支援するものである。

<対象者>

生後2ヵ月から小学3年生まで

<実績>

区分	年度				
	22	23	24	25	26
利用児童数(月平均・人)	327(27)	294(25)	207(17)	183(15)	199(17)
事業費(千円)	4,373	4,300	4,291	4,316	4,369

(9)ファミリー・サポート・センター事業

根拠法令等	大牟田市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	おおむたファミリー・サポート・センター	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3

<目的・事業内容>

地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり行う相互援助活動を支援することで子育てをする者の仕事と育児の両立支援及び児童福祉の向上を目的とする。

<会 員>

次のすべてに該当する者

- ・市内に居住する者
- ・援助会員は20才以上で健康で積極的に援助活動ができる者
- ・依頼会員は乳幼児又は小学生を養育している者
- ・援助会員は講習会等を受講した者

<実 績>

区分 \ 年度	22	23	24	25	26
会員数	823	890	940	838	891
活動数（月平均）件	954(80)	995(83)	342(29)	411(34)	832(69)
事業費（千円）	4,284	4,284	4,284	4,284	4,406

※平成13年4月から、大牟田市社会福祉協議会に委託

(10)放課後児童健全育成事業(学童保育)

根拠法令等	大牟田市学童保育所条例 大牟田市学童保育所条例施行規則 大牟田市学童クラブ運営要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	学童保育所は各学童保育所 学童クラブは児童家庭課	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3

<目的・事業内容>

昼間労働等のため保護者が家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えることにより、児童の健全な育成を図り、その福祉の向上のため、学童保育所・学童クラブを設置運営するものである。

学童保育所の管理・運営については、平成18年度より指定管理者制度を導入。

学童クラブの運営については、平成21年度より業務委託により実施。

平成23年度より土曜日や夏休み等の長期休暇の開所時間について「午前9時から」を「午前8時から」に改善。

平成25年度から、未整備校区の児童を対象に、近隣学童保育所・学童クラブまでの送迎事業を実施し、4未整備校区中の3校区で事業実施。

<対象児童>

小学校1年からおおむね3年までの児童、又は小学校4年生から6年生までの障害を有する児童

<実 績>

区分 \ 年度	22	23	24	25	26	
三池学童保育所	月平均	41	33	41	42	42
	延人員	487	398	494	506	502
高取学童保育所	月平均	22	21	10	18	20
	延人員	266	256	123	216	245
中友学童保育所	月平均	26	21	16	21	27
	延人員	311	256	194	248	319
みなと学童保育所	月平均	30	33	30	37	36
	延人員	361	389	354	443	431
白川学童保育所	月平均	42	45	42	39	40
	延人員	508	541	500	467	484
銀水学童保育所	月平均	45	38	42	39	40
	延人員	540	456	509	471	481

吉野学童保育所	月平均	54	52	44	49	49
	延人員	654	620	526	587	592
笹原学童保育所	月平均	30	34	34	-	-
	延人員	358	411	411	-	-
大牟田学童保育所	月平均	40	43	45	43	43
	延人員	485	520	534	512	520
手鎌学童保育所	月平均	44	52	51	53	48
	延人員	527	624	615	635	572
駛馬北学童保育所	月平均	38	27	20	24	31
	延人員	454	324	245	286	368
羽山台学童保育所	月平均	45	43	41	40	39
	延人員	542	519	497	484	464
明治学童保育所	月平均	30	31	32	34	34
	延人員	359	374	387	409	406
大正学童保育所	月平均	44	46	41	44	41
	延人員	527	549	491	532	487
倉永学童クラブ	月平均	21	21	21	30	27
	延人員	247	250	250	358	328
平原学童クラブ	月平均	9	13	13	15	23
	延人員	110	155	157	182	282
天領学童クラブ	月平均	-	18	19	32	37
	延人員	-	214	232	380	446
天の原学童クラブ	月平均	-	-	-	40	38
	延人員	-	-	-	484	458
計	月平均	561	571	542	600	615
	延人員	6,736	6,856	6,519	7,200	7,385
定員		640	680	680	680	680
事業費 (千円)		62,480	71,889	74,822	79,963	80,031

※平成10年7月1日 白川学童保育所開所
 平成12年4月1日 銀水、吉野学童保育所開所
 平成14年4月1日 笹原学童保育所開所、平成25年3月31日閉所
 平成15年7月10日 大牟田学童保育所開所
 平成16年4月1日 手鎌学童保育所開所
 平成17年4月1日 駛馬北学童保育所開所
 平成18年4月1日 羽山台学童保育所開所
 平成19年4月1日 明治学童保育所開所
 平成20年4月1日 大正学童保育所開所
 平成21年4月1日 倉永学童クラブ開所
 平成22年4月1日 平原学童クラブ開所
 平成23年4月1日 天領学童クラブ開所
 平成25年4月1日 天の原学童クラブ開所

(11) 保育所施設整備事業費補助

根拠法令等	平成24年度福岡県保育所整備事業費補助金交付要綱 平成24年度大牟田市保育所整備事業費補助金交付要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	県5.5/10 市1/4

<目的・事業内容>

子育てを支援する基盤整備を行うため、市内の認可保育所を運営する社会福祉法人が行う保育所施設整備事業に要する経費に対し補助金を交付するもの。

<対象者>

市内の認可保育所を運営する社会福祉法人

<実績>

区分 \ 年度	24	25	26
施設整備数	1	2	2
事業費（千円）	143,304	299,073	285,485

※施設整備数及び事業費は、工事着工年度の翌年度に施設完成となるため施設完成年度に計上

5 母子医療事業

(1)未熟児養育医療

根拠法令等	母子保健法 第20条	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課母子保健担当	負担割合	国 1/2 県 1/4 市 1/4

<目的・事業内容>

未熟児は、疾病にかかりやすくその死亡率が高率であるばかりではなく心身の障害を残すことも多いため、生後速やかに適切な処置を講じることが必要である。このため、病院又は診療所に入院を必要とする1歳未満の未熟児に対して、その養育に必要な医療の給付を行う。

本市は保健所政令市のため従前から実施しているものであるが、平成25年度から権限委譲により市町村業務となったことに伴い、国1/2、市1/2の負担割合が国1/2、県1/4、市1/4となった。

<実績>

区分 \ 年度	22	23	24	25	26	
新規申請者数	19	26	16	21	20	
出生時 体重	1,000g以下	2	7	1	1	3
	1,001～1,500g	3	7	4	5	8
	1,501～1,800g	2	5	3	6	2
	1,801～2,000g	9	3	6	7	6
	2,000g以上	3	4	2	2	1
金額（千円）	5,408	7,216	3,431	4,917	15,349	

※金額には、支払事務手数料を含む。

(2)妊娠高血圧症候群等療養援護

根拠法令等	大牟田市妊娠高血圧症候群等援護費支給要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課母子保健担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

妊娠高血圧症候群や糖尿病等の妊産婦の療養に要する費用の一部を支給することで、経済的負担を軽減し、早期に適正な療養を受けさせることにより、妊産婦の死亡及び後遺症等を防ぎ、併せて未熟児及び心身障害児の発生防止を図る。

7日以上入院を必要とするもので、かつ前年分の所得税課税額の年額が1万5千円以下の世帯に属するものが対象となる。

<実績>

区分 \ 年度	22	23	24	25	26
申請者数	0	0	0	0	0

(3) 育成医療

根拠法令等	障害者総合支援法 第54条、第58条	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課母子保健担当	負担割合	国1/2 県1/4 市1/4

<目的・事業内容>

身体に障害ある、または現存する疾患を放置すると障害を残すと認められる18歳未満の児童に対し、必要な医療の給付を行う。

平成24年度までは、県への進達業務のみであったが、平成25年度から権限委譲により市町村業務となった。

<実績>

区分		年度				
		22	23	24	25	26
申請件数		31	32	31	46	32
給付内訳	肢体不自由	4	6	2	5	3
	視覚障害	0	0	0	1	0
	聴覚・平衡機能障害	1	2	1	1	1
	音声・言語・そしゃく機能障害	14	14	18	28	19
	心臓機能障害	6	6	6	9	7
	腎臓機能障害	0	0	0	0	1
	その他	6	4	4	2	1
金額(千円)					1,425	8,037

※金額には、支払事務手数料、通信運搬費を含む。

(4) 小児慢性特定疾病医療費助成

根拠法令等	児童福祉法 第19条の2	所管課	福岡県
申請窓口	児童家庭課母子保健担当		

<目的・事業内容>

小児期における特定の疾患については、その治療が長期間にわたり、かつ医療費の負担も高額となり、放置すると児童の健全育成を阻害することとなる。小児慢性特定疾病にかかっている児童等の医療費の負担軽減を図るため、医療費の自己負担分の一部を助成する。

対象者は18歳未満の児、ただし、18歳になる時点でこの事業の対象となっており、引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳未満まで対象となる。

実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

<実績>

区分		年度									
		22		23		24		25		26	
		新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
申請件数		26	65	21	71	5	60	15	58	21	60
給付内訳	悪性新生物	7	14	6	17	2	14	0	17	2	13
	慢性腎疾患	3	3	1	4	0	2	2	2	1	4
	慢性呼吸器疾患	1	0	0	1	0	0	1	0	2	1
	慢性心疾患	1	2	1	3	0	3	2	3	1	5
	内分泌疾患	3	18	5	16	2	17	7	14	12	14
	膠原病	3	3	1	4	0	2	0	3	0	3
	糖尿病	2	5	2	7	1	7	0	6	1	7
	先天性代謝異常	2	6	2	3	0	4	1	4	0	4
	血友病等血液免疫疾患	1	12	3	11	0	7	1	6	0	5
	神経・筋疾患	3	0	0	3	0	2	1	1	1	2
慢性消化器疾患	0	2	0	2	0	2	0	2	1	2	

(5)小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

根拠法令等	大牟田市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課母子保健担当	負担割合	県 1/2 市 1/2

<目的・事業内容>

小児慢性特定疾病医療費助成の対象児に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。平成25年度から実施。

<実績>

区分 \ 年度	25	26
申請者数	0	1
事業費(千円)	0	68

(6)不妊治療費助成事業

根拠法令等	福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱	所管課	福岡県
申請窓口	児童家庭課母子保健担当		

<目的・事業内容>

不妊治療を希望しているにもかかわらず、経済的負担感を感じている夫婦に対し、費用の一部を助成することにより、不妊治療を受けやすくし不妊の悩みの軽減を図る。平成16年4月から開始された。

指定医療機関によって行われた特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に要した費用が対象で、助成回数や夫婦の合計所得に制限がある。助成対象の範囲は、平成26年度から段階的に見直しが行われており、平成28年度以降は、妻の年齢が43歳以上の場合は助成対象外となる。

実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

<実績>

区分 \ 年度	22	23	24	25	26
申請者数	45	45	80	64	81

6 母子健康診査事業

(1)妊婦健康診査

根拠法令等	母子保健法 第13条 大牟田市妊婦健康診査実施要綱 大牟田市里帰り等妊婦健康診査補助金交付要綱	所管課	児童家庭課
実施場所	委託医療機関	負担割合	平成24年度まで14回のうち5回分が市10/10、9回分が国1/2市1/2 平成25年度から 市10/10

<目的・事業内容>

妊婦健康診査を医療機関に委託して実施し、母子の健康増進を図る。

平成21年度から14回分の妊婦健康診査補助券を交付。妊婦健康診査補助券を利用できない地域での受診については、申請により一定の基準のもと補助金を交付している。

<実績>

区分		年度				
		22	23	24	25	26
委託医療機関	延受診回数	11,404	9,936	10,809	9,767	9,876
	委託料(千円)	78,334	69,110	80,411	72,793	74,470
委託医療機関以外 (里帰り先等)	延受診回数	144	118	100	138	235
	補助金(千円)	752	630	527	807	1,295

(2)乳幼児健康診査

根拠法令等	母子保健法 第12条、第13条第1項 大牟田市乳幼児健康診査実施要領 大牟田市乳幼児精密健康診査実施要領	所管課	児童家庭課
実施場所	委託医療機関	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

乳幼児健康診査(4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児)を医療機関に委託して実施し、乳幼児の健康増進を図る。

<実績>

区分			年度				
			22	23	24	25	26
乳児	4か月児 健康診査	対象人員	932	843	821	870	780
		受診実人員	899	804	773	825	762
	10か月児 健康診査	対象人員	889	944	831	871	797
		受診実人員	828	866	741	797	765
	精密検査数		15	17	4	18	17
	委託料(千円)		6,603	6,528	6,000	6,463	5,957
幼児	1歳6か月児 健康診査	対象人員	940	919	919	814	890
		受診実人員	861	819	816	733	845
		精密検査数	2	11	6	8	2
		委託料(千円)	4,599	4,289	4,448	3,975	4,432
	3歳児 健康診査	対象人員	914	888	953	953	837
		受診実人員	803	751	807	828	769
		精密検査数	14	6	3	19	14
		委託料(千円)	3,712	3,458	3,799	3,875	3,563

(3)発達支援事業

根拠法令等	母子保健法 第10条、第13条第1項	所管課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

乳幼児健診後のフォローの一環として行うもので、精神運動発達遅滞疑いや言語発達遅滞疑いの乳幼児に対して専門医による診察や保健指導を行うことにより、疾病異常の早期発見や正常な発育、発達を促す。

- ・発達クリニック：精神運動発達遅滞疑いの乳幼児に対する診察・相談。月1回、予約制。
- ・ことばとこころの相談：言語発達遅滞疑いや母子の心理的問題に対する相談。月5回、予約制。

<実績>

延受診者数

区分	年度	22	23	24	25	26
	発達クリニック		113	120	125	136
ことばとこころの相談		124	123	142	148	132

7 母子保健指導事業

(1) 母子保健指導(健康相談)

根拠法令等	母子保健法 第10条、第15条、第16条	所管課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所 ほか	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

妊娠中の母体を保護し疾病や異常を予防し、健やかに生み育てるよう援助するため、母子健康手帳を交付し、保健指導を実施する。

また、健やかな成長を支援するため、それぞれの発達段階に応じた育児相談等を実施する。

平成24年度からは、3歳児歯科健診時に育児相談を実施している。

<実績>

区分	年度	22	23	24	25	26
	妊婦	妊娠届出数	916	837	877	798
実人数		987	915	933	857	900
延人数		1,050	971	996	921	958
産婦	実人数	280	232	250	246	251
	延人数	519	432	444	469	514
乳児	実人数	989	896	921	880	847
	健診の事後指導(再掲)	150	143	50	17	12
	延人数	1,669	1,447	1,470	1,324	1,319
幼児	実人数	479	430	470	1,149	1,009
	健診の事後指導(再掲)	61	132	96	68	70
	延人数	811	885	1,603	1,474	1,364
その他	実人数	83	91	122	136	85
	延人数	248	260	275	283	151
電話相談	延人数	745	819	627	977	919

(2) 育児支援事業

根拠法令等	母子保健法 第9条、第10条	所管課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所 ほか	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

子どもの健康や発達についての知識を深めると共に、親同士交流を持ち、育児上の体験や悩みなどを共感することで、育児不安の解消を図る。保護者が安心して育児を行える環境を作り、児の健やかな成長を支援する。

- ・パパママ専科：妊婦とその家族を対象とする。「妊婦体験用腹部モデル」を使ったお父さんの妊婦体験やマタニティーリラクゼーション、沐浴実習などを行う。

- ・ママのほっとスペース：生後5か月未満の乳児と保護者及び妊婦が対象。同年齢の児を持つ親同士が悩みを共感することで、育児不安の解消を図る。平成15年度から実施。
- ・赤ちゃん広場：生後5か月以上1歳未満の児と保護者が対象。親子遊び、絵本の読み聞かせ、赤ちゃんの計測などを行う。
- ・出前講座等：子育て応援隊～お子様のすこやかな成長のためのワンポイントアドバイス～というタイトルで子どもの成長発達の過程と子どもへの関わり方の話を行う。また、要望があれば、その他、出向いて健康教育を実施している。

<実績>

区分		年度				
		22	23	24	25	26
パパママ専科	回数	3	3	3	3	3
	参加人数	106	86	120	89	105
ママのほっとスペース	回数	12	12	12	12	12
	参加人数	332	144	306	239	201
赤ちゃん広場	回数	12	12	12	12	12
	参加人数	565	526	428	419	405
出前講座等	回数	4	4	6	4	2
	参加人数	113	137	104	60	18

(3) 妊娠期からのケアサポート事業

根拠法令等	児童福祉法 第6条の3 大牟田市妊娠期からのケアサポート事業実施要領	所管課	児童家庭課
-------	---------------------------------------	-----	-------

<目的・事業内容>

市と県内医療機関等との連携体制の整備を行い、妊娠期から要支援者を把握し、早期に養育支援訪問等を行って育児不安の軽減等を図る。平成23年度から実施。

<実績>

区分		年度			
		23	24	25	26
医療機関からの依頼件数	妊婦	0	1	2	4
	産婦・新生児	11	25	43	30
医療機関への依頼件数	妊婦	1	2	2	0
	産婦・新生児	1	1	2	0

(4) 訪問指導

根拠法令等	母子保健法 第11条、第17条、第19条 児童福祉法 第6条の3第4項、第5項	所管課	児童家庭課
		負担割合	市 10/10 一部 国 1/3 県 1/3 市 1/3

<目的・事業内容>

保健師等が妊娠期から就学前までの育児支援を必要とする家庭を訪問し、その家庭にあった子育て等の支援を行う。

妊産婦及び乳児（概ね生後3か月まで）への訪問は、福岡県助産師会に委託して実施している。

乳幼児健診の未受診者へは、嘱託職員が訪問している。

<実績>

区分		年度				
		22	23	24	25	26
妊 婦	実人員	4	8	6	10	1
	延人員	11	11	10	15	3
産 婦	実人員	570	531	536	591	493
	延人員	635	623	643	698	636
新生児 (未熟児を除く)	実人員	543	488	510	544	460
	延人員	564	523	571	599	548
未熟児	実人員	23	23	15	12	16
	延人員	26	30	16	15	21
乳 児 (新生児・未熟児を除く)	実人員	35	63	41	70	68
	延人員	74	119	112	121	126
幼 児	実人員	264	266	276	217	212
	延人員	507	455	535	354	374
その他	実人員	13	35	40	27	10
	延人員	38	64	110	68	39

※そのほか、大牟田市と大牟田市民生委員・児童委員協議会との連携のもと、民生委員・児童委員、主任児童委員による「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施している。

8 母性及び乳幼児に係る歯科保健事業

(1) 歯科健康診査

根拠法令等	母子保健法 第10条、第12条、第13条第1項 歯科口腔保健の推進に関する法律 第7条、第8条	所 管 課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

歯の健康づくりとして、1歳6か月児、3歳児を対象に歯科健康診査を集団で実施し、健全な乳歯の育成を図る。

<実績>

区分		年度				
		22	23	24	25	26
1歳6か月児	対象人数	941	924	927	815	865
	実人数	796	776	779	671	740
	延人数	856	848	856	728	819
3歳児	対象人数	920	891	953	924	834
	実人数	737	699	771	748	654

(2) 歯科保健指導・相談事業等

根拠法令等	母子保健法 第13条第1項 健康増進法 第4条、第7条 地域保健法 第6条 歯科口腔保健の推進に関する法律 第7条、第8条	所 管 課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市 10/10

<事業内容>

幼児のむし歯有病者率の減少を図るため、乳幼児への歯科健康教育及び歯科健康相談やフッ化物塗布を実施している。

<実績>

延参加者数

区分 \ 年度	22	23	24	25	26
妊婦歯科健康相談	830	724	847	704	619
乳幼児の歯育て教室	202	174	305	257	439
個別相談	111	100	319	318	299
歯科健康教育	11	18	70	45	110
フッ化物塗布	1,104	1,132	1,847	1,667	1,749
その他	1,198	1,290	1,316	1,205	1,357

※乳幼児の歯育て教室は、平成22年度から保健所にて実施し、24年度から場所をつどいの広場に
変更。延参加者数は、保護者と児の合計数。

※フッ化物塗布は、1歳6か月児歯科健康診査、3歳児歯科健康診査、みんなの健康展にて行っている。
(3歳児歯科健康診査での実施は、平成24年度から。)

※その他は「みんなの健康展」における歯みがき指導等及び「歯の祭典」における歯科健康診査。

第5節 障害者（児）保健・福祉

1 障害者手帳

(1) 身体障害者手帳交付

根拠法令等	身体障害者福祉法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

疾病や事故等が原因で身体に永続的な障害がある者に対して、障害の程度に応じて等級を確認のうえ手帳を交付する。手帳交付を受けることにより、障害者福祉の制度を利用できる。

<対象者>

身体障害者福祉法施行規則別表第五号の身体障害者障害程度等級表に該当する身体障害者

<実績>

① 身体障害者手帳交付の状況

(平成27年3月31日現在)

区分		等級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害		291	276	48	60	77	68	820
聴覚平衡機能障害		57	167	100	115	8	246	693
音声・言語・そしゃく機能障害		18	13	52	38	—	—	121
肢体不自由		744	938	663	932	458	204	3,939
内部障害	心臓	824	11	279	305	—	—	1,419
	じん臓	441	3	4	3	—	—	451
	呼吸器	31	0	43	24	—	—	98
	ぼうこう・直腸	6	1	13	226	—	—	246
	小腸	1	0	1	0	—	—	2
	免疫	4	2	2	0	—	—	8
	肝臓	9	1	1	0	—	—	11
	小計	1,316	18	343	558	—	—	2,235
合計		2,426	1,412	1,206	1,703	543	518	7,808

※等級は総合等級、障害名は重複障害の場合は等級の重い方

② 身体障害者手帳交付の推移

(各年度末現在)

区分		年度			
		23	24	25	26
視覚障害		880	847	850	820
聴覚平衡機能障害		674	688	693	693
音声・言語・そしゃく機能障害		122	120	122	121
肢体不自由		3,983	3,983	3,988	3,939
内部障害	心臓	1,412	1,422	1,410	1,419
	じん臓	397	416	437	451
	呼吸器	97	96	101	98
	ぼうこう・直腸	211	222	235	246
	小腸	3	3	3	2
	免疫	5	6	7	8
	肝臓	12	10	10	11
	小計	2,137	2,175	2,203	2,235
合計		7,796	7,813	7,856	7,808

(2)療育手帳交付

根拠法令等	厚生省発児第156号厚生事務次官通知	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じている者へ手帳を交付し、必要な援護を行うもの。

<実績>

(各年度末現在)

年度	22	23	24	25	26
区分					
A（最重度・重度）	598	610	621	625	630
B（中度・軽度）	512	549	577	595	617
計	1,110	1,159	1,198	1,220	1,247

(3)精神障害者保健福祉手帳交付

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

精神障害者への福祉サービスの向上のため、一定の精神障害の状態を証することを目的として交付されるものであり、市は申請の受付と県で決定した手帳を交付するもの。

<実績>

① 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（累計）

年度	区分	男性	女性	合計
24	1級	61	52	113
	2級	307	287	594
	3級	103	61	164
	計	471	400	871
25	1級	71	56	127
	2級	318	319	637
	3級	114	74	188
	計	503	449	952
26	1級			133
	2級			703
	3級			203
	計			1,039

※改正精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（平成26年4月1日施行）により、性別区分が撤廃された。

② 精神障害者在院患者数

(各年度末現在)

年度	計	措置入院	医療保護入院	任意入院	通院医療公費負担利用者数
22	1,141	2	360	779	2,320
23	1,150	2	353	795	2,154
24	1,142	4	344	794	2,307
25	1,117	3	349	765	2,371
26	1,121	5	313	803	2,503

(4)福祉制度一覧表(1)

制度 障害等の種別 等級	公共料金などの割引・助成									税金			日常生活の援助			
	タクシー料金		鉄道運賃割引	バス運賃割引	国内線航空割引	NHK受信料		電話番号案内料の免除	有料道路の割引	携帯電話基本使用料等の割引	特別障害者控除	障害者控除	自動車取得税免除 (軽自動車税免除)	車いす貸出し	補装具	日常生活用具
	福祉タクシー利用券	一割引				全額免除	半額免除									
視 覚	1	△	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	○	△	△
	2	△	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	○	△	△
	3		○	○	○	△	△	△	○	△	○		○	△	○	△
	4		○	○	○	△	△	△	○	△	○		○	△	○	△
	5		○	○	○	△	△	△	○	△	○		○	△	○	△
	6		○	○	○	△	△	△	○	△	○		○	△	○	△
聴 覚・ 平 衡	2	△	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	○	△	△
	3		○	○	○	△	△	△		△	○		○	△	○	△
	4		○	○	○	△	△	△		△	○		○	△	○	△
	5		○	○	○	△	△	△		△	○		○	△	○	△
	6		○	○	○	△	△	△		△	○		○	△	○	△
音 声 語 そ し ゃ く	3		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△
	4		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△
肢 体 不 自 由	1	△	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	△	○	△	△
	2	△	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	△	○	△	△
	3		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△
	4		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△
	5		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△
	6		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△
内 部	1	△	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	○	△	△
	2	△	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	○	△	△
	3		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△
	4		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△
知 的 障 害	A	△	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	○	△	△
	B		○	○	○	△	△		○		○		○	△	○	
精 神	1		△				△	△	○		○	○	△	○		
	2		△				△		○		○		○	○		
	3		△				△		○		○		○	○		
難病													○	△	△	

○…… 対象 △…… 状況により対象

福祉制度一覧表(2)

制度 障害等の種別 等級	サービス		社会参加			手当・年金等						医療の給付・助成					
	障害福祉サービス	地域生活支援事業	郵便不在者投票	自動車運転免許取得助成	自動車改造助成	障害基礎年金	扶養共済	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	生活福祉資金貸付	腎臓疾患患者福祉給付金	自立支援医療			重度障害者医療	後期高齢者医療
													更生医療	精神通院医療	育成医療		
視覚	1	△	△				△	△	△		△		△		△	△	△
	2	△	△				△	△	△		△		△		△	△	△
	3	△	△				△				△		△		△	△	△
	4	△	△								△		△				
	5	△	△								△		△				
	6	△	△								△		△				
聴覚・平衡	2	△	△		△		△	△	△		△		△		△	△	△
	3	△	△		△		△	△			△		△		△	△	△
	4	△	△		△						△		△				
	5	△	△								△		△				
	6	△	△								△		△				
音声言語 そしゃく	3	△	△		△		△	△			△		△		△	△	△
	4	△	△		△						△		△		△		△
肢体不自由	1	△	△	△	△	△	△	△	△		△		△		△	△	△
	2	△	△	△	△	△	△	△	△		△		△		△	△	△
	3	△	△		△	△	△	△			△		△		△	△	△
	4	△	△		△	△					△		△				△
	5	△	△			△					△		△				
	6	△	△			△					△		△				
内部	1	△	△	△	△		△	△	△		△	△	△		△	△	△
	2	△	△	△	△		△	△	△		△	△	△		△	△	△
	3	△	△	△	△		△	△			△	△	△		△	△	△
	4	△	△		△						△	△	△		△		
知的障害	A	△	△		△		△	△	△		△				△	△	
	B	△	△		△		△				△					△	
精神	1	△	△				△	△	△		△			△		△	△
	2	△	△				△				△			△			△
	3	△	△				△				△			△			
難病		△	△								△						

○…… 対象 △…… 状況により対象

2 障害者福祉施策

(1)障害支援区分認定

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	国 1/2, 市 1/2

<目的・事業内容>

介護給付等の受給を希望する障害者が障害支援区分の認定を受けるため、支援区分の調査及び審査を行う。

<実績>

区分	22	23	24	25	26
認定件数 (件)	190	337	382	227	354
審査会開催回数 (回)	13	20	19	12	19

(2)介護給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うホームヘルプや自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で介護を行う短期入所、昼間、入浴等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する生活介護、施設に入所する人に夜間や休日に介護を行う施設入所支援などの介護の支援を行う。

<実績>

区分	年度	22	23	24	25	26
ホームヘルプ	利用時間 (延)	58,098	67,009	66,297	70,818	73,534
	事業費 (千円)	208,715	247,298	275,116	295,009	302,359
短期入所	利用日数 (延)	599	930	1,364	1,004	1,146
	事業費 (千円)	5,038	8,337	10,827	8,965	10,120
重度訪問介護	利用時間 (延)	3,000	3,174	3,969	4,558	4,466
	事業費 (千円)	6,033	7,136	9,612	11,245	10,443
行動援護	利用時間 (延)	9	12	1	72	248
	事業費 (千円)	28	40	5	284	991
同行援護	利用時間 (延)		3,986	10,526	11,389	11,607
	事業費 (千円)		8,299	25,632	29,389	31,374
療養介護	利用人数 (延)	63	68	326	317	318
	事業費 (千円)	16,778	17,739	82,590	83,236	84,674
生活介護	利用回数 (延)	28,228	49,006	84,891	88,527	89,287
	事業費 (千円)	294,799	453,195	728,923	774,133	835,550
施設入所支援	利用人数 (延)	1,080	1,886	2,915	2,914	2,928
	事業費 (千円)	105,069	163,876	273,417	280,400	295,781
ケアホーム	利用人数 (延)	202	288	561	693	61
	事業費 (千円)	19,519	29,009	69,337	87,437	9,488

※平成23年10月から障害者自立支援法に基づき同行援護を追加

※平成26年4月からケアホームとグループホームをグループホームへ一元化

(3) 訓練等給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4

<目的・事業内容>

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための必要な訓練や一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練及び夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

<実績>

区分		年度	22	23	24	25	26
自立訓練	利用回数 (延)		1,151	1,196	10,482	10,073	8,366
	事業費 (千円)		6,142	7,632	57,857	57,486	48,847
就労移行支援	利用回数 (延)		6,184	7,799	7,363	8,228	7,611
	事業費 (千円)		52,672	66,387	62,279	71,634	68,339
就労継続支援	利用回数 (延)		21,600	29,516	48,956	49,668	55,759
	事業費 (千円)		145,285	196,038	288,586	339,020	382,872
グループホーム	利用回数 (延)		220	265	489	490	1,188
	事業費 (千円)		13,898	16,513	31,776	33,580	126,772

※平成26年4月からケアホームとグループホームをグループホームへ一元化

(4) 障害者入所系支援施設の利用状況

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

障害者の福祉を図るため、その者の更生を援助し、又は必要な保護を行う。

<施設概要>

(平成27年3月31日現在)

種別	利用数 (人)	利用施設数
施設入所支援	240	60 施設
グループホーム	103	48 施設
合計	345	108 施設

(5) 地域相談支援給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4

<目的・事業内容>

障害者支援施設、精神科病院に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

<実績>

区分		年度		
		24	25	26
地域移行支援	利用人数 (延)	0	0	0
	事業費 (千円)	0	0	0
地域定着支援	利用人数 (延)	0	13	2
	事業費 (千円)	0	94	6

※平成24年4月から開始

(6) 計画相談支援給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

サービス等利用計画の作成、サービス事業者等との連絡調整、サービス等の利用状況の検証等を行い、障害者（児）の自立した生活を支え障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行う。

<実績>

区分		年度		
		24	25	26
計画相談支援	利用人数 (延)	11	605	1,166
	事業費 (千円)	168	9,878	19,894

※平成24年4月から開始

(7) 障害児通所給付

根拠法令等	児童福祉法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援、就学中の障害児に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う放課後等デイサービス、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う保育所等訪問支援などを行う。

<実績>

区分		年度		
		24	25	26
児童発達支援	利用日数 (延)	3,599	4,353	4,432
	事業費 (千円)	39,817	49,830	50,945
放課後等 デイサービス	利用日数 (延)	2,699	3,831	5,460
	事業費 (千円)	23,458	34,461	48,430
保育所等訪問支援	利用日数 (延)	42	49	76
	事業費 (千円)	377	444	741

※平成24年4月から開始

(8) 障害児相談支援給付

根拠法令等	児童福祉法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

障害児支援利用計画の作成、サービス事業者等との連絡調整、サービス等の利用状況の検証等を行い、障害児の自立した生活を支え障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行う。

<実績>

区分		年度		
		24	25	26
障害児相談支援	利用人数(延)	4	70	236
	事業費(千円)	67	1,290	3,954

※平成24年4月から開始

(9)補装具の交付及び修理状況

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

障害により失われた身体機能を補完又は代替し、身体障害者(児)の日常生活の向上を図ることを目的として、交付や修理を行う。

<実績>

区分		年度				
		22	23	24	25	26
補聴器	交付件数	41	47	47	59	43
	修理件数	13	18	12	14	12
	金額(千円)	2,865	3,312	3,367	3,763	2,460
義肢	交付件数	6	13	5	11	2
	修理件数	15	12	14	13	13
	金額(千円)	3,515	7,063	3,834	6,074	3,752
車椅子	交付件数	25	25	29	31	26
	修理件数	53	38	51	54	55
	金額(千円)	6,412	5,863	7,516	7,427	7,458
装具	交付件数	38	33	41	37	30
	修理件数	14	17	11	7	20
	金額(千円)	4,885	3,662	3,567	2,932	3,402
安全杖	交付件数	20	17	15	14	17
	修理件数	0	0	0	0	0
	金額(千円)	79	68	61	62	81
その他	交付件数	22	20	22	18	26
	修理件数	21	26	4	13	12
	金額(千円)	4,664	4,336	3,146	5,215	3,123
計	交付件数	152	155	159	170	144
	修理件数	116	111	92	101	112
	金額(千円)	22,420	24,304	21,491	25,473	20,276

(10)軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

根拠法令等	福岡県軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業補助金交付要綱、大牟田市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	県1/2, 市1/2

＜目的・事業内容＞

18歳未満の児童で、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得や健全な発達を支援することを目的として、補聴器の購入費用を一部助成する。

＜実績＞

年度	26
区分	
交付件数	1
金額(千円)	37

※平成26年10月から開始

(11)更生医療の給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

＜目的・事業内容＞

障害部位の手術等により、機能の改善や維持が保たれる等の治療効果が期待される場合に、日常生活や社会活動力、職業能力を回復又は向上させることを目的として給付する。

＜実績＞

年度		22	23	24	25	26
じん臓	件数	4,142	4,628	4,929	5,518	5,528
	金額(千円)	251,377	284,478	302,461	280,100	307,833
心臓	件数	155	111	96	72	61
	金額(千円)	38,657	18,042	24,641	22,890	24,494
その他	件数	75	80	72	66	71
	金額(千円)	6,958	10,918	11,839	6,539	5,806
計	件数	4,372	4,819	5,097	5,656	5,660
	金額(千円)	296,992	313,438	338,941	309,529	338,133

(12)療養介護医療の給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

＜目的・事業内容＞

医療と常時介護を必要とする場合に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。そのうち医療に係るものを療養介護医療として給付する。

＜実績＞

年度		22	23	24	25	26
療養介護医療	利用人数(延)	63	68	325	318	314
	金額(千円)	3,933	3,606	22,712	22,340	22,582

(13)相談支援事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。

<実績>

区分 \ 年度	22	23	24	25	26
利用件数 (延数)	13,353	12,858	12,155	15,778	11,736
事業費 (千円)	20,309	20,309	20,309	20,309	20,309
事業所数	4	4	4	4	3

(14)移動支援事業

①移動支援事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4

<目的・事業内容>

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出の為の支援を行う。

<実績>

区分 \ 年度	22	23	24	25	26
延利用時間	21,417	20,077	17,111	21,306	21,258
事業費 (千円)	49,184	48,435	43,001	49,434	56,894

②身体障害者外出援助サービス事業

根拠法令等	大牟田市外出援助サービス事業実施要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

支援費制度移行に伴う、ガイドヘルプサービス事業実施要綱の廃止により、ガイドヘルプサービスの利用対象とならなくなった障害者に対して、生活の急激な変化から生じる影響を緩和するため、本市独自の事業として、ヘルパーによる外出時の介助サービスを実施することにより、在宅の身体障害者の自立と社会参加の促進を図る。

<実績>

区分 \ 年度	22	23	24	25	26
延利用時間	267	246	275	297	231
事業費 (千円)	347	320	358	387	300

(15)コミュニケーション支援事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4

<目的・事業内容>

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するために、要約筆記奉仕員・手話奉仕員の派遣事業、手話通訳者の配置事業を行い、聴覚障害者等の社会参加を促進する。

<実績>

要約筆記奉仕員派遣事業

年度 区分	22	23	24	25	26
延派遣回数	8	12	10	8	5
事業費(千円)	94	58	63	32	59

手話奉仕員派遣事業

年度 区分	22	23	24	25	26
延派遣回数	163	238	232	228	206
事業費(千円)	321	449	477	411	396

手話通訳者配置事業

年度 区分	22	23	24	25	26
延配置時間	1,095	1,100	1,105	1,095	1,094
事業費(千円)	1,099	1,108	1,226	1,212	1,212

(16)地域活動支援センター事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定・相談担当 障害サービス担当	負担割合	基礎的事業分(市 10/10), 機能強化事業分(国 1/2, 県 1/4, 市 1/4)

<目的・事業内容>

障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。

<実績 I型>

年度 区分	22	23	24	25	26
延利用回数(延登録者数)	21,334	25,059	29,134	13,720	11,104
事業費(千円)	18,720	18,720	18,720	18,720	18,720
事業所数	2	2	2	2	2

<実績 II型>

年度 区分	22	23	24	25	26
延利用回数(延登録者数)	0	0	0	1,910	2,137
事業費(千円)	0	0	0	7,100	7,100
事業所数	0	0	0	1	1

<実績 III型>

区分 \ 年度	22	23	24	25	26
延利用回数 (延登録者数)	5,115	4,952	5,183	3,271	3,436
事業費 (千円)	17,700	17,700	17,700	11,800	11,800
事業所数	3	3	3	2	2

(17)日常生活用具給付事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4

<目的・事業内容>

在宅の重度障害者（児）等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。

<実績>

(単位:件)

区分 \ 年度	22	23	24	25	26
特殊寝台	6	5	5	6	4
盲人用時計	8	7	6	6	9
視覚障害者用ポータブルレコーダー	11	7	9	10	4
入浴補助用具	8	2	11	8	9
聴覚障害者用屋内信号装置	1	8	1	3	2
聴覚障害者用通信装置	4	4	1	5	2
ストーマ装具・紙おむつ等・収尿器	2,393	2,662	2,742	2,667	2,786
その他	48	51	62	38	53
合計	2,479	2,746	2,837	2,743	2,869
事業費 (千円)	29,215	30,312	30,964	29,903	30,193

(18)日中一時支援事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4

<目的・事業内容>

障害者支援施設等を日中における活動の場として提供し、見守り、社会に適応する為の日常的な訓練その他必要な支援を行う。

<実績>

区分 \ 年度	22	23	24	25	26
延利用回数	5,418	5,062	5,686	4,707	4,390
事業費 (千円)	13,675	12,925	13,646	11,516	11,266

(19)福祉ホーム事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4

<目的・事業内容>

低額な料金を、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援する施設。

<実 績>

区分 \ 年度	22	23	24	25	26
延利用回数	48	48	48	48	48
事業費 (千円)	1,736	1,838	1,838	1,838	1,838

(20)社会参加促進事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4

<目的・事業内容>

障害者に対する日常生活に係る必要な訓練・指導の実施や各種奉仕員の養成及び派遣を行うほか、手話通訳の福祉課内設置、点字・声の広報等の発行、自動車運転免許取得・改造の助成、スポーツ教室・大会の開催等を行うことにより、もって障害者の自立と社会参加促進を図る。

<実 績>

事業名 \ 年度	22	23	24	25	26
点訳奉仕員養成事業	143	143	143	143	143
朗読奉仕員養成事業	127	127	127	127	127
要約筆記奉仕員養成事業	652	475	652	—	—
手話奉仕員養成事業	554	554	554	554	449
点字・声の広報等発行事業	485	483	629	629	629
自動車運転免許取得・改造助成事業	735	540	340	373	90
生活訓練事業	453	454	454	454	319
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	360	360	360	360	360
福祉機器リサイクル事業	21	0	21	25	—
入院時生活支援事業	89	44	9	38	0
合 計 (千円)	3,619	3,180	3,289	2,703	2,133

(21)訪問入浴サービス事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4

<目的・事業内容>

訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、地域における身体障害者の生活を支援するとともに、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

<実 績>

区分 \ 年度	22	23	24	25	26
利用件数 (延数)	265	142	119	105	31
業費 (千円)	2,378	1,268	1,074	945	280

(22)更生訓練費支給事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4

<目的・事業内容>

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用する身体障害者のうち、更生訓練を受けている者等に対し、訓練に要する費用として更生訓練費を支給することにより、社会復帰の促進を図る。

<実績>

区分 \ 年度	22	23	24	25	26
利用件数 (延人数)	77	86	12	18	24
事業費 (千円)	251	248	39	44	61

(23)巡回相談の状況

根拠法令等	身体障害者福祉法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

補装具や身体障害者手帳等の相談に応じることにより、身体障害者 (児) の福祉の向上を図ることを目的とし、年1回実施している。

<実績>

区分 \ 年度	22	23	24	25	26
相談延べ件数	33	41	31	33	23

(24)福祉タクシー料金助成事業

根拠法令等	大牟田市福祉タクシー料金助成事業実施要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

心身に重度の障害を有する者に対しタクシー利用料金の一部 (基本料金) を助成することにより日常生活の利便を図る。

<実績>

区分 \ 年度	22	23	24	25	26
交付人員	352	328	306	289	264
交付延枚数	3,869	3,744	3,495	3,302	3,001
利用延枚数	2,965	3,022	2,759	2,656	2,455
事業費 (千円)	1,836	1,870	1,707	1,643	1,565

(25)身体障害者相談員・知的障害者相談員

根拠法令等	① 大牟田市身体障害者相談員設置要綱 ② 大牟田市知的障害者相談員設置要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業概要>

市長より委託を受けた障害当事者や知的障害に精通した者が、身体障害者又は知的障害者の地域活動推進を図るほか、身体障害者又は知的障害者やその保護者の相談に応じ、必要な援助を行う。

<身体障害者相談員名簿>

(任期 平成27年4月～平成30年3月)

区分	氏名	電話	FAX	備考
市	有松 由里子	54-7212		全般
	大場 和正	58-7320		〃
	幸田 義勝	57-8002		〃
	長井 直子	52-8655		〃
	西山 裕秀	090-9492-2711		〃
	松尾 サダ子	56-1642		〃
	本木 正敏		43-3327	聴覚

<知的障害者相談員名簿>

(任期 平成27年4月～平成30年3月)

区分	氏名	電話
市	鬼塚 賢慈	51-1158
	木村 香代子	56-4092
	増田 佳子	56-3308

(26)外国人福祉手当

根拠法令等	大牟田市外国人障害者福祉手当支給要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

国民年金制度上の理由で障害基礎年金等の給付を受けることができない障害のある在日外国人に障害者福祉手当を支給することにより、もって福祉の増進を図る。

<実績>

年度	22	23	24	25	26
区分					
支給人員	1	1	1	1	1
支給額(千円)	120	120	120	51	52

(27)大牟田市障害者等文化体育施設(サン・アビリティーズおおむた)の利用状況

根拠法令等	大牟田市障害者等文化体育施設条例	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

障害者等の文化活動やスポーツの振興及び健康の増進を図るとともに、交流の場を提供し、もって障害者等の福祉の増進に寄与する。

<施設の概要>

所在地	大牟田市大字手鎌 1380-3
敷地面積	4,794.135 m ²
建築面積	1,582.04 m ²
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)、平家建
主な施設	アリーナ(体育室)、研修室、音楽室、教養文化室、多目的室、相談室、図書コーナー、相談コーナー、談話コーナー
開設	昭和59年11月

<利用状況>

区分		年度				
		22	23	24	25	26
開館日数(日)		293	295	295	293	294
利用者	障害者(人)	14,849	14,092	13,322	12,569	12,213
	その他(人)	39,255	38,549	37,344	34,942	35,791
	計(人)	54,104	52,641	50,666	47,511	48,004
障害者利用率(%)		27.4	26.7	26.2	26.5	25.4

※利用者数は、ふれあいパラリンピック&サン・アビまつり等への参加者を含む

(28)扶養共済制度掛金扶助

根拠法令等	大牟田市心身障害者扶養共済掛金の扶助に関する規則	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	県 1/2, 市 1/2

<目的・事業内容>

心身障害者扶養共済制度（障害者（児）を扶養する保護者が一定額の掛金を納め、保護者が死亡した場合や重度の障害となった場合に、障害者に終身一定額の年金を支給する制度）の加入者のうち、掛金の納付が困難な者に対してその掛金を扶助する。

<実績>

心身障害者(児)扶養共済事業加入状況

区分		年度				
		22	23	24	25	26
加入世帯数(延)		192	132	120	116	72
扶助世帯数(延)		36	48	48	42	28
扶助料(千円)		187	198	229	191	125

(29)重度障害者医療

根拠法令等	大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課 子育て支援担当	負担割合	県 1/2, 市 1/2

<目的・事業内容>

重度の障害者に対し医療費の一部を支給することにより疾病の早期治療を促進し、もって保健の向上と福祉の増進を図る。

<支給対象者>

次のすべてに該当する者

- ・市内に住所を有するもの
- ・小学校就学後の重度の身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)
- ・国民健康保険、後期高齢者医療保険又は社会保険に加入している人
- ・生活保護法による医療扶助を受けていないこと
- ・本人及び扶養義務者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令に定める額を超えていない者

<実績>

区分		年度				
		22	23	24	25	26
国保	対象者	883	813	822	776	752
	件数	18,332	18,319	17,663	17,000	17,167
	金額(千円)	148,727	153,750	147,553	153,310	145,133

後期	対象者	2,395	2,351	2,400	2,374	2,302
	件数	53,701	51,987	51,568	52,030	53,841
	金額(千円)	229,445	217,322	210,981	205,593	204,112
社保	対象者	370	402	289	293	319
	件数	7,188	7,244	6,215	6,421	6,017
	金額(千円)	66,433	71,306	60,862	63,685	60,925
計	対象者	3,648	3,566	3,511	3,443	3,373
	件数	79,221	77,550	75,446	75,451	77,025
	金額(千円)	444,605	442,378	419,396	422,588	410,170

(30)特別障害者手当等

根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国3/4,市1/4

<目的・事業内容>

精神又は身体に重度の障害のあるものに手当を支給することにより、その者の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。

<支給対象者>

- ・精神又は身体に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする者
- ・その者及び扶養義務者の前年の所得額が制限額未満であるもの

<実績>

区分		年度				
		22	23	24	25	26
支給 人員	特別障害者手当	1,352	1,319	1,332	1,400	1,343
	障害児福祉手当	561	568	642	725	738
	福祉手当(経過措置分)	266	251	240	240	230
	計	2,179	2,138	2,214	2,365	2,311
支給額(千円)		47,639	46,507	47,597	50,428	48,630

※人員は延人員

(31)特別児童扶養手当

根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	—(県が支給)

<目的・事業内容>

精神または身体が障害の状態(法令で定める程度以上)にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。

<支給対象者>

日本国内に住所があり、精神又は身体に別表に該当する程度の障害を有する児童を監護している父か母、又は、父母に代って、その児童を養育している人

<実績>

(手当支給停止者を除く。平成27年3月31日現在)

年度	22	23	24	25	26
支給人員	133	164	177	165	171

(32)大牟田市障害者自立支援協議会の運営

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が目指す「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」を実現するため、具体的かつ定期的な協議を行い、協働して課題の解決を図っていく場として、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、教育・雇用関係機関、障害者団体及び行政等で構成する民と官協働の大牟田市障害者自立支援協議会を設置している。

協議会では、地域の関係機関によるネットワークを構築し、住居確保、就労、登下校支援などの課題ごとにプロジェクト会議を設置して、障害者福祉に関する困難事例の解決や地域の課題抽出とその改善を目指した活動を行っている。

3 精神保健福祉

(1)精神保健福祉相談・訪問事業

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領等	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	基本は県

<目的・事業内容>

精神障害者の早期治療の促進ならびに社会復帰及び自立の促進と地域住民への精神障害についての啓発を行う。心の健康相談の定期開催。窓口での相談受付等。

<実績>

①精神保健相談の状況

年度	精神保健相談								
	実人員	延人員							
		計	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康づくり	その他
22	122	283	14	84	9	0	8	45	123
23	102	287	4	189	15	0	4	18	57
24	147	440	19	258	30	0	3	53	77
25	132	411	25	146	28	0	5	73	134
26	163	503	53	198	15	5	11	33	188

②精神保健訪問指導の状況

年度	精神保健訪問指導					
	実人員	延人員				
		計	老人精神保健	社会復帰	アルコール・薬物	その他
22	33	56	1	33	1	21
23	64	139	2	46	11	80
24	40	112	2	46	9	55
25	58	272	18	56	10	188
26	84	162	20	40	6	96

③心の健康相談

年度	22	23	24	25	26
区分					
相談延人員	21 (2)	14 (4)	35 (7)	32 (3)	21 (4)

※ () 内は、酒害相談を内数で示す。

(2) 精神障害の広報啓発事業

① 精神保健福祉講座

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領等	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	基本は県

「統合失調症の基礎知識」他をテーマに講座を2回シリーズで実施。

【参加延人数】 41人

② 自殺対策緊急強化事業

根拠法令等	自殺対策基本法、自殺総合対策大綱、 地域自殺対策緊急強化基金管理運営要領等	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	県 10/10

ア. 講演会・講座

「こころイキイキ講座」を5回1クールで、5回全てに参加できる10～15人を対象に実施。

【参加延人数】 57人

「許しえないものを許す～今を生きるしあわせ」をテーマに、一般市民を対象に講演会を実施。

【参加者数】 156人

「思春期の心の健康」をテーマに、一般市民を対象に講演会を実施。

【参加者数】 40人

「アルコール依存症について」をテーマに、福祉・医療機関関係職員を対象に実施。

【参加者数】 25人

イ. いのちの相談窓口

日常生活の心配事や困り事で思い悩み、心の健康に不安を感じている人に対して、臨床心理士等による相談支援を実施。

【相談延人員】 22人

第6節 社会・勤労者福祉

1 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

(1) 戦傷病者及び戦没者の遺族等の援護

根拠法令等	戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦傷病者特別援護法 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	国 10/10

<目的・事業内容>

戦傷病者戦没者遺族等援護法で軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、国家補償の精神に基づき、軍人軍属等であった者又はその遺族を援護することを目的とする。

<実績>

平成26年度は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金（第十三回・第二十七回特別給付金）の請求受付及び交付を行った。

区分 \ 年度	22	23	24	25	26
戦傷病者関係（戦傷病者手帳交付、JR乗車券交付等）	5	2	1	3	1
特別弔慰金	9	13	7	0	0
特別給付金	0	8	8	36	7
恩給及び援護関係相談	約 500	約 500	約 500	約 500	約 500

(2) 戦没者、戦災死没者追悼式

根拠法令等	—	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

本市出身の戦没者、戦災死没者のめい福を祈るとともに、世界の恒久平和を祈念するために、毎年11月に市内に居住する戦没者、戦災死没者の遺族を対象に戦没者追悼式を行う。

<実績>

区分 \ 年度	22	23	24	25	26
戦没者数（柱）	1,606	1,522	1,392	1,318	1,300
戦災死没者数（柱）	190	179	171	166	160
遺族参加者数	375	354	361	358	337

※ 平成24年度より一般参列も始める。

(3) 引揚者及び未帰還者留守家族等の援護

根拠法令等	引揚者給付金等支給法 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律 未帰還者留守家族等援護法 未帰還者に関する特別措置法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	国 10/10

<目的・事業内容>

引揚者、その遺族及び引揚前に死亡した者の遺族に対して法律の定めるところにより、給付金又は特別交付金を支給する。また、未帰還者留守家族等援護法等により、未帰還者が置かれている特別の状態にかんがみ、国の責任においてその留守家族に対して手当を支給するとともに、未帰還者が帰還した場合に帰郷旅費の支給等を行い、これらの方々を援護するものである。

2 災害弔慰金

(1)災害弔慰金支給等

根拠法令等	大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	国1/2 県1/4 市1/4 (災害援護資金の貸付は国2/3 県1/3)

<目的・事業内容>

暴風、豪雨、地震などの自然災害により死亡した市民の遺族に災害弔慰金、精神又は身体に著しい障害をうけた市民に災害障害見舞金の支給を、また被害を受けた世帯主に災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉と生活の安定に資することを目的とする。

<支給対象>

① 災害弔慰金の支給対象

県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害の場合に、市内において5世帯以上の住居が滅失するような災害により死亡した市民の遺族

② 災害障害見舞金の支給対象

県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害の場合に、市内において5世帯以上の住居が滅失するような災害により負傷し、又は疾病にかかり「災害弔慰金の支給等に関する法律」の別表に該当する障害が残った市民

③ 災害援護資金の貸付対象

- ・県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害の場合に、「災害弔慰金の支給等に関する法律」第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主
- ・「災害弔慰金の支給等に関する法律」第10条第1項に掲げる所得要件に該当する者

※本市において、平成19年度から平成26年度までの間に災害救助法が適用される災害は発生していない。

(2)災害見舞金等

根拠法令等	大牟田市災害見舞金等支給要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

本市の災害(暴風、豪雨、地震、洪水、その他異常な自然現象により発生した災害又は火災による災害をいう)の発生に際し、市長が応急的に被災者の救助を行うため、当該災害の被災者及びその遺族に対し、見舞金及び弔慰金を支給する。

<支給対象>

① 災害見舞金の支給対象

- ・災害発生時において本市に居住し、原則として住民基本台帳法又は外国人登録法により、本市に登録している者
- ・現に居住している建物が被害を受けた者

② 災害弔慰金の支給対象

- ・災害発生時において本市に居住し、原則として住民基本台帳法又は外国人登録法により、本市に登録している者
- ・災害により死亡、行方不明になった者の遺族及び重傷を負った者
- ・支給条件：大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例第3条に規定する災害弔慰金又は同条例第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けていないこと

<実績>

区分		年度				
		22	23	24	25	26
災害見舞金	支給対象世帯	6	10	14	4	11
	金額（千円）	245	410	517	138	403
災害弔慰金	支給対象者	1	4	4	0	3
	金額（千円）	100	400	400	0	300

3 日本赤十字社事業

平成22年度より、大牟田市社会福祉協議会に委託を行い、次の事業を推進している。

(1) 日本赤十字社社資募集

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

赤十字社では、災害救護活動をはじめ、医療事業、血液事業、社会福祉事業などの諸事業を展開している。赤十字の理念や事業活動について人々の理解を深めるとともに、財政的支援基盤の強化のため、毎年5月の「赤十字社員増強運動月間」を中心に赤十字社員の増強と社資の募集運動を行う。

<実績>

区分		年度				
		22	23	24	25	26
目標額（円）		12,354,000	10,968,000	10,786,000	10,647,000	10,482,200
達成額（円）		9,388,593	9,474,787	8,874,984	8,603,489	8,247,548
達成率（%）		76.0	86.4	82.3	80.8	78.7

※地域での募集体制の変化等により、近年は目標を達成できない状況である。

(2) 各種講習会の普及

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

思わぬ災害や事故にあった人、急病人の応急処置の方法あるいは家庭での病人や高齢者の看護の仕方などに必要な知識と技術を普及するため、「救急法」「水上安全法」「家庭看護法」等の講習を広く実施している。

<実績>

平成26年度は、5学童保育所（三池・高取・白川・大牟田・中友）と平原学童クラブの指導員を対象に救急法の講習を実施。

(3) 災害救護活動

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

災害の被災者を救援するため、被災者に救援物資（布団・毛布・タオルセット・救急医薬品セット・緊急セット）を配付する。

<実績>

平成26年度は、被災世帯13世帯に対して救援物資を配付する。

(4) 災害救護業務

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	—

<実績>

災害義援金名称	義援金額（円）
2014年バルカン半島洪水救援金	375
7.9南木曾町豪雨災害義援金	3,666
2014年西アフリカエボラ出血熱救援金	1,240
2014年中国雲南地震救援金	355
平成26年広島県大雨災害義援金	140,378
平成26年徳島県台風11号・12号災害義援金	765
平成26年8月京都府豪雨災害義援金	2,990
平成26年8月丹波市豪雨災害義援金	2,709
シリア・イラク人道危機救援金	4,695
ガザ人道危機救援金	883
長野県神城断層地震災害義援金	3,897
東日本大震災義援金（H23.3～H27.3月末累計）	121,469,115

※ 災害義援金等の募集及び実績報告、報道発表等19回。義援金送金16回。

(5) 血液事業の推進

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

安全で安定した輸血用血液確保のため、愛の献血推進協議会と献血推進団体で地域ぐるみの献血運動を推進している。

<実績>

区分	献血申込者数（人）			400ml 献血者数（人）			不適者数（人）
	男	女	計	男	女	計	
地域	1,182	956	2,138	1,069	760	1,829	309
職域	1,166	329	1,495	1,079	257	1,336	159
学域	501	83	584	436	65	501	83
街頭	594	418	1,012	537	323	860	152
計	3,443	1,786	5,229	3,121	1,405	4,526	703

※ 平成26年度の献血者数は、前年度と比較して96人減少している。

4 勤労者福祉

(1) 勤労者福祉対策

根拠法令等	労働法全般	所管課	福祉課
相談窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

少子高齢化の進展、産業・就業形態の多様化など構造上の変化や、勤労者の価値観の変化など、社会経済状況に対応した勤労者福祉施策を推進するための事業を行う。

① 派遣労働者等緊急雇用相談窓口

急速な景気後退の状況下、雇用情勢の悪化に伴う派遣労働者等の解雇、雇止め等による雇用・生活等の相談に「緊急相談窓口」を設置し、助言や関係機関の案内を行い相談の解決に向け対応した。

<対象者>

派遣労働者等

<実績>

相談内容・件数	年度	
	22	23
雇用に関する事	15	5
労働に関する事	0	1
生活・融資に関する事	13	0
住宅に関する事	1	0
その他	2	0
計	31	6

相談内容・件数	年度		
	24	25	26
退職に関する事	0	0	0
解雇に関する事	0	0	0
求職に関する事	0	0	0
労働条件に関する事	0	0	0
生活・融資に関する事	0	0	0
休業補償に関する事	0	0	0
雇用保険に関する事	0	0	0
職場環境に関する事	0	0	0
その他	0	0	0
計	0	0	0

※ 統計方法について：平成24年度より下記の労働相談の項目に合わせて変更した。

② 労働相談

賃金や就業上のトラブル等の労働相談に常時応じる。助言や融資案内を行うほか、法律的に難しい相談については、それぞれの所管機関等へ取り次ぐなど、問題の解決に向け対応した。

<対象者>

中小企業の勤労者等

<実績>

相談内容・件数	22	23	24	25	26
退職に関すること	1	2	2	2	0
解雇に関すること	1	1	3	2	1
求職に関すること	10	19	15	12	2
労働条件に関すること	1	2	2	3	1
生活・融資に関すること	1	10	8	1	0
休業補償に関すること	0	0	2	0	0
雇用保険に関すること	0	2	1	0	0
職場環境に関すること	2	0	0	1	0
その他	0	3	8	7	1
計	16	39	41	28	5

③ 子育て女性等就業相談(県との共催)

県の就業アドバイザーによる再就職希望者への就業プラン等の作成やアドバイスを行う相談事業を実施した。

<実績>

年 度	22	23	24	25	26
相談件数	26	15	12	9	10

④ 労働関係法令等の改正に伴う周知・啓発事業

職場における待遇や労働条件の改善等を図るための広報啓発に努めた。

(2)雇用対策

根拠法令等	—	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

① 雇用対策基金事業の実施

国の交付金を財源とした都道府県の補助による緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業を実施し、離職者等の雇用の場の創出を図った。

<実績>

区 分	年 度	22	23	24	25	26
緊急雇用創出事業	事業実施数(事業)	18	12	8	6	4
	新規雇用者数(人)	123	52	47	17	7

※ 緊急雇用創出事業は、平成21年度より実施(平成20年度からの繰越事業; 8事業を含む。)

※ 新規雇用者数は、延人数(6ヶ月毎に1人のカウント)で、中途退職者も含む。

② 大牟田市雇用問題協議会

当面する雇用失業問題を的確に把握し、雇用対策を組織的に推進するための協議機関として、次の団体により構成している。

- ・大牟田公共職業安定所
- ・大牟田労働基準監督署
- ・福岡県筑後労働者支援事務所
- ・大牟田高等技術専門校
- ・大牟田商工会議所
- ・連合福岡南筑後地域協議会
- ・大牟田市

<事業内容・実績>

- ・大牟田市ホームページでの企業情報「15ポマト」の情報提供

- ・求人情報の提供（ハローワークインターネット求人情報の課内掲示）
- ・障害者・高齢者雇用促進のため優良事業所の表彰
- ・技能功労者・青年技能優秀者の表彰
- ・子育て女性等就業相談会の開催
- ・若年者就職活動実践セミナーの開催
- ・みやま・大牟田地区みんなの労働相談会の開催
- ・労働に関する諸情報の広報
- ・人材確保推進事業「大牟田地域企業合同面談会」の開催
- ・子育て女性のための就職支援セミナー&合同会社説明会 in 大牟田の開催

(3)若年者専修学校等技能習得資金貸付事業

根拠法令等	福岡県若年者専修学校等技能習得資金補助金交付要綱 大牟田市若年者専修学校等技能習得資金貸付要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	県 10/10

<目的・事業内容>

若年者の職業に必要な技能及び知識を援助するため、経済的な理由により専修学校等において修学することが困難な者に対し、技能習得資金を貸付けるもの（平成14年度開始）。

- ① 支給対象者は次の全てに該当する人
 - ・本人若しくは保護者が市内に居住し、26年度に中学校又は高等学校を卒業した人、若しくは26年度に高等学校を中退した人
 - ・要綱に掲げる専修学校等に27年4月に在学する人で、履修課程の学科が職業に必要な技術・技能の習得を目的としていること
 - ・習得した技能及び知識を自己の職業と結びつけようとする意欲が十分な人
 - ・次のいずれかに該当する世帯
 - 生活保護世帯、市民税非課税世帯、世帯の全収入が生活保護基準の1.5倍以下の世帯
 - ・日本学生支援機構その他の団体から給付又は貸し付けを受けない人
- ② 市内の主な対象校
 - ・大牟田医師会看護専門学校 看護高等課程・准看護科
 - ・専修学校紫苑学院 家政一般課程・洋裁科
 - ・専修学校麗学園 家政一般課程・洋裁本科
- ③ 貸付金額及び期間
 - ・入校支度金…100,000円
 - ・修学資金（月額）…専門課程53,000円、
その他の課程等（高等課程、一般課程、各種学校）30,000円
 - ・貸付の期間は、修学年限
- ④ 返還について
 - ・無利息
 - ・開始は、貸し付けが終了した月の半年後から
 - ・期間は、貸し付け年限の3倍以内の期間（最長12年）

<実績>

年度	22	23	24	25	26
貸付件数・金額					
新規（件）	1	2	1	1	1
継続（件）	0	1	2	0	0
貸付金額(千円)	460	1,280	1,150	418	460

(4)大牟田市労働福祉会館運営

根拠法令等	大牟田市労働福祉会館条例	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

働く市民の福祉の増進と市民文化の向上を図る。

<施設概要>

開設年月日	昭和 53 年 6 月 2 日
敷地面積	2,313.85 m ²
建築面積	1,212.77 m ²
建築延面積	3,298.80 m ²
構造	鉄筋コンクリート 3 階建 (一部 4 階)
主な施設	中ホール (200 人) 研修室 (50 人) 講習室 (30 人×2 室) 会議室 (30 人、10 人) 和室 (10 人×2 室)
使用対象者	使用目的が会館の設置目的に沿うと市長が認めた者

<実績>

区分 \ 年度	22	23	24	25	26
利用延人数 (人)	43,473	36,893	37,696	28,804	30,422
使用料 (千円)	10,178	8,404	8,697	7,709	7,424
利用件数 (件)	1,082	966	884	741	685

第7節 生活保護

1 生活保護

(1)生活保護事業

根拠法令等	生活保護法	所管課	保護課
申請窓口	保護課相談支援担当	負担割合	国 3/4 市 1/4

<目的・事業内容>

憲法第25条に規定されている国民の生存権保障の理念にもとづき、生活に困窮するすべての国民に対し、国の責任において、その困窮の程度に応じて無差別平等に、必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

①生活保護の概要

保護の受給要件

生活に困窮する者が、活用できる資産（家屋や土地など）、能力（就労の意思や能力など）、その他あらゆるものを、最低生活維持のため利用することを要件としている。また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべて生活保護に優先する。

保護は、厚生労働大臣が定める保護基準による最低生活費を、その世帯の収入と対比して、最低生活費に足りないときに、はじめて実施される。

保護の種類と実施手続き

保護の種類は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の8種類の扶助にわかれ、必要に応じ、その被保護世帯に該当する扶助が支給される。

保護の申請は、福祉事務所保護課で受理し、地区担当員が調査を行う。その調査結果にもとづき、保護の開始または申請の却下等となる。

保護受給中の世帯には、地区担当員が訪問し、その世帯の自立を助長するための助言指導等に当たる。

生活保護の基準と実施

保護基準は、年齢、世帯構成、地域別等に分けて厚生労働大臣が定める。これは一般国民生活の消費動向を基礎として、毎年改正されている。大牟田市は2級地-2で標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)の生活扶助基準は144,860円となる。(平成26年4月1日改正:対前年度比98.9%)

保護実施上の取扱いは、「保護の実施要領」および「医療扶助運営要領」、「介護扶助運営要領」の通達にもとづき行う。

②生活保護の動向

これまでの動向

被保護世帯、人員の数は、昭和39年度をピークとし、その後減少傾向であったが、昭和52年度からは長引く経済不況の影響で増加に転じ、特に昭和57年度から昭和60年度までは急増した。その後、減少傾向が続いたが、平成9年3月の三池炭鉱の閉山により、社会、経済状況が厳しい状況となり、平成9年度から平成15年度まで増加傾向となり、平成16年度からは微増であった。しかし、平成21年度からは世界的な金融危機の影響で、平成24年度まで急増し、平成25年度からは被保護世帯数は微増であるが、人員はわずかに減少した。

働きながら保護を受けている稼働世帯は、昭和51年度28.3%、昭和61年度20.6%、平成13年度10.0%と減少傾向であった。その後は横ばいとなっている。

平成26年度の世帯の状況

平成25年度以降、被保護世帯数は微増している反面、被保護人員は減少している。

保護率は、人口千人に対し約37.4人で、県平均の26.0人（平成27年3月生活保護速報）、全国平均17.0人（平成27年4月被保護者調査速報）と比較すれば高い率を示しているが、平成25年度と比べて0.1ポイント増に止まっている。

世帯類型は、高齢者世帯が51.4%と被保護世帯の半数を超え、傷病障害者世帯23.5%、その他の世帯20.6%、母子世帯4.5%の順で構成されている。平成24年度以降、その他の世帯の世帯数、構成比とも減少しているのは経済状況の好転による保護からの自立が伺える。保護廃止理由については死亡が46.0%と半数近くを占めている。

<実績>

生活保護の年度推移

保護の相談申請と開始廃止状況の推移

区 分		年 度				
		22	23	24	25	26
相 談		1,492	1,257	1,085	915	921
再 掲	助言指導等	505	349	264	279	210
	申請書交付	551	544	457	338	392
	申請書受理	436	364	364	298	319
申 請		436	364	364	298	319
却 下		9	5	16	9	4
開 始	世帯数	405	349	325	270	313
	人員	622	543	455	390	423
廃 止	世帯数	262	263	264	266	285
	人員	355	364	358	365	367

保護の世帯数人員の推移（21年度～23年度は医療扶助数の変更あり） ※世帯数・人員は年度の月平均

区 分		年 度				
		22	23	24	25	26
生活扶助	世帯数	2,623	2,704	2,787	2,809	2,847
	人員	3,824	3,904	3,975	3,955	3,945
住宅扶助	世帯数	2,363	2,445	2,517	2,544	2,561
	人員	3,351	3,441	3,518	3,509	3,464
教育扶助	世帯数	158	163	171	172	167
	人員	240	260	269	267	259
介護扶助	世帯数	441	479	501	509	540
	人員	457	500	520	523	556
医療扶助	世帯数	2,787	2,885	2,939	2,960	2,952
	人員	3,613	3,730	3,770	3,755	3,728
出産扶助	世帯数	1	1	1	1	1
	人員	1	1	1	1	1
生業扶助	世帯数	88	82	69	68	68
	人員	103	96	89	80	79
葬祭扶助	世帯数	8	8	10	10	11
	人員	8	8	10	10	11
計	世帯数	3,083	3,187	3,252	3,284	3,307
	人員	4,350	4,473	4,519	4,509	4,474
保護率	(%)	34.9	36.2	36.9	37.3	37.4

保護費の推移

(単位 千円)

区分 \ 年度	22	23	24	25	26
生活扶助	2,173,868	2,201,508	2,263,975	2,217,469	2,237,761
住宅扶助	670,202	698,772	726,801	737,296	749,762
教育扶助	27,724	30,025	31,059	30,902	30,480
介護扶助	82,541	91,514	89,344	85,020	88,994
医療扶助	4,463,793	4,593,600	4,599,881	4,634,614	4,451,832
出産扶助	3,662	2,866	3,894	4,231	2,906
生業扶助	19,859	16,873	15,204	15,402	13,745
葬祭扶助	19,158	17,880	22,210	20,108	23,828
就労自立給付金	—	—	—	—	1,098
保護施設事務費	6,161	6,345	4,079	3,015	1,803
計	7,466,968	7,659,383	7,756,447	7,748,057	7,602,209

(2) 自立支援プログラムに基づく支援事業

根拠法令等	セーフティネット支援対策等事業実施要綱	所管課	保護課
申請窓口	保護課相談支援担当	負担割合	県 10/10

<目的・事業内容>

生活保護制度の「自立助長」を強化することを目的として、ケースワーカーが個々に行っていた自立のための支援を、自立支援プログラム事業として組織的に実施するもの。

就労支援事業としては、ハローワークとの連携で就労支援チームを結成し一般求職者以上の求職ができるよう支援を図るとともに、所内では専門の就労支援相談員を配置し、これまでのケースワーカーによる就労指導では就労に結びつけることができなかつた被保護者に対し、必要な助言や指導を細やかに継続的に行い、就労及び社会参加意識の向上支援を行なう。

また、就労による経済的自立だけでなく、将来的な生活保護からの自立も視野に入れ、保護受給者の心身の健康を回復維持し、自ら日常生活を管理する日常生活における自立や、地域社会の一員として社会的自立を支援することを目的に、平成20年度から開始した就労意欲喚起等支援事業についても引き続き取り組みを行なった。さらに、多重債務等で借金を抱える被保護世帯の生活を再建する対策として多重債務者対策事業に取り組みを行なった。

① 就労支援事業

・生活保護受給者等就労自立促進事業

平成17年9月から、所内の就労支援検討会議で選定した保護受給者を対象に、ハローワークの就職支援ナビゲーターによるマンツーマンの就労支援を実施する。

・大牟田市被保護者就労支援事業

平成18年8月から、専門の支援相談員を配置し、就職情報の提供や就労活動に必要な助言や支援を行う。就労指導が必要な保護受給者を対象に、就労支援検討会議で選定し支援する。

② 就労意欲喚起等支援事業

平成20年11月から、市内の介護施設・障害者施設等での介護・福祉の仕事を体験することによって社会参加及び日常生活の自立、そして就労意欲を高めることを支援する事業。平成22年10月からは、農作業による就労体験事業を新たに追加して農業に詳しい方々から指導を受けながら、野菜栽培や収穫等の作業を行うことで就労意欲を喚起し、社会的自立や就労自立へのきっかけを見出して自立への支援としている。

③ 精神障害者等地域移行支援事業

平成20年10月から、専門の支援相談員を配置し、精神性の疾患等により医療機関に長期入院し

ている者のうち、症状が安定している者に対し、受け入れ条件を整備し地域社会生活への移行を支援する。

④教育環境整備支援事業

平成20年12月から、地域交流拠点施設を活用し、専門の指導員やサポーターによる、高校進学のための就学支援と生活指導を実施し、進学率の向上及び人格形成とコミュニケーション能力を支援する。

高校に進学することで就職への条件を整え、生活保護の連鎖を断ち将来的な生活保護からの自立を視野にいれ実施するもの。なお、本事業は、平成27年度から生活困窮者自立支援制度へ再編となる。

⑤多重債務者対策支援事業

多重債務者対策プログラム実施要領に基づき、多重債務等の借金問題を抱える被保護者の生活再建支援を目的とし、プログラム参加の意思確認のとれた被保護者と同行し、消費生活専門相談員との面談につなげる。

<実績>

①就労開始者の推移

生活保護受給者等就労自立促進事業

区分 \ 年度	22	23	24	25	26
就労支援対象者 (人)	29	26	37	42	32
就労開始者 (人)	17	16	26	31	18

大牟田市被保護者就労支援事業

区分 \ 年度	22	23	24	25	26
就労支援対象者 (人)	8	6	15	12	8
就労開始者 (人)	2	2	2	3	1

②③④⑤支援者数 (人)

事業名	プログラム名	年度	22	23	24	25	26
		区分					
②就労意欲喚起等支援事業	i 動物園就労体験	支援者数	20	30	13	—	—
	ii 障害者施設就労体験	支援者数	8	10	3	2	0
	iii 介護施設就労体験	支援者数	3	6	2	0	2
	iv 農業就労体験	支援者数	4	8	5	7	7
③精神障害等地域移行支援事業	i 精神障害等地域移行支援	支援者数	26	26	26	8	13
		うち地域移行者	6	17	17	2	5
④教育環境整備支援事業	i フレンドシップ学び場	支援者数	6	4	8	7	13
		うち高校進学者	6	4	7	7	12
⑤多重債務者対策支援事業	i 多重債務者対策支援	支援者数	6	1	8	6	9
		うち支援終了	3	1	4	5	7

(3)住宅支援給付事業

根拠法令等	住宅支援給付事業実施要領	所管課	保護課
申請窓口	大牟田市社会福祉協議会（委託） （所管：保護課相談支援担当）	負担割合	国 10/10

<目的・事業内容>

本事業は、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、原則3ヶ月間（一定の条件の下、最長9ヶ月間受給可。）、賃貸住宅の家賃を支給すると共に、住宅確保・就労支援員による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行なうもの。

なお、本事業は、平成27年度申請分から生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金へ再編となる。

<実績>

支給決定者等の推移

区分	年度	22	23	24	25	26
支給決定者	(人)	15	16	8	6	8
支給額	(円)	2,364,400	3,298,700	1,271,700	840,000	1,084,200

第8節 健康増進と疾病対策

1 健康づくり啓発事業

(1) 健康づくり啓発事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

健康づくりに対する市民と行政の協働の推進、健康増進事業実施者による健康増進関連事業の実施に向けた働きかけ等を通して、健康増進計画等に基づいた新しい健康観を普及させ、全世代の健康課題の解決と生活の質（QOL）の向上、健康寿命の延伸を図る。また、二次的目標として医療費の抑制も図ることを目的とする。

・主な事業内容

- ① おおむた健康づくりフォーラムの実施
- ② その他健康づくりの推進につながる事業等

<実績>

おおむた健康づくりフォーラム

年度	25	26
開催日	3月14日	3月21日
基調講演	健康づくりはまちづくり 講師：くまもと健康支援研究所 代表 松尾 洋	人と人との絆と地域の健康力 講師：大分県中部保健所 所長 藤内 修二
パネルディスカッション	吉野校区・大正校区・白川校区の取組 みの発表	倉永校区・大牟田市食生活改善推進員 協議会・みやま市保健推進員の発表
その他	域健康力アップ推進事業モデル校区 の取り組みの紹介 大牟田市食生活改善推進員協議会に よる試食コーナー 健康チェックコーナー	域健康力アップ推進事業モデル校区 の取り組みの紹介 大牟田市食生活改善推進員協議会に よる試食コーナー 健康チェックコーナー

(2) 大牟田地域健康推進協議会補助事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

健康づくりの関係団体で組織する大牟田地域健康推進協議会が実施する「健康づくり市民大会」及び「大牟田みんなの健康展」に対して補助金を交付するとともに、同イベントに参画し市民と行政との協働による健康づくりを推進し疾病等の早期発見と一次予防及び二次予防を推進し市民の生活の質（QOL）の向上を図る。また、二次的目標として健康寿命の延伸と医療費の抑制等を図ることを目的とする。

<実績>

健康づくり市民大会及び大牟田みんなの健康展

年度	22	23	24	25	26
開催期間	9月4日・5日	9月3日・4日	9月8日・9日	9月8日・9日	11月8日・9日

特別講演 市民大会	講師名	徳留信寛 早瀬仁美 〔シンポジスト〕 大地信彰 外	宮崎千明	昇地三郎	小久保裕紀	秋野暢子
	テーマ	食習慣関連が んの予防とコ ントロール	ワクチンって 何？予防接種 で防げる病気	世界一元気な 106歳児が 実践する十大 習慣健康法	「一瞬に 生きる」	美しく健康に 生きる

(3) 地域健康力アップ推進事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

健康づくりモデル校区を指定し校区まちづくり協議会や町内公民館連絡協議会等との連携のもと、健康診査の受診勧奨や健康増進企画事業を行い、地域住民の健康づくりに対する意識の向上を図ることを目的とする。

<実績>

健康づくりモデル校区の取組みについて

①健康診査普及啓発事業

特定健診、がん検診などの校区内の全世帯への普及啓発と受診勧奨、地域の見守り活動等を実施する。

校区名	団体区分	年度	取り組み
駛馬北	町内公民館連絡協議会	24	チラシの封入・配布とも団体で実施。11月に配布。
		25	チラシの封入・配布とも団体で実施。8月～9月に配布。
		26	12月15日号広報おおむたと同時にチラシ配布。
大正	校区まちづくり協議会	24	チラシの封入・配布とも団体で実施。12月に配布。校区アンビシャス広場の子どもたちにより受診勧奨。
		25	10月15日号広報おおむたと同時にチラシ配布。回覧・イベントで啓発。
		26	11月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。10月のまちづくり協議会運営委員会、10月19日大運動会にて健康啓発チラシ配布。
大牟田	町内公民館連絡協議会	24	チラシの封入・配布とも団体で実施。1月に配布。
		25	1月15日号広報おおむたと同時にチラシ配布。回覧で啓発。
		26	12月15日号広報おおむたと同時にチラシ配布。
白川	特定非営利活動法人(NPO)	24	チラシの封入・配布とも団体で実施。1月に配布。
		25	1月15日号広報おおむたと同時にチラシ配布。回覧・イベントで啓発。
		26	12月15日号広報おおむたと同時にチラシ配布。公民館連絡協議会、民生児童委員連絡協議会、NPO法人しらかわの会会員への郵送によるチラシ配布。
上内	校区まちづくり協議会	24	チラシの封入・配布とも団体で実施。1月に配布。
		25	チラシの封入・配布とも団体で実施。11月に配布。
		26	チラシの封入・配布とも団体で実施。10月～11月に配布。
明治	町内公民館連絡協議会	25	11月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。回覧・イベントで啓発。
		26	12月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。
みなと	校区運営協議会	25	10月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。回覧・イベントによる啓発。

		26	11月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。
天領	校区まちづくり協議会	25	10月15日号広報おおむたと同時にチラシ配布。回覧・イベントによる啓発。
		26	12月15日号広報おおむたと同時にチラシ配布。校区定例会での再周知。
吉野	校区総合まちづくり協議会	25	チラシを団体に封入し、広報おおむたと同時配布。
		26	8月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。公民館・自治会等加入世帯へのチラシ回覧。吉野地区公民館窓口へのチラシ設置。
銀水	校区まちづくり協議会	25	9月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。回覧による啓発。
		26	12月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。
三池	特定非営利活動法人(NPO)	25	チラシを団体に封入し、12月1日号広報おおむたと同時に配布。イベントによる啓発。
		26	12月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。
倉永	校区まちづくり協議会	25	8月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。イベントによる啓発。
		26	8月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。その後、再度受診呼びかけ。
手鎌	校区まちづくり協議会	26	10月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。地域イベントの際の啓発用チラシ配布。
平原	校区まちづくり協議会	26	10月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。まちづくり協議会の運営委員会で再周知。

②集団出前企画事業

校区内で実施する特定健診や集団がん検診の企画と校区内の受診者の取りまとめを行う。

平成24年度

(単位 人)

校区名	実施日	胃がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	肺がん	合計
駿馬北	11月23日	37	36	15	17	0	105
大正	2月10日	27	30	21	20	0	98
大牟田	3月17日	71	84	77	83	0	315
白川	3月10日	38	41	30	32	0	141
合計		173	191	143	152	0	659

平成25年度

(単位 人)

校区名	実施日	胃がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	肺がん	合計
駿馬北	10月12日	20	24	0	0	0	44
大正	12月8日	16	33	17	26	0	92
大牟田	3月2日	49	59	40	53	0	201
白川	3月21日	25	36	25	21	0	107
上内	1月21日	21	23	0	0	0	44
明治	1月19日	19	27	14	20	0	80
みなと	12月1日	22	22	0	0	0	44
天領	12月15日	23	32	17	27	0	99
吉野	10月14日	28	40	31	33	0	132
銀水	2月6日	24	26	17	0	0	67
三池	1月29日	24	29	0	34	0	87
倉永	11月24日	18	26	0	0	0	44
合計		289	377	161	214	0	1,041

平成26年度

(単位 人)

校区名	実施日	胃がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	肺がん	合計
駒馬北	3月14日	38	56	32	34	40	200
大正	1月31日	22	41	22	28	35	148
大牟田	3月7日	44	57	32	43	47	223
白川	2月22日	25	30	0	0	30	85
上内	11月29日	16	32	20	26	18	112
明治	1月18日	22	22	0	0	24	68
みなと	1月10日	22	39	23	23	35	142
天領	3月8日	44	45	26	23	45	183
吉野	10月12日	55	75	25	35	50	240
銀水	2月14日	0	34	0	17	29	80
三池	2月1日	42	57	41	41	55	236
倉永	12月6日	0	52	36	51	42	181
手鎌	12月21日	39	43	26	33	40	181
平原	12月14日	32	42	25	38	36	173
合計		401	625	308	392	526	2,252

※平成25年度から必須事業となる。

③健康増進企画事業

健康づくりに関係する講演会などの企画と地域住民への案内、参加者の取りまとめを行う。

平成24年度から

(単位 人)

校区名	年度	実施日	内容	参加者
駒馬北	24	3月2日	医師講話：「がん検診の意義」	52
	25	3月1日	医師講話：「脂肪肝について」 測定：血管年齢、骨密度、足型測定	75
	26	3月7日	認知症サポーター養成講座 健康講話：「かんで体も頭もしゃっきり」 測定：血管年齢、骨密度、握力、長座位体前屈、口腔相談、栄養相談	50
大正	24	1月20日	保健師による健康講話 測定：血圧測定、血管年齢検査、骨密度検査	70 (測定延146)
	25	10月20日	大運動会での測定会：血管年齢・血圧・骨密度・健康相談	330
		11月24日	ふれあいウォーキングとぜんざい会	80
		1月26日	歯科医師講話：口腔に関する健康講話	70
	26	10月19日	大運動会での健康測定：血管年齢、骨密度、健康相談 地域包括支援センター職員による健康体操	154
	11月23日	健康力アップウォーキングとぜんざい会	130	
大牟田	24	2月10日	医師講話：「がんに関する話」 測定：血圧測定、血管年齢検査、骨密度検査	38
	25	11月2日	料理教室：「生活習慣病予防」	26
		2月3日	医師講話：「心不全について」「ロコモティブシンドロームについて」	25
	26	11月16日	医師講話：「正しい靴と正しい歩行～健康は足元から～」 測定：血圧、骨密度	53
	11月29日	市管理栄養士による料理教室：生涯骨太クッキング	30	
白川	24	3月10日	保健師の健康講話：「がん検診」認知症予防等 ニュースポーツ体験のイベント	66
	25	2月23日	講話：「がんについての話」 測定：血管年齢、血中酸素、骨密度、認知機能、筋量 相談：もの忘れ、介護、栄養、健康、排泄、筋量、消費生活 健康試食会：減塩食	81

	26	1月18日	理学療法士による健康講話：「ロコモティブシンドロームについて」 準備体操：「ようかい体操第一」 測定：血管年齢、血中酸素、骨密度、タッチパネル、緑内障単チェック、視力検査 相談：もの忘れ・介護、栄養・健康、めがねの選び方、コーヒーの効能 健康試食会：玄米ご飯、減塩豚汁 ニュースポーツ体験	90
上内	24	2月25・26日 3月8・12・ 18・26・29日	地域包括支援センターの講話：「認知症予防」 歯科衛生士会の講話：「口腔ケア」 町内公民館8か所で実施	104
	25	10月1・ 15・22・ 24・29日	地域包括支援センターの講話：「認知症予防、栄養、包括支援センターについてなど」 歯科衛生士会の講話：「口腔ケア」（町内公民館6か所で実施） 医師講話：「認知症について」「肺炎の話」（町内公民館1か所で実施） 測定：骨密度、血管年齢	94
	26	12月21日	歯科医師講話：「むし歯予防について」 医師講話：「認知症とがんの予防について」 測定：血圧、骨密度、血管年齢	50

平成25年度から

(単位 人)

校区名	年度	実施日	内容	参加者
明治	25	1月26日	医師講話：「生活習慣病について」 測定：血管年齢・体組成計測	43
	26	2月1日	理学療法士による講話：「転倒予防のお話と健康体操」 測定：血管年齢、体組成計測	50
		2月15日	ゲートボール大会	86
みなと	25	11月3日	医師講話：「認知症について」	20
		11月25日	料理教室：「冬健康食」	40
	26	11月13日	料理教室：生涯骨太クッキング	20
		12月3日	管理栄養士による健康教育とカルタ大会	30
天領	25	11月17日	理学療法士による講話：「膝のちょっとしたいい話」 測定：体重・体脂肪率・血圧・肺年齢・骨密度・栄養相談	39
		3月8日	医師講話：「がん予防について」 測定：肺年齢・骨密度・血圧	26
	26	11月16日	理学療法士による講話：「肺の健康を維持するために」 測定：身長、体重、体脂肪率、血圧、肺年齢、骨密度、血管年齢、酸素飽和度、口腔チェック、栄養相談	28
吉野	25	11月23日	地域包括支援センター職員による講話：「心と体の健康について」 社会福祉協議会職員による講話「みんなであつくり福祉のまち」	50
		3月22日	ウォーキングイベント	38
	26	7月23日	ソフトバレー大会	50
		11月20日	グランドゴルフ大会	150
		12月14日	地域包括支援センター職員による講話：「認知症への理解を深めよう」	50
3月28日	ウォーキングイベント	30		
銀水	25	11月17日	ニュースポーツ大会 測定：血圧・血管年齢・骨密度	150
		1月17日	医師講話：「健康について」 測定：血管年齢・血圧	50

	26	11月16日	ニュースポーツ大会 測定：血圧、血管年齢、骨密度	150
		1月18日	歯科医師講話：歯の話	40
三池	25	12月6日	講話：「地域包括支援センターとは」 餅つき	40
		2月12日	測定：血管年齢・血圧・骨密度・健康相談	53
	26	7月22日	講話：「尿失禁予防教室」	19
		9月22日	管理栄養士による講話：「減塩について」 測定：血管年齢、血圧、骨密度、健康相談	29
倉永	25	9月8日	笑いの公演会とサロン交流会 測定：血圧・血管年齢・認知機能	80
		11月2日	笑いヨガ	80
	26	9月7日	歯科医師講話：「歯と健康長寿」 笑いヨガ講座：「笑って元気！楽しい笑いヨガ」 認知症劇 測定：血圧、血管年齢、健康相談	140

平成26年度から

(単位 人)

校区名	年度	実施日	内容	参加者
手鎌	26	11月2日	史跡めぐりウォーキング	9
		11月22日	医師講話：「認知症について～症状・種類・予防について～」 測定：血管年齢、血圧、体組成	80
平原	26	2月1日	保健所長による講話：「いつまでも達者で暮らす秘訣」 測定：骨密度、握力、血管年齢、足型測定、ロコモアンケート	55

※全モデル校区実績

年度	モデル校区数	企画事業数	参加人数
24	5 校区	5	330
25	12 校区	21	1,490
26	14 校区	24	1,563

2 食育推進事業

(1) 食育・栄養改善指導（施設指導含む）

根拠法令等	健康増進法・食育基本法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県1/4 市3/4

<目的・事業内容>

健康・栄養についての適正な情報の不足、食習慣の乱れなどにより、全世代にわたって、栄養バランスの偏り、生活習慣病の増加などの問題が生じてきている。このため、食品の栄養面、安全面等に関する適正な情報、食生活に関する正しい知識の普及をとおしてQOLの向上のためのライフステージに応じた栄養指導（食育教室、健幸料理教室、食事バランスガイドを使った食生活診断等）及び食生活の支援を行うとともに、平成22年3月に策定した「健やか住みよか食育プラン～大牟田市の食育推進計画～」の推進として、「健やか住みよか食育講座」を実施。また、保健所業務の一環として、給食施設に対する栄養管理指導も実施した。

<実績>

栄養教育、栄養改善指導の実績

項目等		年度					
		22	23	24	25	26	
栄養教育	栄 養 ・ 健康	回数	79	54	53	53	47
	増進・食育	延人員	2,162	1,605	1,468	1,607	1,126
栄養改善指導	個別指導		1,263	983	551	636	568
	集団指導		1,139	822	2,213	2,135	2,178
	給食施設指導		165	182	188	163	206

※各種栄養指導は、各種健診、教室時や、随時電話相談、面接等により行っている。

(2)食育フェア事業

根拠法令等	健康増進法・食育基本法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県1/2 市1/2

<目的・事業内容>

食育推進計画の市民啓発と食育推進のために「健やか住みよか食育フェア」を「大牟田みんなの健康展」と同時開催し市民に食を通じた健康福祉の向上を図っている。

<実績>

健やか住みよか食育フェアの実績

年 度	22	23	24	25	26
開催日	9月5日	9月4日	9月9日	9月29日	11月9日
内 容 (コーナー)	食事栄養診断 食の安心・安全 郷土料理 地元農産物の販売 そば打ち等	食事バランスガイド 食の安心・安全 大牟田オリジナル お好み焼き 地元農産物の販売 等	食事バランスガイド 郷土料理 お好み焼きコンテ スト 地元農産物の販売 食育カルタ等	減塩コーナー 郷土料理 オリジナルお好み 焼き お茶の入れ方教室 地元農産物の販売 等	食育カルタ 郷土料理 洋風カツどんお茶 の入れ方教室 地元農産物の販売 等

(3)食育ボランティア事業

根拠法令等	健康増進法・食育基本法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県1/2 市1/2

<目的・事業内容>

食育の推進を図るためには、市民に食に関する正しい情報を共有し、連携や協働を進めていくことが大切である。そのためボランティアの育成・支援の取組として食育ボランティア養成講座を実施。

また食育に関する体験、知識や情報・技能を有し、ボランティア精神を踏まえた社会参加に意欲のある人材や関係団体を登録し、ボランティアとしての人材派遣や食育の取組を行う。

<実績>

食育ボランティア養成講座、食育応援団の実績

項目等		年度			
		23	24	25	26
養成講座	参加者数	23	15	16	12
食育応援隊	個人登録(年度末数)	-	12	16	17
	団体登録(年度末数)	-	1	1	1

3 生活習慣病対策（成人保健事業）

(1)健康相談事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県2/3 市1/3

<目的・事業内容>

平均寿命の延伸に伴い生活習慣病罹患者が増加しており、また、生活習慣が改善できず重篤な状態に陥り生命の危険を脅かしたり、医療費等が増加するなどの社会問題が出現している。

このような状況を改善するために、一次予防である健康相談を実施することにより、市民一人ひとりが自らの生活習慣を見直し健康づくりのための行動を起こすような支援を行うとともに、個人が待つ健康不安の解消へとつなげることを目的とする。

<実績>

区分		年度				
		22	23	24	25	26
総合	実施回数	13	14	15	30	27
	被指導延人員	868	1,079	1,085	1,949	1,909
重点	実施回数	59	45	49	44	34
	被指導延人員	148	128	186	128	56
計	実施回数	72	59	64	74	61
	被指導延人員	1,016	1,207	1,271	2,077	1,965

※健康相談は、がん検診、メタボ予防相談時や、随時電話相談、面接等により行っている。

※平成18年4月より老人保健法の一部改正に伴い対象者が64歳までとなった。

※平成20年度より老人保健法から健康増進法に改正された。

(2)健康教育事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県2/3 市1/3

<目的・事業内容>

健康相談事業に同じ。

<実績>

区分		年度				
		22	23	24	25	26
集団	実施回数	63	60	66	77	54
	被指導延人員	1,125	1,328	1,368	2,112	1,339
(再掲) メタボ相談	実施回数	49	45	44	44	34
	被指導延人員	125	128	186	128	56

※平成18年4月より老人保健法の一部改正に伴い対象者が64歳までとなった。

※平成20年度より老人保健法から健康増進法に改正された。

※平成20年度より特定健康診査の移行に伴い、個別健康教育を廃止しメタボリックシンドロームに焦点を絞っている。平成19年度よりメタボ予防相談を開始した。

(3)訪問指導事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県2/3 市1/3

<目的・事業内容>

近年、食生活やライフスタイルの欧米化等で生活習慣の変化に伴う脳血管疾患・心疾患・がん等の生活習慣病を発病するものが増えてきた。このような状況改善する為に2次予防である健康診査を受けた結果を基に個々の生活習慣を把握し、個々にあった保健指導を行うことで壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚へとつなげる。また、個人のみではなく家族全体の健康意識の向上を図ることを目的とする。

<実績>

区分	年度	22	23	24	25	26
指導実人員		890	845	1,051	391	643
指導延人員		892	845	1,056	395	661

※平成18年4月より老人保健法の一部改正に伴い対象者が64歳までとなった。

※平成20年度より老人保健法から健康増進法に改正された。

※平成20年度よりがん検診精密検査未受診者・がん検診受診勧奨・生活習慣病予防等を行っている。

※平成21年度より女性特有のがん検診無料クーポン券未受診者（40歳・60歳）を対象に受診勧奨を行った。

※平成26年度は女性特有のがん検診無料クーポン券未受診者（40歳・60歳）に加え、コールリコール対象者（平成21年度から平成25年度までのクーポン券対象者のうち未受診者）の一部を対象に受診勧奨を行った。

がん検診精密検査未受診者訪問実績

区分	年度	22	23	24	25	26
精密検査未受診者対象人員		138	110	173	214	216
精密検査済み人員		76	64	88	80	110
精密検査未受診人員		53	40	79	122	85
不明人員		9	6	6	12	21

*訪問時には受診勧奨、生活指導等を行った。

(4)各種健康診査事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県2/3 市1/3 (一部は市10/10)

<目的・事業内容>

各種健康診査事業は生活習慣病を早期発見、早期予防し、疾病の疑いのある者又は危険因子をもつ者をスクリーニングする。その結果、必要な者に対して栄養や運動等に関する保健指導や健康管理についての正しい知識の普及を行い、又は医療機関への受診を指導することによって、壮年期からの健康について認識と自覚の高揚へとつなげることを目的として40歳以上子宮がん検診は20歳以上の女性の市民を対象に実施している。

<実績>

区分	受診者数					要指導・医療・精検者数					
	年度	22	23	24	25	26	22	23	24	25	26
生保等健康診査		7	4	6	3	6	6	4	6	3	6
子宮がん検診		2,891 (942)	3,068 (875)	3,084 (827)	2,941 (631)	2,921 (515)	51 (5)	60 (1)	59 (6)	41 (3)	38 (0)
胃がん検診		525	600	828	918	932	39 (1)	54 (0)	73 (1)	80 (3)	71 (0)
乳がん検診		1,589 (1,025)	2,095 (1,097)	2,007 (990)	1,895 (743)	2,059 (685)	162 (10)	214 (7)	203 (10)	170 (7)	261 (16)

大腸がん検診	2,250	3,345 (1,109)	3,760 (884)	3,576 (705)	3,810 (632)	172 (6)	284 (10)	374 (18)	330 (15)	399 (8)
肺がん検診	596	589	580	529	1,122	43 (0)	37 (0)	25 (0)	27 (0)	77 (0)
前立腺がん検診	56	29	100	79	69	9 (0)	7 (0)	27 (0)	30 (0)	25 (1)

※受診者数内の()内(子宮頸がん・乳がん・大腸がん)は、無料クーポン券の利用者数。

※要指導・医療・精検者数内の()内は、がん患者発見数。

※平成20年度より「基本健康診査」を廃止し、「生活保護受給者等を対象とした健康診査(生保等健康診査)及び保健指導」を開始した。

※平成21年度より特定の年齢に達した女性に対して、受診促進を図るとともにがんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図るために、子宮頸がん及び乳がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付し、女性特有のがん検診を開始した。

※平成23年度より働く世代のがん検診として大腸がん検診についても無料クーポン券事業を開始。

(5)がん検診・特定健康診査受診勧奨事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県1/2

<目的・事業内容>

がん検診や国保特定健康診査について、未受診者宅への戸別訪問や様々な機会を捉えての健康診査の普及・啓発の取組みを行い、健康診査の受診率向上を図ることによって生活習慣病対策を進める。

<実績>

年度	23	24	25	26
戸別訪問件数	3,877	3,428	2,032	3,316
啓発用チラシ配布箇所 (チラシ配布枚数)	32 (2,081)	27 (5,322)	7 (231)	0 (0)

※23年度から25年度は緊急雇用制度利用。

4 歯科保健推進事業(母性及び乳幼児に係るものを除く)

(1)成人歯科保健事業

根拠法令等	健康増進法・新健康フロンティア戦略	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

生涯を通じた歯及び口腔の健康増進を推進し、健康寿命の延伸を図る。そのために、市民一人ひとりが歯の健康に関心を持ち、個人の口腔内状況やその他のリスクに応じた歯の健康づくりが実践出来るよう、自己管理能力の向上を目指すことを目的とする。

<実績>

区分	年度	22	23	24	25	26
みんなの健康展(歯と歯ぐきの健康教室)延人数		647	771	731	627	798

※「歯と歯ぐきの健康教室」は、「みんなの健康展」において歯科医師による講話及び歯科保健指導や歯科衛生士による歯みがき指導、フッ化物塗布を実施。

(2) 歯の衛生週間関連事業

根拠法令等	健康増進法・地域保健法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

歯科保健に関する正しい知識の普及啓発を図るため、幼稚園、保育所、小学校等で歯の健康教育を行うとともに、「歯の祭典」において健康な歯を持つ人を選出し表彰している。

<実績>

区分	年度	22	23	24	25	26
歯の衛生週間行事による健診者		551	504	585	578	559

5 難病対策

これまでは法律に基づかない予算事業（特定疾患治療研究事業）として実施されていた難病対策が、今後は持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることが出来ようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずるため、平成26年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立した。それに伴い、医療費助成の対象疾病の拡大が図られ旧事業（特定疾患治療研究事業）の対象疾病であった56疾病が新たに追加、整理・細分化されて110疾患となり平成27年1月1日から第一次実施分として医療費助成を開始した。

(1) 指定難病医療費受給申請業務

根拠法令等	難病の患者に対する医療費等に関する法律	所管課	健康対策課
申請窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県 10/10

<目的・事業内容>

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする難病の患者に対する医療その他難病に関する施策に関し必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図ることを目的とする。

<受給対象者>

- ① 市内に住所を有する者
- ② 国民健康保険法の規定による被保険者
- ③ 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定による被保険者又は被扶養者
- ④ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療を受けている者
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている者

（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年5月23日成立）に基づき、平成27年1月1日より施行により、生活保護法により医療保険に加入していない者も該当）

<実績>

番号	疾患名	受給者数	番号	疾患名	受給者数
1	球脊髄性筋萎縮症	-	56	パーチェット病	29

2	筋萎縮性側索硬化症	13	57	特発性拡張型心筋症	14
3	脊髄性筋萎縮症	-	58	肥大型心筋症	-
4	原発性側索硬化症	-	59	拘束型心筋症	-
5	進行性核上性麻痺	12	60	再生不良性貧血	16
6	パーキンソン病	150	61	自己免疫性溶血性貧血	-
7	大脳皮質基底核変性症	8	62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	-
8	ハンチントン病	1	63	特発性血小板減少性紫斑病	27
9	神経有棘赤血球症	-	64	血栓性血小板減少性紫斑病	-
10	シャルコー・マリー・トゥース病	-	65	原発性免疫不全症候群	1
11	重症筋無力症	25	66	IgA 腎症	-
12	先天性筋無力症候群	-	67	多発性嚢胞腎	-
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	15	68	黄色靭帯骨化症	7
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	-	69	後縦靭帯骨化症	78
15	封入体筋炎	-	70	広範脊柱管狭窄症	3
16	クロー・深瀬症候群	-	71	特発性大腿骨頭壊死症	17
17	多系統萎縮症	17	72	下垂体性 ADH 分泌異常症	1
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	38	73	下垂体性 TSH 分泌亢進症	-
19	ライソゾーム病	2	74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	2
20	副腎白質ジストロフィー	-	75	クッシング病	-
21	ミトコンドリア病	3	76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	1
22	もやもや病	16	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	7
23	プリオン病	2	78	下垂体前葉機能低下症	13
24	亜急性硬化性全脳炎	-	79	家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体)	-
25	進行性多巣性白質脳症	-	80	甲状腺ホルモン不応症	-
26	HTLV-1 関連脊髄症	-	81	先天性副腎皮質酵素欠損症	-
27	特発性基底核石灰化症	-	82	先天性副腎低形成症	-
28	全身性アミロイドーシス	7	83	アジソン病	-
29	ウルリッヒ病	-	84	サルコイドーシス	13
30	遠位型ミオパチー	-	85	特発性間質性肺炎	3
31	ベスレムミオパチー	-	86	肺動脈性肺高血圧症	5
32	自己食空胞性ミオパチー	-	87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	-
33	シュワルツ・ヤンペル症候群	-	88	慢性血栓性肺高血圧症	3
34	神経線維腫症	1	89	リンパ脈管筋腫症	-
35	天疱瘡	7	90	網膜色素変性症	33
36	表皮水疱症	-	91	バッド・キアリ症候群	-
37	膿疱性乾癬 (汎発型)	-	92	特発性門脈圧亢進症	-
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	-	93	原発性胆汁性肝硬変	16
39	中毒性表皮壊死症	-	94	原発性硬化性胆管炎	-
40	高安動脈炎	9	95	自己免疫性肝炎	-
41	巨細胞性動脈炎	-	96	クローン病	58
42	結節性多発動脈炎	1	97	潰瘍性大腸炎	141
43	顕微鏡的多発血管炎	13	98	好酸球性消化管疾患	-
44	多発血管炎性肉芽腫症	3	99	慢性特発性偽性腸閉塞症	-
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	-	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	-
46	悪性関節リウマチ	8	101	腸管神経節細胞僅少症	-
47	バージャー病	10	102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	-
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	-	103	CFC 症候群	-
49	全身性エリテマトーデス	60	104	コステロ症候群	-
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	27	105	チャージ症候群	-
51	全身性強皮症	24	106	クリオピリン関連周期熱症候群	-

52	混合性結合組織病	7	107	全身型若年性特発性関節炎	-
53	シェーグレン症候群	-	108	TNF 受容体関連周期性症候群	-
54	成人スチル病	-	109	非典型溶血性尿毒症症候群	-
55	再発性多発軟骨炎	-	110	ブラウ症候群	-

(2) 特定疾患医療受給申請業務

根拠法令等	特定疾患治療研究事業実施要綱	所 管 課	健康対策課
申請窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県 10/10

<目的・事業内容>

原因が不明であって治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、特定疾患については、治療が極めて困難であり、かつ、医療費も高額なので、特定疾患治療研究事業を推進することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とする。

また、難病の患者に対する医療費等に関する法律の施行により平成27年1月1日からは難治性肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎については新たな制度の対象とはならない。ただし、平成26年12月31日までに特定疾患医療費助成制度で認定されている方は更新の申請を行えば平成27年1月以降も引き続き特定疾患医療費助成制度の対象となる。また、スモンについては平成27年1月以降も現在の特定疾患医療費助成制度の対象となる。

<受給対象者>

- ① 市内に住所を有する者
- ② 国民健康保険法の規定による被保険者
- ③ 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定による被保険者又は被扶養者
- ④ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療を受けている者
- ⑤ 生活保護法による保護を受けていない者

<実 績>

番号	疾 患 名	受給者数	番号	疾 患 名	受給者数
1	難治性肝炎のうち劇症肝炎	-	3	スモン	4
2	重症急性膵炎	-			

6 肝炎治療特別促進事業

根拠法令等	福岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱	所 管 課	健康対策課
申請窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県 10/10

<目的・事業内容>

肝炎ウイルスは肝がんの主な原因であるが、早期に発見し治療に結びつけることで予防することができる。インターフェロン治療は、B型及びC型ウイルス性肝炎の有効な治療法であり、また、核酸アナログ製剤治療は、B型ウイルス性肝炎の有効な治療法であるが、インターフェロン治療は月額の治療費が高額で、核酸アナログ製剤治療は長期間に及ぶ治療によって累積の治療費が高額になるため、早期治療の推進の妨げになり重要な課題となっている。このため、このインターフェロン治療・核酸アナログ製剤治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変・肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては市民の健康の保持、促進を図ることを目的とする。

<対象疾患>

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎とする。

<対象患者>

- ① 市内に住所（住民票）を有するもの
- ② 医療保険各法（後期高齢者医療を含む）の被保険者又は被扶養者であること
- ③ 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われている者は除く
- ④ B型及びC型肝炎ウイルスに感染し、インターフェロン治療を受ける予定の者又は治療中の者
- ⑤ B型肝炎ウイルスに感染し、核酸アナログ製剤治療を受ける予定の者又は治療中の者
- ⑥ C型肝炎ウイルスに感染し、インターフェロンフリー治療を受ける予定の者又は治療中の者

<助成期間・回数>

① インターフェロン治療費助成

原則として同一患者について、助成期間は申請書を受けた日の属する月の初日から1年以内で、治療予定期間に則した期間（24週は7ヶ月、36週は10ヶ月、48週は1年）となり更新は認めない。
ただし、助成期間の延長に係る取扱いにある条件を満たす場合は延長ができる（副作用等、72週投与、シメプレビルを含む3剤併用療法【48週投与】）がある。

② 核酸アナログ製剤治療費助成

原則として同一患者について1か年を限度とする。
ただし、医師が必要と認めた場合は、所定の更新手続きにより期間を更新できる。

③ インターフェロンフリー治療費助成

助成期間は申請書を受け付けた日の属する月の初日から1年以内で、治療予定期間に則した期間（24週は7ヶ月）となり、1回のみ助成となる。

<申請・交付>

福岡県と委託契約を締結した治療医療機関において、対象疾患であると診断されかつ、対象患者に該当する者又は他都道府県交付の肝炎インターフェロン治療受給者であって、有効期間内に大牟田市に住所を有することとなった者は、肝炎インターフェロン治療受給者証交付申請及び住民票その他知事が必要とするものを添えて、大牟田市保健所を経由し、知事に提出するものとする。

知事は、申請書を受理した場合は、速やかに福岡県慢性肝炎認定審査会の意見を受けて、適当と認めたときは、肝炎インターフェロン治療受給者証を交付するものとする。

<実績>

（単位：件）

年度	22	23	24	25	26
申請者数	134	136	150	141	228
承認	134	136	150	141	228
不承認	0	0	0	0	0
取り下げ	0	0	0	0	0

※平成20年4月より肝炎インターフェロン治療費助成を実施。

平成22年4月より核酸アナログ製剤治療費助成を実施。

平成23年2月よりテラプレビルを含む3剤併用療法の開始。

平成26年9月よりインターフェロン治療に係る医療費の一部を助成する制度を実施。

7 結核対策事業

(1) 結核健康診断事業

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課	
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	定期健康診断	市 10/10
			接触者健康診断	国 1/2 市 1/2

<目的・事業内容>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、定期及び接触者の健康診断・予防接種を実施し、結核の早期発見に努めている。

<実績>

(単位:人)

区分	年度	定期健康診断	接触者健康診断	計
BCG接種	22	924	0	924
	23	822	0	822
	24	769	0	769
	25	781	0	781
	26	755	0	755
レントゲン 間接撮影	22	4,122	0	4,122
	23	4,259	0	4,259
	24	4,340	0	4,340
	25	4,098	0	4,098
	26	3,985	0	3,985
レントゲン 直接撮影	22	7,144	183	7,327
	23	7,085	165	7,250
	24	7,606	144	7,750
	25	7,609	267	7,876
	26	8,236	93	8,329
IGRA検査	22	-	10	10
	23	-	19	19
	24	-	20	20
	25	-	123	123
	26	-	126	126

※平成17年4月1日、結核予防法が改正され、定期健康診断の対象者を65歳以上の市民及び結核感染のリスクが高い職域に絞って定期健康診断を実施することとなった。

※平成19年4月1日、結核患者に関する規定は、結核予防法の廃止に伴い感染症法へ統合され、乳幼児へのBCG接種は予防接種法の定期予防接種の規定に基づき実施。

※「感染症法に基づく結核の接触者健康診断の手引き(第5条)」(平成26年3月)において、結核感染の有無の検査法としてIGRA検査を第一選択の検査法として積極的に使用することが推奨されているため、保健所においても積極的に実施。

IGRA(インターフェロン-γ遊離試験)検査・・・結核菌に感染しているか否かを採血にて判断する検査

(2) 健康相談事業

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

患者及び患者家族等に対して、積極的な疫学調査を行うとともに、包括的な保健指導を行っている。結核においては、平成17年12月より、大牟田市結核患者服薬確認（DOTS）事業を実施することで、抗結核薬の確実な服薬を支援し、まん延防止及び多剤耐性結核の発生防止に努めている。

<実 績>

区分 \ 年度	22	23	24	25	26
健康相談	215	194	216	315	369
家庭訪問指導	619	439	368	657	739

(3)医療費の状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所 管 課 負担割合	健康対策課	
			37条の2（結核患者）	国1/2 市1/2
担当窓口	健康対策課結核感染症担当		37条（入院患者）	国3/4 市1/4

<目的・事業内容>

結核の医療を受ける者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく申請（法第37条及び法第37条の2）を行うことにより、医療費の公費負担を受けることができることから、結核患者に対する適正な医療の普及に努めている。

<実 績>

区 分	年度	入院患者 (37条)	結核患者 (37条の2)	計
延医療給付件数 (件)	22	82	314	396
	23	74	361	435
	24	31	229	260
	25	53	270	323
	26	54	356	410
医療費負担金 (千円)	22	6,694	921	7,615
	23	13,228	697	13,925
	24	2,759	333	3,092
	25	9,242	424	9,666
	26	3,213	850	4,063

(4)新登録結核患者数の状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により、医師は患者が結核であると診断した場合は、直ちにもよりの保健所長に届出をする義務がある。届出義務の期限遵守に努めている。

なお、この届出は、結核の統計の基礎情報となっている。

<実 績>

区分 \ 年度	新 登 録 結核患者数		年齢階級別数(人)							
	実数(人)	罹患率	0-9	10-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-
22	37	29.9	0	0	0	2	1	2	3	29
23	25	20.4	0	0	0	0	1	1	2	21

24	17	14.1	0	0	0	0	1	0	4	12
25	32	26.8	0	0	2	0	3	1	2	24
26	27	22.9*	0	0	0	2	0	1	0	24

※速報値であるため、国における集計作業の中で数値変更の可能あり。

8 感染症対策事業

(1) 感染症の届出状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国 1/2 市 1/2

<目的・事業内容>

感染症発生動向調査事業を実施し、通常と異なる発生の状況を早期に探知し、感染症発生時においては、二次感染予防・感染拡大及びまん延を防止するために迅速に感染症の情報を提供し、感染予防・拡大防止などの対応を行う。また、市民一人ひとりが感染症に関する正しい知識を高め、感染症に対する差別や偏見を解消し、感染症の患者の人権の保護を図る。

広報おおむたやホームページを活用し感染症に関する正しい知識の普及啓発や感染予防の周知を行った。

また、発生時においては、二次感染予防・感染拡大及びまん延を防止するなど迅速な対応が取れるよう整備等を行っている。

<実 績>

(単位：件)

区分		年度				
		22	23	24	25	26
一類 感 染 症	エボラ出血熱	-	-	-	-	-
	クリミア・コンゴ出血熱	-	-	-	-	-
	痘そう	-	-	-	-	-
	南米出血熱	-	-	-	-	-
	ペスト	-	-	-	-	-
	マールブルグ病	-	-	-	-	-
	ラッサ熱	-	-	-	-	-
二類 感 染 症	急性灰白髄炎	-	-	-	-	-
	ジフテリア	-	-	-	-	-
	重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）	-	-	-	-	-
	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）	-	-	-	-	-
	鳥インフルエンザ(H5N1)	-	-	-	-	-
	鳥インフルエンザ(H7N9)	-	-	-	-	-
三類 感 染 症	コレラ	-	-	-	-	-
	細菌性赤痢	1	-	-	-	-
	腸管出血性大腸菌感染症	1	2	3	1	1
	腸チフス	-	-	-	-	-
	パラチフス	-	-	-	-	-
合 計		2	2	3	1	1

(2) HIV抗体検査・エイズ相談

根拠法令等	厚生省保健医療局エイズ疾病対策課長通知 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国1/2 市1/2

<目的・事業内容>

HIV抗体検査受検者及びエイズ相談者の利便性に配慮した検査・相談事業を推進し、受けやすい検査体制を提供するとともに、HIVや性感染症に関する正しい知識の普及を行い予防意識の向上を図る。

平成18年7月よりHIV感染の早期発見・早期治療および感染拡大防止を目的として、HIV即日検査を導入。毎週月曜日（祝日を除く）午後1時から2時30分までの時間に無料・匿名で実施している。

エイズ相談は、閉所日を除く午前8時30分から午後0時、午後1時から午後5時15分までの時間に実施している。

<実績>

(単位:件)

区分 \ 年度	22	23	24	25	26
抗体検査	126	162	141	184	138
相談	51	56	59	77	45

※12月1日の世界エイズデーに賛同し、第18回大牟田市エイズキャンペーンとして以下の取り組みを行った。

- ・市内の高校及び看護学校、市内の娯楽施設・ファミリーレストラン等に、ポスターの掲示及びエイズ啓発セット（ポケットティッシュ、パンフレット）を配布。各学校の生徒や施設利用者への啓発を図るとともに予防を呼びかけた。
- ・12月1日JR大牟田駅前及び西鉄大牟田駅前においてエイズ啓発セットの街頭配布を実施。市民への啓発を図るとともに予防を呼びかけた。12月8日、保健所でHIV夜間検査を実施した。

※6月の第1週に定められたHIV検査普及週間には、ポスターの掲示及び保健所で実施しているHIV検査の周知を行った。また、6月2日に保健所でHIV夜間検査を実施した。

(3) 性感染症予防(梅毒血清反応検査)

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国1/2 市1/2

<目的・事業内容>

性感染症に関する正しい知識の普及を行い予防意識の向上を図るとともに、感染拡大の抑制に努める。

HIV抗体検査受検者で梅毒検査を希望するものに対し実施している。

<実績>

区分 \ 年度	22	23	24	25	26	
被検査者	10	14	18	34	18	
内訳	男	4	3	11	21	10
	女	6	11	7	13	8

(4) 肝炎ウイルス検査事業

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 肝炎対策の推進に関する基本的な指針	所管課	健康対策課
申請窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国1/2 市1/2

<目的・事業内容>

肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、市民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて医療機関を受診することにより、肝炎による健康障害を回避し、肝硬変及び肝がん等を予防することを目的とする。

<対象者>

本市に居住する20歳以上の検査を希望する者で、やむを得ない事情により他制度での肝炎ウイルス検査を受診できなかった者。

※医療保険各法その他法令に基づく保健事業等において肝炎ウイルス検査を受けた者及び現在又は過去に当該肝炎との診断で医療を受けている（受けていた）者は除く。

<実績>

年度	22	23	24	25	26
受検者数	1,191	1,451	969	880	1,197

(5) 風しん抗体検査事業

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 風しんに関する特定感染症予防指針	所管課	健康対策課
申請窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国 1/2 市 1/2

<目的・事業内容>

先天性風しん症候群の発生を効果的に防ぐために、妊娠を希望する者、及び妊婦の夫（パートナーを含む。）を対象とし、感染予防に十分な抗体を持たないものを把握するための抗体検査を行い、併せてワクチンの有効活用を図る。なお、本事業は平成26年度をもって終了とする。

<対象者>

- ① 妊娠を希望する者（妊婦を除く）
- ② 妊婦で妊婦健康検診の結果、風しん抗体が十分でないと言われた夫（パートナーを含む。）

※風しん抗体が十分でないとは、HI法で16倍以下、EIA法で8.0未満

20歳未満で未婚の受検者は、保護者の同意書（任意の様式）が必要

<実績>

年度	25	26
受検者数	112	22
低抗体価数	20	4

9 予防接種事業

根拠法令等	予防接種法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、定期予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

<実績>

(単位：人)

区分	年度	22	23	24	25	26
急性灰白髄炎 (生ポリオ)		1,790	1,727	636	-	-
急性灰白髄炎 (不活化ポリオ)		-	-	2,546	1,175	562
四種混合	ジフテリア 破傷風・百日咳 不活化ポリオ	-	-	743	2,754	3,082
三種混合	ジフテリア 破傷風 百日咳	3,692	3,569	2,926	1,002	272
二種混合	ジフテリア 破傷風	601	658	592	582	558
麻しん風しん		3,215	3,170	3,214	1,628	1,671
風しん		-	-	-	-	-
麻しん (はしか)		-	-	-	-	-
日本脳炎		2,601	3,513	3,368	2,885	2,784
BCG		928	822	769	781	757
水痘		-	-	-	-	1,566
高齢者肺炎球菌		-	-	-	-	3,825
インフルエンザ		22,536	21,704	21,635	22,203	21,470
子宮頸がん予防ワクチン		708	3,903	1,946	214	23
ヒブワクチン		825	3,501	3,429	3,614	3,209
小児用肺炎球菌		850	4,161	3,578	3,627	3,177
合計		37,746	46,728	45,282	40,465	42,956

※平成20年4月1日の予防接種法改正に伴い、平成20年度から5年間、麻しん又は風しんの予防接種は、第3期対象者（中学1年生に相当する年齢の者）、第4期対象者（高校3年生に相当する年齢の者）が新たに追加された。

※平成23年5月20日の予防接種法施行令の一部改正に伴い、麻しん風しん及び日本脳炎の予防接種の対象者が拡大された。23年度に限り、麻しん風しんの予防接種の第4期の対象者である高校3年生相当の年齢の者に高校2年生相当の年齢の者が追加。また、日本脳炎の予防接種について、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者（平成7年6月1日～平成19年4月1日生）に対して、20歳未満の間、定期接種ができるよう追加。

※平成23年2月1日より、大牟田市ワクチン接種緊急促進事業が実施され、子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌（任意接種）助成対象となった。

※平成23年5月20日の予防接種法施行令の一部改正により、日本脳炎の接種可能年齢が平成7年6月1日から平成19年4月1日までの者は、20歳未満まで拡大された。

※平成24年9月1日の予防接種実施規則の一部改正により、急性灰白髄炎（ポリオ）は、生ワクチンより、定期予防接種における不活化ワクチンが導入された。

※平成24年11月1日の予防接種実施規則の一部改正により、四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風急性灰白髄炎（不活化ポリオ）ワクチンが導入された。

※平成25年4月1日より、予防接種法が改正され、子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌の予防接種が定期接種となった。

※平成25年6月14日より子宮頸がん予防ワクチンの定期接種の積極的な接種勧奨の差し控えが勧告された。（厚生労働省健康局長通知）

※平成26年10月1日より、予防接種法施行令、予防接種施行規則及び予防接種実施規則の一部改正され、水痘と高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種が定期接種となった。

10 公害補償

(1) 公害健康被害認定状況

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

事業活動に伴う大気の汚染による健康被害者として法又は条例に基づく認定を受けた者（被認定者）について、その認定に係る指定疾病がなおっていないと認められるときは認定の更新を行うなど、被認定者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図っている。

<実績>

①被認定者数

(ア) 法関係分

(単位 人)

年度	区分	実認定者数	転入者数 (累計)	失効数 (累計)			転出
				計	死亡	治癒等	
22		919	19	2,226	1,700	507	19
23		866	19	2,279	1,749	511	19
24		825	19	2,320	1,785	516	19
25		776	20	2,370	1,829	522	19
26		738	20	2,408	1,866	523	19

※法改正により昭和63年3月以降、新たな認定は行っていない。

(イ) 条例関係分

(単位 人)

年度	区分	実認定者数	失効数 (累計)			
			計	死亡	治癒等	転出
22		33	245	151	44	50
23		31	247	153	44	50
24		30	248	154	44	50
25		27	251	157	44	50
26		25	253	159	44	50

※条例に基づき昭和56年1月以降、新たな認定は行っていない。

②認定疾病別の人数 (死亡・治ゆ・転出等を除く)

(ア) 法関係分

(単位 人)

年度	区分	計			慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気しゅ		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
22		919	34	570	382	114	268	536	234	302	0	0	0	1	1	0
23		866	32	540	344	96	248	521	229	292	0	0	0	1	1	0
24		825	30	517	314	83	231	510	224	286	0	0	0	1	1	0
25		776	28	489	284	69	215	491	217	274	0	0	0	1	1	0
26		738	27	464	265	61	204	472	212	260	0	0	0	1	1	0

(イ) 条例関係分

(単位 人)

区分 年度	計			慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気しゅ		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
22	33	10	23	13	3	10	20	7	13	0	0	0	0	0	0
23	31	9	22	11	2	9	20	7	13	0	0	0	0	0	0
24	30	9	21	11	2	9	19	7	12	0	0	0	0	0	0
25	27	8	19	10	2	8	17	6	11	0	0	0	0	0	0
26	25	7	18	9	1	8	16	6	10	0	0	0	0	0	0

(2) 補償給付等の支給状況(療養の給付を除く)

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国 10/10 条例：原因企業 10/10

※「負担割合」中、「国」は独立行政法人環境再生保全機構と読み替える（以下同じ）。

<目的・事業内容>

指定疾病による損害を填補するため、被認定者等に対し各種の補償給付を支給するもの。

<実績>

①法関係分

(単位 千円)

年度	障害補償費	遺族補償費	遺族補償一時金	葬祭料	療養手当	児童補償手当
22	542,494	192,972	60,434	11,468	230,224	-
23	523,027	182,940	68,045	13,308	215,735	-
24	487,127	157,293	33,395	13,998	201,175	-
25	465,211	153,859	65,862	13,495	190,426	-
26	445,488	158,395	78,062	12,897	177,822	-

②条例関係分

(単位 千円)

年度	障害扶助費	遺族扶助費	遺族扶助一時金	葬祭料	療養手当
22	26,681	18,930	0	0	8,044
23	27,291	18,826	0	1,242	8,253
24	23,187	18,435	5,465	776	7,530
25	21,352	15,359	0	0	6,947
26	19,987	11,436	0	951	6,440

(3) 療養の給付・療養費の支給状況

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国 10/10 条例：原因企業 10/10

<目的・事業内容>

指定疾病による損害を填補するため、被認定者に対し療養の給付及び療養費の支給を行うもの。

<実績>

①法関係分

(単位 千円)

年度	療養の給付			療養費
	入院・入院外	調剤	訪問看護	
22	508,878	115,645	3,709	203
23	478,010	111,935	2,460	138
24	426,898	108,551	3,119	115
25	409,675	104,701	2,033	296
26	367,347	105,734	2,328	455

②条例関係分

(単位 千円)

年度	療養の給付			療養費
	入院・入院外	調剤	訪問看護	
22	17,732	4,571	0	0
23	22,833	4,767	0	0
24	15,540	4,739	0	0
25	14,067	4,736	0	0
26	13,062	4,409	0	0

(4)保健福祉事業

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国3/4、市1/4 条例：原因企業10/10

<目的・事業内容>

指定疾病により損なわれた被認定者の健康を回復させ、その回復した健康を保持させ、及び増進させる等被認定者の福祉を増進すること等を目的として、リハビリテーション事業、家庭療養指導事業、インフルエンザ予防接種費用助成事業等を実施している。

<実績>

①法関係分

年度	区分	リハビリテーション事業 (参加(利用)者数)		家庭療養 指導事業	療養用具 支給事業 (空気清浄機)		インフルエンザ 予防接種費用 助成事業
		ぜん息教室	指定施設利用 健康回復事業	延訪問 件数	所有 台数	支給 台数	助成件数
22		22	198 (実数) 2,296 (延数)	410	1	0	176 (季節性) 124 (新型)
23		19	27 (実数) 238 (延数)	408	1	0	293
24		15	123 (実数) 1,223 (延数)	389	1	0	284
25		17	94 (実数) 1,278 (延数)	421	1	0	270
26		17	80 (実数) 1,163 (延数)	390	1	0	324

※インフルエンザ予防接種費用助成事業は20年度から実施(条例関係分も同様)。

※22年度のインフルエンザ予防接種費用助成事業は、季節性と新型の予防接種について実施。

②条例関係分

年度	区分	リハビリテーション事業 (参加(利用)者数)		家庭療養 指導事業	療養用具 支給事業 (空気清浄機)		インフルエンザ 予防接種費用 助成事業
		ぜん息教室	指定施設利用 健康回復事業	延訪問 件数	所有 台数	支給 台数	助成件数
22		1	8 (実数) 128 (延数)	14	1	0	9 (季節性) 1 (新型)
23		0	0	16	1	0	7
24		0	3 (実数) 49 (延数)	14	1	0	6
25		0	3 (実数) 56 (延数)	15	1	0	7
26		0	3 (実数) 53 (延数)	17	1	0	10

(5)健康被害予防事業

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	国 10/10

<目的・事業内容>

法改正（昭和63年3月1日施行）により新たな被害者の認定は行われないこととなったが、大気汚染の影響による健康被害を予防することを目的として、健康被害予防事業が実施されることとなった。本市では、市民を対象として、気管支ぜん息等の発症の予防、健康の回復・保持・増進を図るため、健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業を実施している。

<実績>

①健康相談事業

年度	名称	実施回数	延参加者数 (うち個別相談者数)	制度離脱者フォローアップ事業	
				相談者数	家庭訪問 実施件数
22	ぜん息予防教室	7	94 (2)	0	0
23	ぜん息予防教室	7	95 (7)	0	0
24	ぜん息予防教室	8	113 (3)	0	0
25	ぜん息予防教室	7	102 (4)	0	0
26	ぜん息予防教室	7	100 (4)	0	0

②健康診査事業（乳幼児アレルギー問診）

年度	実施回数	診査対象者数	スクリーニング後 の数（アレルギー素 因等保有児の数）	指導実施数	健康相談事業への 参加につなげた数 (延)
22	12	3,566	813	452	34
23	12	3,725	755	406	36
24	12	4,350	672	454	46
25	12	4,403	796	455	50
26	12	4,007	757	449	24

※16年度から4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児の健診が委託化されたため、その結果をもとにスクリーニング及び指導を行った。

③機能訓練事業（水泳訓練教室）

年度	水泳訓練教室		
	参加者数	参加延人数	事業日数
22	-	-	-
23	14 (A日程) 6 (B日程)	58 (A日程) 26 (B日程)	A日程・B日程とも5日間
24	17 (A日程) 9 (B日程)	78 (A日程) 40 (B日程)	A日程・B日程とも5日間
25	7 (A日程) 10 (B日程)	30 (A日程) 49 (B日程)	A日程・B日程とも5日間
26	12 (A日程) 5 (B日程)	54 (A日程) 24 (B日程)	A日程・B日程とも5日間

※23年度以降はA日程・B日程各5日間を2回（延10日間）実施した。また、開級式で、小児ぜん息に対する水泳の有効性についての講演会を実施した。

※22年度の水泳訓練教室は中止した。

第9節 生活衛生

1 食品・生活衛生

(1) 食品取扱施設の衛生対策

根拠法令等	食品衛生法	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

飲食店等の営業許可、営業施設の立入検査等の業務を行い、市民の食生活の安全を確保する。

<実績>

年度	対象施設数	監視指導延べ件数
22	3,151	1,712
23	3,133	1,323
24	3,078	1,757
25	3,093	1,799
26	2,911	1,790

(2) 食品の衛生対策

根拠法令等	食品衛生法	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

市内流通食品の収去検査を実施し、違反食品の発見と不良食品の排除に努める。

<実績>

年度	収去検査数	不適件数
22	206	0
23	187	1
24	157	1
25	145	0
26	177	0

(3) 衛生講習会

根拠法令等	食品衛生法	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

食品取扱者や消費者等に対し、食品衛生の向上及び食中毒発生防止を目的に、講習会を実施する。

<実績>

年度	実施回数	延べ受講者数
22	34	1,295
23	34	1,295

24	32	1,124
25	32	1,241
26	29	1,173

(4)食中毒発生状況

年度	発生年月日	患者数	原因物質	原因施設
24	平成24年10月2日	1人	アニサキス	不明
25	—	—	—	—
26	—	—	—	—

(5)生活衛生関連施設の衛生対策

根拠法令等	理容師法 他9法 1実施要領 1衛生基準	所管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

生活衛生関連施設の営業許可等及び営業施設の立入検査等の業務を行い、市民が安心して利用できるような衛生確保を行う。

<実績>

年度	対象施設数	監視指導延べ件数
22	4,468	72
23	4,465	42
24	4,443	104
25	4,347	77
26	4,473	75

(6)プールの衛生対策

根拠法令等	遊泳用プールの衛生基準	所管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

プール水の水質検査を行い、衛生的なプールの維持管理に努めるよう指導する。

<実績>

年度	検査数	不適件数
22	12	1
23	12	0
24	12	0
25	12	0
26	12	0

(7)衛生害虫相談

根拠法令等	—	所管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

衛生害虫の駆除を推進し、良好な生活環境の確保を図る。

<実績>

年度	相談件数
22	173
23	161
24	264
25	223
26	128

2 医務・薬務関係事業

(1) 医療施設等監視・指導

①医療施設等監視・指導

根拠法令等	医療法第25条第1項 臨床検査技師等に関する法律第20条の5	所管課	生活衛生課
申請窓口	生活衛生課医務薬務担当	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

市民が適切な医療を受けることができるよう、市内の病院・診療所・衛生検査所等の施設に対して定期的な監視指導を行い、良質な医療を提供する医療施設等の提供を目的とする。

医療法に基づく診療所等の開設許可申請、その他届出受理業務を行った。

<実績>

	年度	22	23	24	25	26
	項目					
病 院	施設数	25	25	24	24	24
	監視数	25	25	24	24	24
	新規	0	0	0	0	0
	廃止	0	0	1	0	0
一 般 診 療 所	施設数	140	138	135	134	130
	監視数	33	32	29	38	29
	新規	3	4	4	2	1
	廃止	5	6	7	3	5
歯 科 診 療 所	施設数	81	79	80	80	79
	監視数	18	16	16	15	21
	新規	7	9	7	1	6
	廃止	7	11	6	1	7
衛 生 検 査 所	施設数	3	3	3	3	3
	監視数	2	1	2	2	2
	新規	0	0	0	1	0
	廃止	0	0	0	1	0

②医療従事者の免許申請受付

根拠法令等	医師法、歯科医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法、診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法、歯科技工士法、視能訓練士法、栄養士法、母体保護法、死体解剖保存法	所管課	生活衛生課
申請窓口	生活衛生課医務薬務担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科技工士、視能訓練士、准看護師、栄養士の免許、受胎調節実地指導員の指定及び死体解剖医認定に関する申請受付並びに免許証等の交付を行う。

<実績>

免許等種別		26年申請等受付件数				
		新規	籍訂正	再交付	その他	計
厚生労働大臣免許等	医師	3	0	0	9	12
	歯科医師	2	2	0	2	6
	薬剤師	2	3	2	0	7
	保健師	4	9	0	0	13
	助産師	1	1	0	0	2
	看護師	53	48	6	1	108
	診療放射線技師	2	1	0	0	3
	臨床検査技師	2	1	0	0	3
	衛生検査技師	0	0	0	0	0
	理学療法士	15	2	1	0	18
	作業療法士	15	9	0	0	24
	歯科技工士	2	0	0	0	2
	視能訓練士	0	0	0	0	0
	管理栄養士	10	2	0	0	12
	死体解剖医	0	0	0	0	0
許等 県知事免	准看護師	44	28	12	0	84
	栄養士	21	4	1	0	26
	受胎調節実地指導員	0	0	0	0	0
合計		176	110	22	12	320

(2)休日急患対策事業

根拠法令等	大牟田市休日急患及び平日時間外小児急患診療対策要綱	所管課	生活衛生課
申請窓口	生活衛生課医務薬務担当	負担割合	市 9/10 高田町 1/10

<目的・事業内容>

市民の救急医療に対し、迅速かつ適切な対応をするため、その体制の整備を行う。休日急患対策事業のうち、在宅当番医診療業務及び大牟田、高田地域休日急患診療運営協議会は昭和52年度から、また在宅当番医制運営事業及び病院群輪番制事業を昭和53年度から、さらに平日時間外小児急患診療業務を平成14年度から開始した。

<実績>

①休日急患診療件数

年度	開設日数	件数							急患比 (%)	地域外	
		内科	小児科	外科	眼科	歯科	その他	計		件数	比(%)
22	73	(546) 4,812	(1,408) 4,640	(934) 2,850	(147) 1,219	(363) 501	(110) 129	(3,508) 14,151	23.0	3,181	23.3
23	73	(667) 4,602	(1,874) 5,006	(975) 2,500	(167) 1,094	(425) 589	(172) 196	(4,280) 13,987	30.6	2,999	21.4
24	75	(588) 4,931	(1,186) 4,144	(1,051) 2,830	(132) 1,209	(410) 534	(121) 157	(3,488) 13,805	25.3	3,107	22.5
25	74	(708) 4,285	(1,393) 4,184	(1,148) 2,953	(151) 1,331	(453) 571	(164) 222	(4,017) 13,546	29.7	3,388	25.0
26	75	(936) 5,567	(1,314) 4,726	(1,211) 3,265	(110) 1,278	(381) 507	(163) 238	(4,115) 15,581	26.4	3,664	23.5

()内は急患数を内数で示す

②平日時間外小児急患診療件数

年度	開設日数	時間帯	年齢	件数			急患比 (%)	地域外比 (%)				
				小児科	その他	計						
25	291	午後7時～ 午後10時まで	0歳～ 6歳	(331) 1,210	(4) 10	(335) 1,220	27.5	20.9				
			7歳以上	(130) 526	(33) 92	(163) 618						
			0歳～ 6歳	(17) 76	(0) 1	(17) 77						
		午後10時以降	7歳以上	(5) 24	(26) 43	(31) 67	46.3	22.4				
			25年度計			(483) 1,836			(63) 146	(546) 1,982	27.5	18.6
26	290	午後7時～ 午後10時まで	0歳～ 6歳	(400) 1354	(6) 8	(406) 1,362	29.8	21.0				
			7歳以上	(137) 656	(36) 98	(173) 754						
			0歳～ 6歳	(20) 88	(2) 3	(22) 91						
		午後10時以降	7歳以上	(2) 18	(20) 23	(22) 41	53.7	29.3				
			26年度計			(559) 2,116			(64) 132	(623) 2,248	27.7	19.2

()内は急患数を内数で示す

(3) 薬事施設監視・指導

根拠法令等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

市民が安心してかつ適正に薬を使用できるよう、医薬品の一般販売業及び特例販売業、並びに毒物・劇物販売業について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び毒物・劇物取締法に基づく各種申請等に対する許認可を行うとともに、定期的な立入検査の実施による監視・指導を行う。

<実績>

※法改正（H21）により一般販売業から店舗販売業へ移行（経過措置期間有）

年度	医薬品販売業								
	薬局			店舗販売業（一般販売業）			特例販売業		
	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数
22	—	—	—	20(1)	46(1)	8(0)	4	4	0
23	—	—	—	22(0)	41(2)	4(1)	2	1	0
24	—	—	—	33(0)	70(0)	19(0)	0	3	1
25	72	153	20	33	59	9	0	0	0
26	74	232	18	31	79	11	0	0	0

年度	毒物・劇物販売業								
	一般販売業			農業用品目販売業			特定品目販売業		
	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数
22	54	22	16	10	6	0	5	3	0
23	56	22	11	10	2	1	5	0	1
24	54	29	14	10	4	4	4	2	1
25	51	26	11	12	8	3	3	1	0
26	53	20	6	10	4	0	3	0	0

年度	毒物劇物業務上取扱者		
	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数
24	11	5	8
25	8	0	0
26	8	0	0

(4) 薬物乱用防止

根拠法令等	「ダメ・ゼッタイ」普及運動実施要綱	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

シンナー等の乱用は低年齢化し、依然として跡を絶たない現状にある。高校生のヤングボランティア等を中心に登校時間帯に「ダメ・ゼッタイ」普及運動 6・26 ヤング街頭キャンペーンの実施や薬物乱用防止講演会等で正しい知識を啓発し、薬物乱用防止のための普及啓発を行う。

<実績>

年度	講演会等		街頭キャンペーン	
	対象者	受講者数	回数	啓発パンフレット配布数
22	高専1校	215	1	1,000
23	なし	0	1	1,000
24	なし	0	1	700
25	なし	0	1	700
26	なし	0	1	600

(5)不正大麻・けし撲滅運動

根拠法令等	福岡県不正大麻・けし撲滅運動実施要綱	所管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

大麻及びけしに係る事犯の発生は、依然として跡を絶たない現状にある。この運動を通じて、不正栽培及び自生大麻・けしを全面的に撲滅するため広く市民に対して大麻・けしに関する知識を浸透させる。

<実績>

年度	けし		大麻	
	件数	株数	件数	株数
22	16	1,669	0	0
23	9	810	0	0
24	14	1,093	0	0
25	26	2,628	0	0
26	14	2,059	0	0

(6)健康危機管理

根拠法令等	大牟田市健康危機管理要綱 大牟田市健康危機管理連絡会議要領	所管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

感染症、食中毒、医薬品、飲料水その他何らかの原因により、突発的かつ広範囲に生じる市民の生命又は健康の安全を脅かす事態に対し、健康被害の発生の予防、拡大の防止及び医療の確保等の対策を的確・迅速に行える体制の整備を行う。

<実績>

年度	対策実施状況
23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大牟田市健康危機対策会議の開催（4月） <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ(A/H1N1)対策に関する取り組みについての総括について ・ その他 ・ 大牟田市健康危機管理連絡会議の開催、健康危機管理研修会（2月） <ul style="list-style-type: none"> ・ 各機関の最近の状況について ・ 今後の問題について ・ その他 ・ 講話「危機管理体制について」

24	<ul style="list-style-type: none"> 大牟田市健康危機管理連絡会議の開催（2月） <ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等対策特別措置法について 各関係機関の最近の状況について 大牟田市健康危機管理研修会の開催（2月） <ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等対策特別措置法について 身近な危機管理
25	<ul style="list-style-type: none"> 大牟田市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定（3月）
26	<ul style="list-style-type: none"> 大牟田市健康危機管理連絡会議の開催（2月） <ul style="list-style-type: none"> 大牟田市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要について 各関係機関の最近の状況について その他 大牟田市健康危機管理研修会の開催（2月） <ul style="list-style-type: none"> PPE（個人用防護具）の着脱方法について

3 動物管理センター

(1) 狂犬病予防法及び野犬対策

根拠法令等	狂犬病予防法	所管課	生活衛生課
	大牟田市飼い犬の管理及び野犬の取締りに関する条例	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

犬の登録及び狂犬病予防注射の実施、犬の捕獲・返還・処分業務、飼い主への指導・啓発を行なっている。

<実 績>

① 狂犬病予防

年度	登録	予防注射		済票交付	咬傷件数	検診数
		保健所	開業獣医			
22	477	2,230	2,416	4,646	7	0
23	482	2,086	2,474	4,560	8	1
24	499	2,000	2,426	4,426	9	3
25	461	1,913	2,375	4,288	8	6
26	510	1,852	2,501	4,353	2	2

② 捕獲・返還・処分

年度	捕獲		返還	処分
	箱捕獲	その他		
22	5	11	48	33
23	4	5	30	19
24	26	7	35	51
25	8	11	30	61
26	14	14	29	12

③ 苦情相談・指導件数

年度	捕獲依頼	放し飼い	環境	その他	問い合わせ	合計	指導件数
22	16	87	132	15	1,475	1,725	146
23	23	67	99	6	1,671	1,866	134

24	23	66	190	39	2,190	2,508	167
25	19	63	285	131	1,422	1,920	134
26	10	33	89	132	1,137	1,401	124

(2) 動物愛護法関係

根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律 福岡県動物の愛護及び管理に関する条例 大牟田市飼い犬の管理及び野犬の取締りに関する条例	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

犬猫等の引取り、負傷動物の保護収容を行なうとともに、動物苦情相談の受付と指導、動物取扱業等の受付を行なっている。

<実績>

①犬猫等の引取り及び保護

年度	犬の引取り		猫の引取り		動物の保護			負傷動物の保護		
	成犬	小犬	成猫	小猫	犬	猫	その他	犬	猫	その他
22	26	29	14	6	98	150	3	11	24	0
23	16	6	23	28	98	136	0	6	43	0
24	18	13	9	70	103	116	1	11	37	0
25	50	2	24	39	73	137	7	8	58	1
26	1	0	2	27	62	58	1	0	15	0

②犬猫等の保護及び猫等の苦情相談・指導件数

年度	保護依頼	猫等放し飼い	環境	その他	合計	指導件数
22	241	18	16	69	344	42
23	206	17	26	82	331	51
24	210	9	33	148	400	100
25	210	23	40	119	392	90
26	108	5	52	129	294	107

③動物取扱業施設数及び特定動物飼養許可数

年度	動物取扱業施設数	特定動物飼養許可数
22	70	15
23	67	15
24	61	14
25	61	13
26	55	9

(3) 動物愛護事業

根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律 狂犬病予防法 大牟田市飼い犬の管理及び野犬の取締りに関する条例	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

年少者に対する出張動物ふれあい教室、動物飼育相談、訪問調査等により動物の愛護と適正な飼育の普及啓発に努めている。

- ・ 出張動物ふれあい教室の開催（動物園との共催）

- ・ 小犬里親さがし・動物飼育相談
- ・ 譲渡犬等の調査・指導
- ・ 動物愛護週間事業(動物慰霊祭)
- ・ 犬のしつけ方教室の開催

<実績>

①出張動物ふれあい教室

年度	保育園	幼稚園	小学校	老人ホーム	合計
22	10	12	21	0	43
23	10	11	20	1	42
24	10	8	22	0	40
25	10	9	20	0	39
26	0	0	21	0	21

②犬猫の譲渡数(小犬里親さがし、センター)・動物飼育相談・失踪犬届出

年度	犬の譲渡数		猫の譲渡数		動物飼育 相談件数	失踪犬届出	
	成犬	小犬	成猫	小猫		失踪犬届出	解決件数
22	56	42	30	99	54	173	86
23	47	38	29	133	67	199	101
24	32	52	15	135	66	168	103
25	44	23	7	94	44	189	96
26	37	16	6	39	17	156	85

③譲渡犬等の調査・指導

年度	センター・里親さがし 譲渡犬 適正管理調査	犬の繁殖 制限指導	狂犬病ワクチン 未注射飼育者指導
22	4	4	812
23	35	2	947
24	2	2	838
25	0	1	1,712
26	21	0	1,422

4 葬斎場

(1)大牟田市葬斎場管理運営事業

根拠法令等	墓地、埋葬等に関する法律 大牟田市葬斎場条例	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

死亡者の火葬。大牟田市葬斎場は昭和58年、59年度事業として施設の老朽化に伴う全面建て替え工事を実施し、昭和59年7月25日に完成、8月1日から供用開始となった。

人体炉6基、汚物炉1基を備え、無煙、無臭の公害のない炉と、地形及び周囲の環境を生かした従来のイメージを変える建物である。

火葬件数は年間約1,800件で、元旦をのぞき無休で火葬業務を行っている。

<実績>

年度	利用状況											
	合計				市内				市外			
	計	大人	小人	死胎	計	大人	小人	死胎	計	大人	小人	死胎
22	1,760	1,716	4	40	1,685	1,643	4	38	75	73	0	2
23	1,823	1,791	4	28	1,754	1,733	4	17	69	58	0	11
24	1,882	1,853	3	26	1,806	1,785	3	18	76	68	0	8
25	1,856	1,829	1	26	1,797	1,775	1	21	59	54	0	5
26	1,856	1,818	3	35	1,792	1,767	3	22	64	51	0	13

5 試験検査

(1)微生物・臨床検査

根拠法令等	地域保健法 大牟田市保健所使用料及び手数料条例 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	生活衛生課
		負担割合	—

<事業内容>

- ・ 糞便細菌培養検査（赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス菌、パラチフス菌、O157）
- ・ 感染症の届出による検査（腸管出血性大腸菌（O157）他）
- ・ 痰（塗抹）検査（結核菌）
- ・ 血清検査（HIV抗体、風疹抗体、梅毒）

<実績>

検査項目	年度	22	23	24	25	26
病原微生物検査		7,637	7,485	11,097	10,158	9,588
痰（塗抹）検査		0	0	0	0	0
血清検査		134	177	159	218	168
その他		0	0	0	0	0

※病原微生物検査：糞便細菌培養検査と感染症の届出による検査の合計

(2)食品衛生検査

根拠法令等	食品衛生法 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令	所管課	生活衛生課
		負担割合	—

<事業内容>

- ・ 一般食品及び乳等検査（微生物学的検査、理化学的検査）
- ・ 食中毒関係検査（微生物学的検査、理化学的検査）

<実績>

検査項目	年度	22	23	24	25	26
		一般食品及び乳類検査	微生物学的検査	172	190	150
	理化学的検査	19	21	26	27	31
食中毒関係検査	微生物学的検査	145	0	21	1	0
	理化学的検査	0	0	0	0	0

(3)環境衛生検査

根拠法令等	水道法 遊泳用プールの衛生基準について（通知）	所管課	生活衛生課
		負担割合	—

<事業内容>

- ・ 飲用水検査
- ・ 利用水等検査（プール水）

<実績>

検査項目		年度	22	23	24	25	26
飲用水検査	細菌学的検査		15	3	0	0	0
	理化学的検査		15	3	2	0	0
利用水等検査	細菌学的検査		12	12	12	12	12
	理化学的検査		12	12	12	12	12

(4)環境保全・廃棄物関連検査

根拠法令等	環境基本法（公害防止計画） 大牟田市公害防止協定 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 下水道法	所管課	生活衛生課
		負担割合	—

<事業内容>

- ・ 大気検査（重金属、降下ばいじん）
- ・ 水質検査（公共用水域、工場・事業場排水）
- ・ 廃棄物関連検査
- ・ その他

<実績>

検査項目		年度	22	23	24	25	26
大気検査			112	116	102	103	48
水質検査	細菌検査		26	17	13	25	25
	化学検査		197	172	159	173	215
廃棄物関連検査			25	13	3	21	22
土壌・底質検査			0	0	0	0	0
その他			0	0	0	0	0

第10節 関連団体

1 公益社団法人大牟田市シルバー人材センター

(1) シルバー人材センターの概要

<設 立>

法人格	公益社団法人
設立許可	昭和61年2月25日設立
	昭和61年4月 1日許可

<目 的>

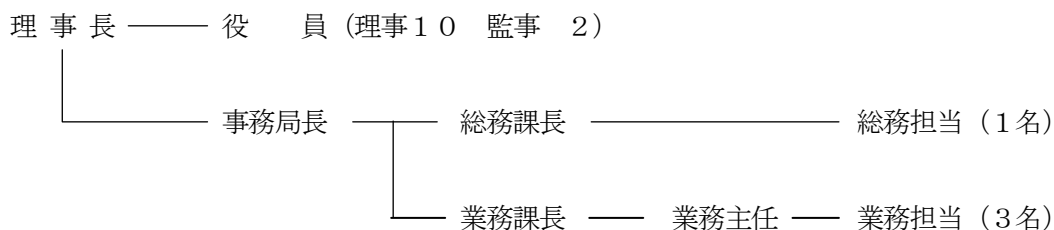
働く意欲と能力をもった定年退職者その他の高齢退職者（60歳以上）に、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、組織的に提供することによって、高齢者の職業生活の充実と福祉の増進に資するとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

<事業内容>

- ① 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く）を希望する高齢退職者のための就業機会の確保と組織的な提供
- ② 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る）を希望する高齢退職者のための職業紹介事業及び一般労働者派遣事業
- ③ 高齢退職者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- ④ その他高齢退職者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に関し必要な業務

<機 構>

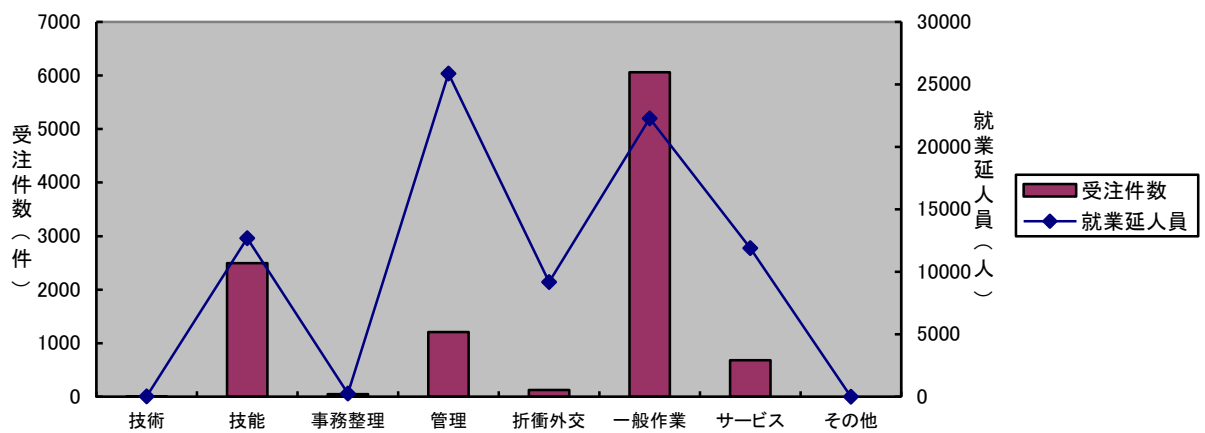
(平成27年4月1日現在)



(2) 平成26年度事業実績及び会員数

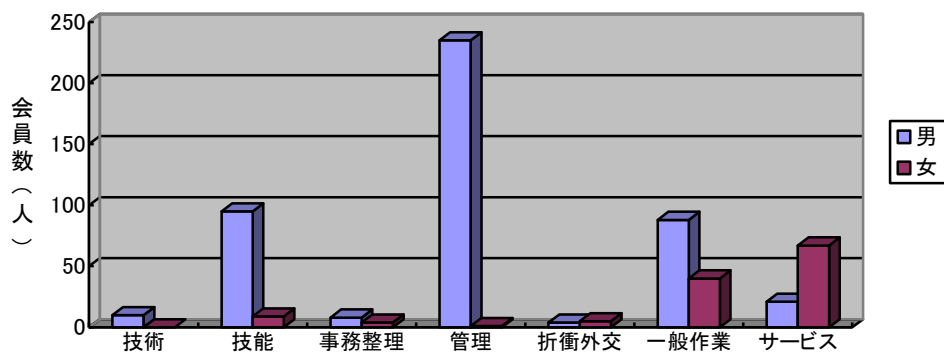
①事業実績（職種別）

区分	受注件数	就業延人数	事業収入	構成比
技術	6	17	18,390	0.1%
技能	2,492	12,703	68,446,973	23.8%
事務整理	50	246	620,681	0.2%
管理	1,206	25,883	94,823,973	32.9%
折衝外交	126	9,183	12,207,450	4.2%
一般作業	6,058	22,270	76,091,901	26.4%
サービス	681	11,896	35,657,783	12.4%
その他	0	0	0	0.0%
合計	10,619	82,198	287,867,151	100%



②会員数（希望職種別）

希望職種	男	女	計	構成比
技術	10	0	10	1.7%
技能	95	9	104	17.7%
事務整理	8	4	12	2.1%
管理	235	1	236	40.2%
折衝外交	4	5	9	1.5%
一般作業	88	40	128	21.8%
サービス	21	67	88	15.0%
計	461	126	587	100.0%



1) 事業実績

一般家庭、事業所、公共団体等から仕事を受注し、事業を実施した。地域経済の低迷や厳しい雇用情勢の中ではあるが、経営の健全化に向けた様々な取組を継続実施した結果、事業収入は約2億8千7百万円と、前年度と比べ4.4%増加した。既存事業及び新規事業の維持・拡大、派遣事業の開拓等に取り組んだ。

2) 普及啓発事業

(1) センター事業の普及啓発活動

- ①会員の拡大及び就業の拡大を図るため、月2回の入会説明会と月1回の登録説明会、市民向けのパンフレット増刷、無料情報誌「どがしこでん」でのPR等を行った。また、「3R活動推進事業」では、市民親子体験教室や社用車のステッカー、チラシ等による普及啓発活動に取り組んだ。
- ②十日市をはじめ、新幹線朝市、よかもん商店街、募金百貨店、福岡でのシルバーフェスティバル等に参加し、リサイクル事業の品物や生きいきシルバー農園の農作物の販売を行い、センター事業の普及啓発に取り組んだ。
- ③10月のシルバー人材センター全国普及促進啓発月間に、大牟田市役所剪定奉仕活動、市長及び市議会議長への支援要請行動、7年ぶりの「わくわくシルバーフェスタ」を実施した。
- ④公共職業訓練リサイクル科の前期及び後期修了生の作品展「技能祭」による普及啓発を行った。
- ⑤地元新聞社へセンター活動の情報提供と取材依頼を行った。

(2) 社会参加・ボランティア活動

- ①「大蛇山まつり」市民総踊りへの参加と会場の清掃奉仕活動
7月26日(土) 市民総踊りへの参加 (参加者50人)
7月28日(月) 夏祭り会場清掃奉仕 (参加者82人)
- ②9月27日(土) 高齢者生きがい創造センター周辺の樹木剪定、除草作業
剪定班39人・除草班40人・清美班9人・事務局9人 (参加者101人)
- ③10月4日(土) 市役所の樹木剪定、清掃奉仕活動
剪定班39人・清美班9人・事務局9人 (参加者57人)
- ④12月19日(金) 旧三井港倶楽部の松の剪定奉仕活動
剪定班37人・除草班4人・事務局3人 (参加者44人)

3) 安全・適正就業推進事業

「安全はすべてに優先する」を基本として、安全・適正就業委員会の開催、安全パトロールの実施、連合会安全就業促進大会への参加等を行った。また、夏季には、各職群の班長会議で夏場の熱中症対策と事故防止の注意喚起を行った。26年度の就業中の傷害事故は12件で、前年度より8件増加、物損事故は2件で、前年度より2件減少した。

4) 相談事業

①就業相談の実施

シルバー人材センターへ入会を希望する地域の高齢者を対象に、毎月2回の入会説明会及び毎月1回の登録説明会を実施した。また、福岡県立大牟田高等技術専門校から受託している公共職業訓練生への就業相談を行った。

5) 研修・講習事業

【重点研修】

(1) 接遇講習

- ① 駐車場整理会員（6月27日 参加者22人）
- ② 広報配布会員（7月23日 参加者82人）
- ③ 家事援助会員（10月29日 参加者18人）

【職群別研修】

(1) 剪定班

① 新人研修

新会員7人を対象に、服装、道具、安全対策等について、担当職員による研修を実施

② 初級剪定講習（5月8日 参加者5人）

入会1年未満の会員を対象に、個人住宅において、剪定班三役が講師となり講習を実施

③ 松の剪定講習会（12月19日 参加者37人）

全剪定会員を対象に、旧三井港倶楽部で三役が講師となり、松の剪定講習会を実施

(2) 除草班

新入会員5人を対象に、服装、道具、安全対策等について、担当職員による研修及び作業リーダーによる実務講習会を実施

(3) 子育て、福祉・家事援助

- ① 県連合会主催の会員研修会（2月14日 参加者6人）
- ② 県連合会主催の筑後ブロック会員研修会（3月4日 参加者5人）

6) 調査研究事業

公益社団法人としての経営の健全化を進めるために、剪定や除草の人材確保・後継者育成、団塊世代の入会促進等について、先進地の情報収集及び視察を行った。

(1) 県連合会主催の事務局長会議及び担当者研修会での情報収集

(2) 筑後ブロック研修会

- ① 会計担当研修（7月25日 参加者1人）
- ② 業務担当研修（2月13日 参加者2人）
- ③ 事務局長先進地視察（10月2日～3日 軽度生活援助事業及び就業拡大について）

2 社会福祉法人大牟田市社会福祉協議会

根拠法令等	社会福祉法（第109条）	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
-------	--------------	-----	--------------------

(1) 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法に位置付けられ、住民の社会福祉に対する関心と理解を深め、地域における社会福祉の増進に努めるという理念のもとに、全国の都道府県市町村に設立されている。民間組織としての「自主性」と住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面をあわせ持った組織で、地域住民による福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施等を行い、地域福祉活動の中心的な役割を担っている。

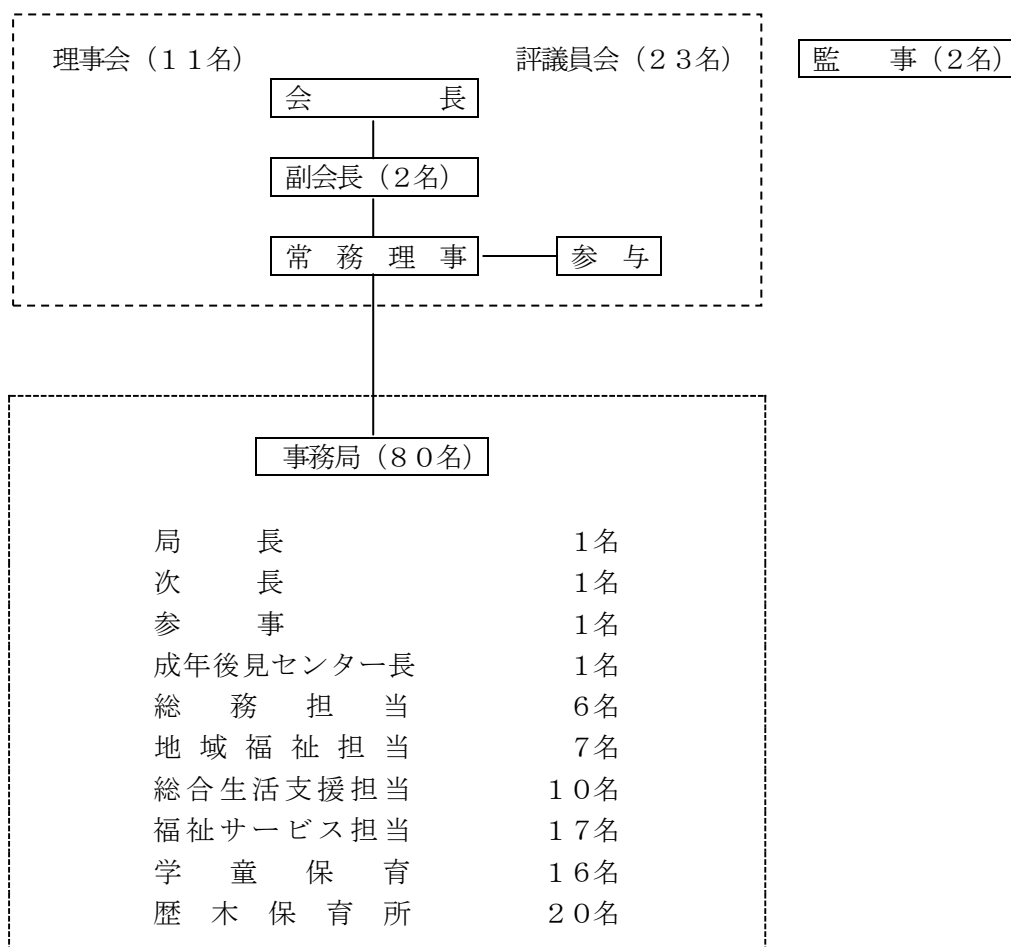
平成12年に社会福祉事業法が大幅に改正され社会福祉法となり、その第109条では、社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明記された。

大牟田市社会福祉協議会は、昭和26年に任意団体として発足し、昭和47年に社会福祉法人の認可を受け、以来、大牟田市の地域福祉推進役として住民のニーズにあった様々な事業活動を展開している。

現在は、「地域福祉推進と絆」をキーワードに、地域における様々な生活上の諸問題を地域全体の課題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図る心ふれあう「誰もが安心して暮することができるまちづくり」を目指し、関係機関・団体および行政等と協働して、様々な福祉課題の解決に積極的に取り組んでいる。

(2) 社会福祉協議会の機構と組織構成

(平成27年7月1日現在)



(3) 社会福祉協議会の実施事業

経済情勢や雇用環境は緩やかに回復している一方、孤立死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得の問題、虐待や消費者被害といった権利擁護の問題など、地域における生活課題は深刻化、拡大している。しかしながら、少子・高齢化の一層の進展や生活様式の変化に伴い、地域社会や家庭の様相は大きく変容し、地域や世代間で支えあう力は弱まってきている。

こうした中、国の「社会保障と税の一体改革」では、世代間・世代内の公平の確保や次世代へ引き継げる「全世代型」社会保障の構築に向けた取り組みが進められ、具体的な改革の方向性としては、子ども・子育て支援の強化や社会保険制度（年金・医療・介護）におけるセーフティネット機能の強化、医療・介護サービス保障の強化、貧困・格差対策の強化等が挙げられた。

特に、「貧困・格差対策の強化」では、平成27年4月から「生活困窮者自立支援法」が施行されることになり、本会においては、補助金を活用し社協としての生活困窮者支援のモデル構築等についての調査研究を実施するなど、施行に先立つ準備を進めてきた。

また、平成26年度は、第2次大牟田市地域福祉実践計画（平成22年度～26年度）の最終年度、かつ第3次大牟田市地域福祉実践計画（平成27年度～31年度）の策定年度であり、第2次大牟田市地域福祉実践計画における達成状況の確認と評価等の総括を行うとともに、第3次大牟田市地域福祉実践計画策定にあたっては、地域福祉活動のより一層の推進はもとより、先に述べた生活困窮者対策や社会福祉法人の地域貢献事業推進等を新たに盛り込んだ。

上記の状況を踏まえ、平成26年度の事業を第2次地域福祉実践計画の3本の活動指針に沿って報告する。

活動指針1「つながり、支えあいのある“あたたかい地域”を実現します！」

校区社協会長連絡協議会や民生委員・児童委員協議会と協働し、福祉委員による要援護者の見守り・訪問活動を各校区で実施するとともに、サロン連絡会の開催などにより、ふれあいサロン活動の内容充実に向けた支援を行った。

子育て支援においては、平成27年3月にくぬぎ保育所の新園舎建設を起工し、今後10月の完成に向けて整備を進めていくこととしている。また、市からの受託事業であるファミリーサポートセンター運営事業においては、実績が前年度に比べて大幅増となった。

活動指針2「小さな声にも応える福祉サービスを提供し普及に努めます！」

おおむたキャロットサービス（住民参加型福祉サービス）は、年間活動件数が順調に増加しているが、介護保険制度改正により、さらなる利用増が予想されることから、養成講座の開催など協力会員の拡大に努めた。

総合相談事業については、生活福祉資金等貸付事業や日常生活自立支援事業の実施に加え、平成26年4月に市からの委託を受けて成年後見センターを開設し、成年後見制度の周知や市民後見人の育成に取り組んだ。

介護保険事業では、平成26年12月にオープンサロンと小規模デイサービスを併設した、まちの縁側「築町えいる」を開設し、今後まちなかのにぎわい創出に寄与していきたいと考えている。

広報については、ホームページを全面的に刷新し、迅速かつ的確でわかりやすい情報提供に努めた。

活動指針3「誰もがまちづくりに参加できる活動をすすめます！」

大牟田市総合防災訓練の実施に合わせ、災害ボランティアセンターの設置訓練を行うとともに、大正小学校で防災運動会を開催するなど、地域の防災意識の向上等に努めた。

共同募金運動では、個別募金が減少する中、「募金百貨店プロジェクト」や「赤い羽根自動販売機」の設置に力を注いだ。また、補助金を活用した地域福祉におけるファンドレイジングについての調査研究に取り組み、社協としての財源確保のあり方を検討した。

(4) 校区社協活動への支援

① 校区社協会長連絡協議会の充実

ア 校区社協会長研修会の支援

校区社協会長が大牟田市の地域福祉の現状等を捉え、連携を深めることにより、自校区における活動の充実・向上を図ることを目的に校区社協会長連絡協議会が実施する研修会を支援した。内容としては、まちづくり協議会の設立など、校区社協を取り巻く状況が変化していく中、校区社協の役割と連携づくり等について事例発表を通じて意見交換を行い、活動の目的・内容及び組織構成のあり方について情報共有を図った。

また、市社協が運営する成年後見センターの支援内容について研修を行い、判断能力が不十分な人の支援について理解を深めることができた。

【開催日】 平成26年8月11日（月）

【研修先】 大牟田市総合福祉センター 大会議室

【内容】 《研修》「成年後見制度及びセンターについて」
総合生活支援担当 友添 奈津紀（社会福祉士）

《事例発表》「校区社協の役割と連携作りについて」
天の原校区社協会長 三浦 紀子さん

【参加者】 18名

イ 校区社協会長視察「防災運動会」研修会

校区社協活動において自然災害等の緊急時に備えた先進的な取り組みについて見識を深めることで、日頃の地域福祉活動の充実を図ることを目的に校区社協会長会の研修を支援した。

防災運動会とは、平成19年に社会福祉法人岐阜アソシアが始めたもので、いろいろな機関と連携しながら、子どもから高齢者、障害者が一緒になって防災に関連した協議を行うことで、地域での防災意識の向上を図るとともに、障害を持っていても協働できることに気づき、住民同士の支え合いの大切さを学ぶことができるという効果が期待できるものである。

参加者からは、楽しみながら防災の知識を習得でき、全員で助け合いながら、譲り合いながらの暖かい雰囲気を経験できたことは素晴らしかった等の感想があった。また、この取り組みを各校区で開催するきっかけづくりとなったのではないかと、との意見もあり、住民同士の支え合いの大切さを学ぶことにおいて有意義な視察研修となった。

②地域リーダー合同研修会の開催

地域リーダーである校区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、町内公民館連絡協議会、まちづくり協議会の各会長が一堂に会し、「これからの地域社会の創造」をテーマに、地域における様々な福祉活動の推進方法を研修するとともに、各校区の情報交換の場とすることを目的に開催した。各班にわかれてワークショップをすることで、地域課題について共通認識を図ることができ、全員参加によるまちづくりの必要性について理解を深めることができた。

【開催日】 平成26年11月26日（水）

【会場】 大牟田ハイツ 芙蓉の間

【参加者】 約100名

【内容】 **第1部** 実践・事例発表

コメンテーター さわやか福祉財団プロジェクトリーダー 木原 勇氏

①「現代社会に潜む地域課題」

吉野地区地域包括支援センター 緒方 弘征さん

②「これからの地域社会のあり方」

天の原校区民生委員・児童委員協議会会長 江口 良夫さん

③「人口減少とこれからのまちづくり」

大牟田市企画総務部総合政策課 宮川 浩則さん

第2部 ワークショップ

メインファシリテーター

久留米大学文学部社会福祉学科 准教授 片岡 靖子さん

《テーマ》

「2025年の私たちの地域社会は・・・」

1グループ7～8名で10班構成

各班ファシリテーター

地域包括支援センター職員、市役所職員、市社会福祉協議会職員等

(5) 小地域ネットワーク活動の充実

地域における小地域ネットワーク活動を活性化していくために、平成18年度に福祉委員制度が発足した。各校区の世帯数に応じ、概ね100～150世帯に1人の割合で配置された福祉委員が、見守り・訪問・支援活動を行っている。

平成26年度は第5期福祉委員の改選期にあたり、各校区社協会長より新任福祉委員119名が推薦され、市社協より委嘱された。平成26年7月8日～12日（5日間）にかけて、見守り・訪問活動を中心とした小

地域ネットワーク活動に対する理解を深め、福祉委員活動の意義を理解していただくことを目的に新任福祉委員研修会を開催した。また、各校区において、小地域ネットワーク活動における福祉委員と民生委員・児童委員等との連携等をテーマに実践活動報告会や意見交換会等を下記のとおり実施した。

(6) ふれあいサロン活動の充実

現在、サロン拠点は、市内に約130カ所となり、今後も増加傾向である。サロンは、地域で高齢者や障がい児・者、子育て中の方が、生きがいと元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、地域住民同士のつながりを深める自主活動の場である。

①ふれあいサロン連絡会の開催

サロン同士の情報交換や活動紹介などの場を設けることにより、サロン間の交流を図り、活動の活性化につなげることを目的に開催した。

ア 第1回 サロン連絡会

前年度サロン代表者を対象に実施したアンケートの結果をふまえ、サロンのお世話役が抱える課題解決や活動に対するモチベーションの向上につなげることを目的に講演会を実施した。講演はレクリエーションを交えて行われ、参加者からは「楽しみながら話を聞くことができた。」などの声が多く聞かれた。

【開催日】 平成26年10月16日（木）

【研修先】 イオンホール

【内容】 「これなら私にもできるかも！？ ～サロン活動を楽しむコツ～」

講師 あそび工房 もくもく屋 事務局長 田川 雅規さん

【参加者】 約120名

イ 第2回 サロン連絡会

サロン活動に関する情報交換を行い、今後の活動の活性化につなげることを目的に開催した。情報交換が活発に行われるように、各回とも1班5～6名で7班構成として班分けを行い、「自分たちのサロンのよさ」をテーマに意見交換を行った。その後、各班で出された意見をまとめ、発表してもらうことで、参加者全員への情報共有を図った。意見交換の時間を長めに設定したことにより、参加者からは「今後のサロン活動の参考になった。また是非参加したい。」などの声が聞かれた。

【開催日】

日 時	場 所	参加者数	対 象 校 区
3月17日 午前	総合福祉センター（大会議室）	36人	みなと・駿馬南・天の原・白川・三池
3月17日 午後	総合福祉センター（大会議室）	31人	天領・大正・中友・平原・羽山台
3月20日 午前	総合福祉センター（大会議室）	37人	上官・大牟田・銀水・上内・吉野
3月20日 午後	総合福祉センター（大会議室）	34人	駿馬北・玉川・明治・高取・倉永・手鎌

【対象者】 サロン代表者・お世話役・各校区社協会長

【内容】 グループにわかれての情報交換

【参加者】 約138名

(7) 子育て支援事業

①子育てきらりフェスタの開催

子育て支援の一環として、子育て中の家族が楽しめるイベントを実施。親子でふれあう“セラピューティック・ケア”やプレーパーク、障がいをテーマにした講演会や父親による読み聞かせ、また、ボランティア団体や母親たちの特技や意見を取り入れ、協働でのイベントも実施した。さらに、募金百貨店フェアと同時開催とすることで、一層の賑わいを創出した。

ア 子育てきらりフェスタ Vol. 17

【日 時】 平成26年8月3日（日）

【会 場】 大牟田市総合福祉センター

- 【内 容】 <和 室>親子で楽しむインファントセラピー
 講師：NPO 法人日本セラピューティック・ケア協会
 <中会議室・研修室等>各種イベント（スイーツデコ体験・バルーンアート体験・竹のおもちづくり・雑貨販売・フリーマーケット）
 <大会議室>よかもん商店街による出張販売
 協力：little mama、登録ボランティア（有明・里山を守る会、猿渡 豪さん）
- 【参加者】 約200名

イ 子育てきらりフェスタ Vol. 18

- 【日 時】 平成26年9月13日（土）
 【会 場】 諏訪公園文化交流ゾーンイベント広場
 【内 容】 プレーパーク（「自分の責任で自由に遊ぶ」遊び場）
 シャボン玉・段ボール遊び・水でっぼう等（協力：プレーパークおおむた遊ばせ隊）
 ※赤い羽根共同募金杯校区対抗グラウンドゴルフ大会&社協“絆”フェスティバルと同時開催
- 【参加者】 約300名

ウ 子育てきらりフェスタ Vol. 19

- 【日 時】 平成27年1月25日（日）
 【会 場】 大牟田市総合福祉センター
 【内 容】 <大会議室> 講演会「一步成長の喜び」
 講師：障がい児教育アドバイザー 星先 薫さん
 <多目的ホール> パパの読み聞かせ、託児等
 <中会議室> 絵本の世界：絵本「からすのパンやさん」の一場面の再現
 <和室> スイーツデコ、フリーマーケット（協力：little mama）
- 【参加者】 約200名 ※募金百貨店フェアと同時開催

②子育てサロン“マザーリーフ”開催

子育て中のお母さん同士の情報交換の場や子供とのふれあいの場として毎週水曜日（第5週は除く）に開催した。

■内容：読み聞かせ、体重・身長計測、お誕生会、季節の行事、自由遊び等

（参加者数） ※参加者数は、前年比100.5%（前年度776名）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(人)
大人	22	18	17	19	20	23	26	28	35	32	18	32	290
子ども	34	23	24	28	33	33	35	37	48	47	25	50	417
ボランティア	4	11	6	7	8	5	5	5	7	5	5	5	73
計	60	52	47	54	61	61	66	70	90	84	48	87	780

③チャイルドシート貸出事業

貸出状況（保有台数：チャイルドシート26台、ジュニアシート9台）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	22	14	10	21	24	18	13	14	19	7	6	16	184

※件数は、前年比80.7%（前年度228件）

④情報掲示板「ベビクル」の状況

使わなくなった育児用品をゆずりたい人から必要な人に渡すための情報を、ホームページを通して情報提供している。3月末までの取扱い件数は、3件（相談含む）。

主な育児用品は、ベビーシート、ベビーカー、チャイルドシート等。

⑤「産前・産後ケアサポートママ養成講座」の実施

近くに親兄弟や頼る人もなく一人で産前産後の不安定な時期を過ごさねばならない方へ日常生活をお手伝いすることで、安心して楽しく育児ができるよう、サポートママ（有償ボランティア）を養成した。

【日程・内容・講師・受講者数】

	日時	内容	講師	受講者数
1	10/24（金）13:30～15:30	住民参加型福祉サービスについて	NPO法人地域たすけあいの会 田中 将太さん	19
2	10/31（金）13:30～15:30	現代の子育て事情 (ファミサポ協会員養成講座と兼ねる)	甘木山学園 坂口 明夫さん	12
3	11/7（金）13:30～15:30	ボランティアの意味・意義 (有償ボランティアの研修と兼ねる)	NPO法人ドネルモ 宮田 智史さん	27
4	11/14（金）13:30～15:30	産前産後の母子の状況 サポートママについて	児童家庭課（植田・浦上さん）、 協力会員・光安さん、 社協	11

(8)ファミリー・サポート・センター事業(市受託事業)

①ファミリー・サポート・センター会員数

区分	平成25年度末	平成26年度登録	平成26年度退会	平成27年3月末	今年度増減
利用会員	688人	70人	25人	733人	45
協力会員	75人	8人	0人	83人	8
相互会員	75人	1人	1人	75人	0
合計	838人	79人	26人	891人	53

②講座の開催

ア 第1回 協力会員養成講座

【期間】 平成26年6月13日(金)～6月27日(金) 全5回 (計10時間)

【会場】 大牟田市市民活動等多目的交流施設 えるる

回	日程	講座内容	講師	受講者数
1	6月13日	開講式 センターの仕組みについて 事例発表	アドバイザー 島野明子さん(協力会員)	9人
2	6月18日	子どもと楽しく遊ぼう	くぬぎ保育所 山田所長	8人
3	6月20日	子どもの救命救護法	大牟田市消防本部	7人
4	6月25日	子どもの心と体の発達について学ぼう	誠修高校 多田隈清美さん	7人
5	6月27日	子どもの食事と健康 今後の活動について	大牟田市健康対策課	12人

【新規登録】 協力会員5人 相互会員1人 (全5回講座を受講終了者のみ登録)

イ 第2回 協力会員養成講座

【期間】 平成26年10月31日(金)～11月18日(火) 全6回 (計12時間)

【会場】 大牟田市総合福祉センター (第1回)

大牟田市市民活動等多目的交流施設 えるる (第2回～6回)

回	日程	講座内容	講師	受講者数
1	10月31日	開講式 現代の子育て事情	甘木山子育て家庭支援センター 坂口明夫さん	9人
2	11月4日	センターの仕組みについて 事例発表	アドバイザー 大野まゆみさん(協力会員)	9人
3	11月6日	子どもの救命救護法	大牟田市消防本部	11人
4	11月11日	子どもと楽しく遊ぼう (子どもの世話と遊び)	くぬぎ保育所 山田所長	6人
5	11月13日	子どもの心と体の発達について 学ぼう	誠修高校 多田隈清美さん	5人
6	11月18日	発達段階に応じた子どもの食事 今後の活動について	大牟田市健康対策課	6人

【新規登録】 協会員 3人 (全5回講座を受講終了者のみ登録)

※協会員および相互会員の登録は協会員養成講座の全受講が要件となっているため、未受講の講座内容については、次回の養成講座やステップアップ講座の受講で対応することとする。

ウ ステップアップ講座

【会場】 大牟田市市民活動等多目的交流施設 えるる

回	日程	講座内容	講師	受講者数
1	10月29日	子どもが手にするスマホやゲームに潜む危険 ～子どもの心と体と脳を守るために 知っておきたいこと～	NPO 法人 子どもとメディア 横地 景子さん	10人
2	3月10日	子どもと楽しく作るおやつ	江崎 裕子さん	6人
3	3月20日	子どもとのコミュニケーションを深めよう ～子どもの心が育つ聴き方・話し方～	コミュニケーション・ ラウンジ YANO 代表 矢野 隆子さん	10人

エ 安全対策講習会

【日程】 10月25日 (土)

【会場】 大牟田市市民活動等多目的交流施設 えるる

【テーマ】 子どもに起こりやすいケガや病気の手当の仕方を学ぼう
～いざ!という時、あわてないために～

【講師】 日本赤十字福岡県支部 坂本峰子さん

【受講者】 16人

(9) 放課後児童健全育成事業(市受託事業)

① 学童保育所・クラブの運営(三池・高取・中友・白川・大牟田・平原)

放課後児童対策として、昼間、児童(概ね小学校1～3年生)の養育ができない家庭などの児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供するとともに、各学童保育所においては、地域組織等と連携し、様々な世代間交流事業を実施した。

(入所児童数：平成27年3月31日現在)

学童保育所名	三池	高取	中友	白川	大牟田	平原	計
児童数(人)	38	22	24	37	42	21	184

② 6学童交流行事

大牟田市社会福祉協議会が運営する6つの学童保育所・クラブの交流行事として実施。6学童の親子混合チームを作り、8つのポイントをクイズやゲームを楽しみながら回る姿が見られた。つどいの目的である他学童児・保護者間の交流・親子のふれあいを深めることに繋がった。

■ 「学童っ子のつどい」の開催

【日時】 平成26年11月8日(土)

【会場】 諏訪公園 イベント広場

【内容】 スタンプラリー

【参加者】 約220名

③ 大牟田市学童保育所等未整備校区における児童送迎事業

学童保育所が整備されていない上官小学校の児童(1、2年生)を対象に、上官小学校・中友学童保育所間の送迎を延べ268日実施した。

(10) くぬぎ保育所運営事業

「みんなが笑顔になれる保育所」を合言葉に、保育のさらなる充実に向けて日々努力を積み重ねる中、今年度は入所園児数94名(定員90名)でスタートし、年度末には最高106名の園児が在籍した。

今年から完全給食を実施し、安全な食材でバランスの良い食事を提供すると共に食に対する関心を育てた。また、未就園児を対象とした園庭開放「どんぐりクラブ」では、体験保育や給食試食を通して園児との交流を図り、保護者から育児相談を受けることで、職員との信頼関係を構築した。

【各月の児童数】

(単位：人)

	0才児	1才児	2才児	3才児	4才児	5才児	合計
6月	3	11	16	20	23	21	94
9月	4	13	16	20	23	20	96
12月	4	15	18	20	24	20	101
3月	7	15	20	20	24	20	106

【主な行事内容】

4月 1日	入園式・進級式	10月 11日	運動会
4月 18日	3・4・5才児遠足	10月 18日	幼年消防大会
6月 13日	プール開き	10月 20日	稲刈り
6月 26日	田植え体験	12月 5日	世代間交流餅つき
7月 5日	親子で味噌づくり体験	12月 20日	クリスマス会
7月 12～13日	年長お泊り保育	2月 3日	節分、豆まき
7月 26日	お祭りごっこ、ちびっこ総踊り	3月 13日	お別れ遠足
8月 30日	親子ふれあいバザー	3月 21日	卒園式

※ふれあい処「えいる」との交流

※グループホームいろは、米の山デイサービス訪問

※学童保育所との交流

※園庭開放 「どんぐりクラブ」 10回開催

【どんぐりクラブ（園庭開放）参加者数】

	参加者数	内容		参加者数	内容
5月	20名（9組）	リズム遊び	11月	25名（11組）	外遊び（お散歩）
6月	15名（6組）	どろんこ遊び	12月	16名（7組）	もちつき
7月	15名（6組）	たなばた祭り	1月	15名（6組）	お正月遊び
8月	14名（5組）	プール遊び	2月	20名（9組）	リズム遊び
9月	20名（8組）	お絵かきとリズム遊び	3月	23名（10組）	おひな祭り

(11) おおむたキャロットサービス(住民参加型在宅福祉サービス)

① おおむたキャロットサービスの充実

日常生活において、公的サービスでは対応できない生活課題を抱えている一人暮らし高齢者等に対し、サポーター登録した協力会員が生活支援サービスを行った。

(会員数)

	24年度	25年度	26年度
利用会員	87人	142人	128人
協力会員	36人	43人	51人
合計	123人	185人	179人

(活動数)

24年度	前年比 (%)	25年度	前年比 (%)	26年度	前年比 (%)
1,448件	228.4%	1,709件	118%	1,741件	101.9%

(活動内容状況：1,741件)

	家事支援		買い物	薬とり	通院・外出の付添い	見守り	話し相手	草取り	ゴミ出し	その他		
	掃除・洗濯	食事作り								修繕など	その他	産前産後
4月	107	2	3	2	8	2	3	14	0	3	0	0
5月	58	7	3	0	2	0	1	17	1	0	5	0
6月	134	2	5	0	9	0	0	8	0	2	4	0
7月	74	3	6	1	5	0	2	13	0	2	3	0
8月	119	7	5	2	4	0	0	4	0	1	7	0
9月	112	4	6	0	4	0	0	9	0	0	8	0
10月	73	4	2	0	6	0	0	2	0	0	5	0
11月	110	3	1	2	13	0	4	4	0	1	3	0
12月	214	4	7	5	16	0	22	6	0	1	12	0
1月	140	16	24	0	15	1	4	2	0	0	3	0
2月	40	18	6	0	6	0	1	1	0	1	5	0
3月	119	0	5	1	1	0	0	4	0	0	5	0
合計	1300	70	73	13	89	3	37	84	1	11	60	0

②おおむたキャロットサービス協力会員交流会の実施

活動上の情報交換を通して協力会員同士の親睦・連携を深め、活動の充実を図る目的で実施。

1回目：【日 時】 平成26年6月24日（火）

【参加者】 23名

2回目：【日 時】 平成26年10月21日（火）

【参加者】 13名

③「おおむたキャロットサービス協力会員養成講座」の実施

キャロットサービスへの依頼増加に対応するために協力会員の養成を行った。

	日時	内容	講師	受講者数
1	10/24（金）13:30～15:30	住民参加型福祉サービスについて	NPO法人地域たすけあいの会 田中 将太さん	19
2	10/31（金）10:00～12:00	大牟田の現状・介護保険制度・障害福祉について	長寿社会推進課（塚本主査） 福祉課（徳永さん）	14
3	11/7（金）13:30～15:30	ボランティアの意味・意義 （登録ボランティアの研修と兼ねる）	NPO法人ドネルモ 宮田 智史さん	27
4	11/14（金）10:00～12:00	キャロットサービスについて （実践発表）	協力会員 SL（飯島・梅田氏）、社協	16

(12)高齢者福祉対策の推進

①介護保険事業の充実

訪問介護（ホームヘルパー派遣）、訪問入浴（入浴車による訪問入浴）、居宅介護（ケアプランの作成）、通所介護（デイサービス）の事業を実施し、要支援、要介護者の在宅生活を支援した。

訪問介護事業（ホームヘルプ）実績



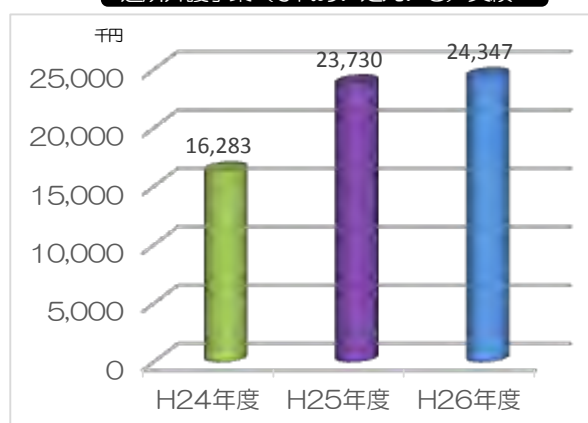
訪問入浴事業（入浴サービス）実績



居宅介護支援事業（ケアプラン）実績



通所介護事業（ふれあいぬいぐるみ）実績



【平成 26 年度介護保険事業の総括】

- 訪問介護事業では前年度実績より、事業件数については438件減になった。収入面では1,393千円減となった。これは利用者様の要介護度が高くなり在宅生活が難しくなり、施設入所や入院になったことが大きな要因となった。
- 訪問入浴事業では前年度実績より736千円増となり、事業件数も65件増となった。これは関係機関（病院）への啓発活動が大きな要因となった。
- 居宅介護支援事業では前年度実績より1,102千円増、事業件数3件減となった。これは認知症・独居加算を確実に算定できた為である。
- 通所介護（えいる）事業では、前年度実績より617千円増となり、延利用件数も345件増となった。
※5事業合計として、前年度実績と比較すると1,730千円収入増という結果となった。

(各年度事業実績)

事業名		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
訪問介護サービス	収入 (円)	26,248,165	28,396,728	32,027,405	31,990,254	30,596,792
	件数 (件)	7,411	8,239	9,683	9,713	9,275
訪問入浴サービス	収入 (円)	4,837,532	7,374,639	5,232,207	8,016,180	8,752,500
	件数 (件)	374	549	411	624	689
居宅介護支援事業	収入 (円)	8,063,700	9,627,140	9,050,200	8,459,620	9,561,730
	件数 (件)	652	810	847	792	789
通所介護（えいる）	収入 (円)	—	377,423	16,283,080	23,730,030	24,347,220
	件数 (件)	—	36	1,763	2,541	2,886
通所介護（築町えいる）	収入 (円)	—	—	—	—	668,485
	件数 (件)	—	—	—	—	98
総合計	収入 (円)	39,149,397	45,775,930	62,592,892	72,196,084	73,926,727
	件数 (件)	8,437	9,634	12,704	13,670	13,737

【まちの縁側築町えいる事業報告】

築町商店街の空き店舗を活用し、大牟田市から大牟田市まちづくり基金事業の補助金を活用し、小規模デイサービスセンターとオープンサロンを併設した「まちの縁側築町えいる」を平成26年12月16日に開所した。オープンサロンでは「健康運動教室」や「折り紙教室」などの活動を実施し、延べ21名の方が参加された。また、多くの地域の方にバス待ちや、買い物の休憩などとして活用されている。また、商店街が実施している「十日市」には毎月参加をし、利用者が製作した小物などを販売することによりリハビリ意欲の向上などにつなげている。

(オープンサロン利用者統計)

12月	1月	2月	3月	計
27人	61人	104人	87人	279人

※バス待ちやちょっとした立ち寄り、サロン活動への参加など何らかの形でまちの縁側築町えいるに來所された延べ人数

(デイサービス利用者統計)

12月	1月	2月	3月	計
14人	19人	28人	37人	98人

②介護予防・相談センターの運営(市受託事業)

中央地区地域包括支援センターのサブセンターとして、主に平原・上官校区を担当し介護認定により要支援と認定された高齢者及び二次予防事業所対象の高齢者(特定高齢者)に対して、介護予防プラン等の作成や訪問を行うことにより高齢者の心身の健康保持、生活の安定のために必要な支援を関係機関、サービス実施事業者と連携して実施した。

また、介護予防の普及・啓発を目的とした介護予防啓発教室や健康相談の場を設け、地域住民の健康増進に努めた。

(各年度事業実績)

事業名		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
介護予防・ 相談センター	収入(円)	3,442,720	3,779,360	4,853,480	5,982,120	6,485,110
	件数(件)	660	762	704	956	1,092

③日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人たちに対して生活支援員を派遣し、自立した生活ができるよう福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行った。また、生活支援員のスキルアップと活動意欲の向上を目的にフォローアップ研修を実施した。

ア 第1回生活支援員研修会

【開催日】平成26年6月24日(火)

【会場】総合福祉センター中会議室

【内容】生活支援員の役割

【参加者】13名

イ 第2回生活支援員研修会

【開催日】平成27年2月23日(月)

【会場】総合福祉センター中会議室

【内容】虐待について(講師)大牟田市長寿者社会推進課 稲吉 江美氏

【参加者】10名

ウ 平成26年度日常生活自立支援事業実施状況 ※平成27年3月31日現在

【相談件数】46件 【延べ利用件数】732件

【利用者数】49名 【生活支援員】21名

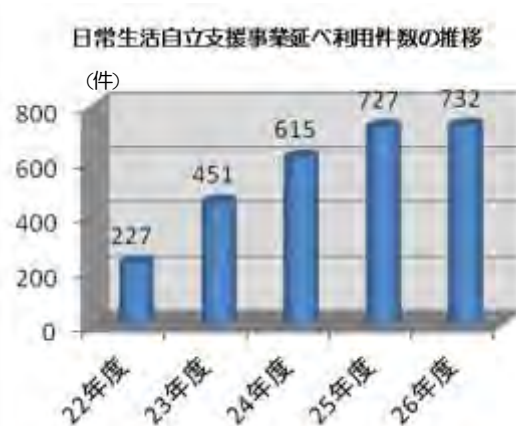
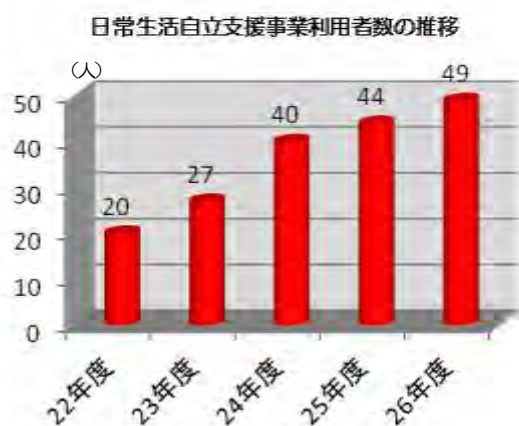
(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談受付	7	2	2	6	3	4	2	3	1	4	4	8	46
利用件数	65	57	59	59	58	60	63	56	68	63	64	60	732

(過去5年間の利用状況)

(単位:件)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
利用者数(人)	20	27	40	44	49
利用件数(件)	227	451	615	727	732



④「在宅介護者の会」活動支援

在宅介護者に対する情報提供、相互交流を目的とする「在宅介護者の会」の事務局を担い、様々な活動支援を行った。

■大牟田市在宅介護者の会「げんきかい」…会員数14名

【目的】在宅介護者が本音で語り合い、交流することを通じて、仲間づくりを行うとともに「介護」にかかる課題を解決していくことを目的に実施。

【定例会】毎月第4水曜日に実施。

※介護体験を語るおしゃべり会を中心に、学習会、カラオケ大会などを実施。また、年2回、日帰り温泉旅行などリフレッシュ事業にも取り組んだ。

⑤車椅子貸出事業

在宅の高齢者・障がい(児)者等に対して、日常生活の便宜と介護者の負担軽減を図るため、延べ90人に無料で車椅子を貸し出した。

(貸出実績)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	6	16	5	7	10	8	8	11	3	3	6	7	90

(13)おもちゃの図書館“くるりん”の支援

障がいのある子ども、ない子どもも共に遊び交流し、育ちあう場として開催。また、障がいのある子どもの親同士の交流の場となっている。

【開催日時】毎月第3日曜日 10:00~12:00

(14) 自閉症1DAY イベントの実施

世界自閉症啓発デーに伴う周知啓発活動として、自閉症児等の発達障がいに対する理解と関心を深めてもらうことを目的に、自閉症児親の会と協働して実施。

【日 時】平成27年3月26日（木）

【会 場】大牟田市総合福祉センター

【内 容】DVD 上映、本展示コーナー、人形劇、おうちの人の話等

【参加者】30人

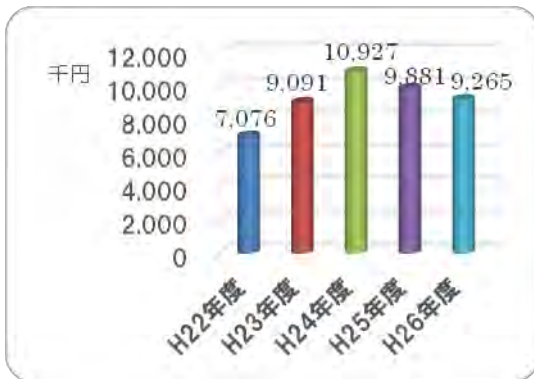
※自閉症(発達障がい)についての啓発資料展示及び作品展示は、平成27年3月26日（木）～4月8日（水）に実施。

(15) 障がい児・者福祉対策の推進

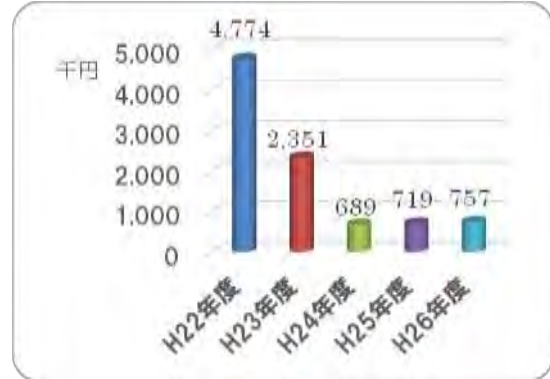
① 障害者自立支援サービス事業

障害区分認定を受けた在宅の障がい者に対して、居宅サービス（ホームヘルパー派遣）、移動支援（ガイドヘルパー派遣）、訪問入浴（入浴車による訪問入浴）の3事業を実施し、在宅生活を支援した。

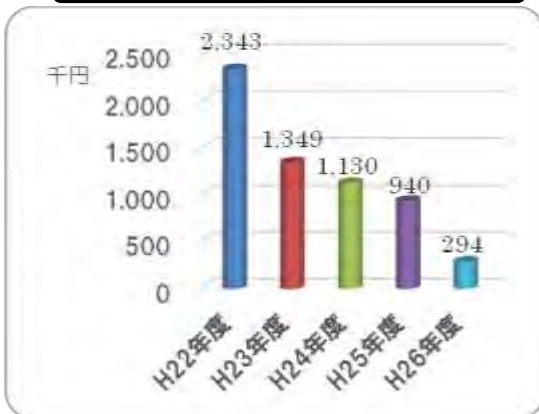
障害者居宅サービス事業（ホームヘルプ）実績



障害者移動支援事業（ガイドヘルプ）実績



障害者訪問入浴サービス事業実績



【平成26年度障害者自立支援サービス事業の総括】

- 居宅サービス事業では前年度実績より616千円減、事業件数については、130件の減となった。これは、利用者が65歳になったため、介護保険に移行したことなどが要因である。
 - 移動支援事業では前年度実績より38千円の増。
 - 訪問入浴サービス事業では前年度実績より646千円減、事業件数も68件減となった。これは利用者様の体調不良により入院期間が長期になったことが大きな要因。
- ※3事業合計として、前年度実績と比較すると、1,224千円収入減という結果となった。

(各年度事業実績)

事業名		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
障害者居宅サービス事業	収入 (円)	7,076,318	9,091,037	10,927,730	9,881,849	9,265,680
	件数 (件)	2,092	2,493	2,726	2,468	2,338
障害者移動支援事業	収入 (円)	4,774,662	2,351,593	689,370	719,234	757,160
	件数 (件)	1,261	687	355	368	385
障害者入浴サービス事業	収入 (円)	2,343,650	1,349,000	1,130,500	940,500	294,500
	件数 (件)	262	142	119	99	31
総合計	収入 (円)	14,194,630	12,791,630	12,747,600	11,541,583	10,317,340
	件数 (件)	3,615	3,322	3,200	2,935	2,754

②知的障がい児・者医療支援プロジェクト

平成26年度は、共同募金配分金を受けて「知的障がい児・者の歯科医療を考える講演会」（歯科医師会等後援）や、「知的障がい児・者の予防医療を考えるセミナー」（医師会等後援）を開催するとともに、医療支援手帳の作成や医療用絵カード等のアイテムについての研究に取り組んだ。

加えて、医師会や歯科医師会、教育委員会に対して、プロジェクト活動をもっと詳しく知ってもらうために、様々な場面において、関係づくりに努めてきた。このことにより、平成26年12月より大牟田医師会から、本プロジェクトメンバーとして参加いただくようになった。また、教育委員会とも、定期的な懇談の場を提供いただいている。

さらに、平成26年度は、第3次大牟田市障害計画策定の年であり、プロジェクトとしても、知的障がい児・者医療環境の整備に訴えてきたところである。

(16)総合相談事業の推進

①福祉サービス苦情解決相談

在宅福祉サービス利用における様々な問題について、当事者間で解決できない場合「第三者委員会」でその解決を図るため設置しているが、平成26年度は相談依頼がなく、開催していない。

②行政書士による法務相談

毎月第3水曜日に行行政書士による法務相談を実施し、家庭、離婚、金銭貸借、財産相続、事故などの相談に親身になって対応し、高度な対処法について無料弁護士相談や関係機関へ橋渡しをした。平成26年度相談実績は、54件。

(相談件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	9	3	3	6	7	4	8	4	3	5	2	0	54

③生活福祉資金貸付事業(県社協受託事業)

低所得者、高齢者及び障がい者等の世帯に対して、生業、住宅、災害、福祉、修学、緊急小口、離職者等の各種資金の貸付相談の受付を行い、民生委員の協力のもと、借受世帯の自立に向けた指導、支援を行った。

平成26年度実績は、相談件数331件、貸付決定件数16件、償還猶予申請1件。

(相談・貸付決定件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談受付	36	15	21	34	21	24	30	18	27	30	38	37	331
貸付決定	3	0	0	0	3	0	0	1	2	3	4	0	16

(生活福祉資金貸付状況)

(単位：千円)

	24年度		25年度		26年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
生活支援費	0	0	1	210	0	0
住宅入居費	0	0	0	0	0	0
一時生活再建費	0	0	0	0	0	0
福祉費	3	1,820	4	367	3	732
緊急小口	9	800	8	737	5	450
教育支援費	4	5,178	6	3,364	3	2,520
就学支度費	3	1,293	8	4,359	5	3,373
その他	0	0	0	0	0	0
合計	19	9,091	27	9,037	16	7,075

④住宅手当緊急特別措置事業(市受託事業)

住宅手当緊急特別措置事業は、離職者であって就労能力・就労意欲のある人の中で、住宅を喪失しているか、喪失するおそれのある人に対して住宅手当を支給することにより、これらの人に住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的としている。

この事業を実施するに当たっては、市保護課やハローワークと連携し、「生活保護受給者等就労自立促進事業」を活用した就労支援や、必要に応じて本会が窓口である生活福祉資金貸付事業を併用しながら、当事者の支援にあたった。

(相談件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談受付	17	2	2	15	6	2	0	0	1	2	0	0	47

【相談件数】 47件
(面接相談 35件 電話相談 12件)
【申請件数】 8件
【支給決定件数】 8件
【就職決定者数】 7件

(17)生活困窮者支援事業の調査研究

①生活困窮者支援及び他職種との連携に関する調査研究

(厚労省・社会福祉推進事業補助)

現在、生活福祉資金貸付事業や住宅支援給付事業を実施しているが、平成27年度より施行される生活困窮者自立支援法の制度の普及と生活・福祉課題のニーズ把握、また支援システムの検討を目的に、厚生労働省社会福祉推進事業「市町村社協における生活困窮者支援及び他職種との連携に関する調査研究」を実施。全国の市町村社協へのアンケート調査及び先進地区社協へのインタビュー調査を行った。

②生活困窮者支援における社協活動研修会(厚労省・社会福祉推進事業補助)

全国の市町村社協へのアンケート調査及びインタビュー調査結果に伴い、九州の社協職員を対象に調査結果報告及び先進市社協の生活困窮者支援モデルの事例発表等について研修会を開催した。

【開催日】 平成26年10月23日(木)

【会場】 オオムタガーデンホテル

【研修内容】 生活困窮者支援における他職種との連携についての調査研究報告及びモデル事例発表

【参加者】 約90名

※成果物名称:「市町村社協における生活困窮者支援及び他職種との連携についての調査研究」全94ページ

③生活困窮者自立支援制度に係るアンケート調査等業務(市受託事業)

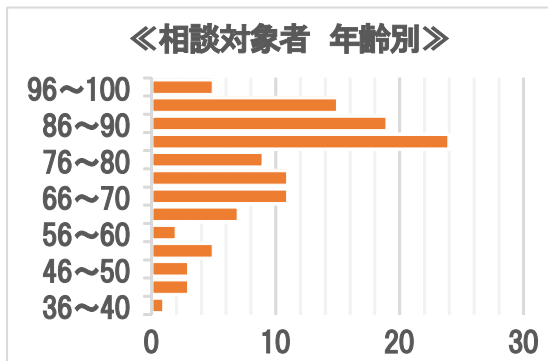
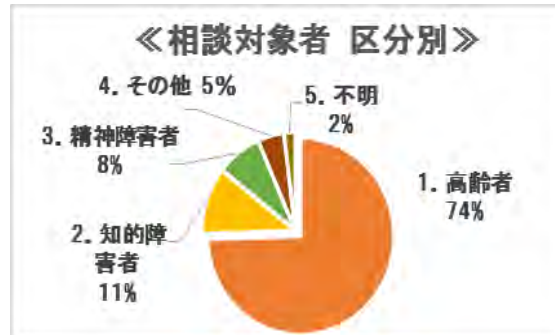
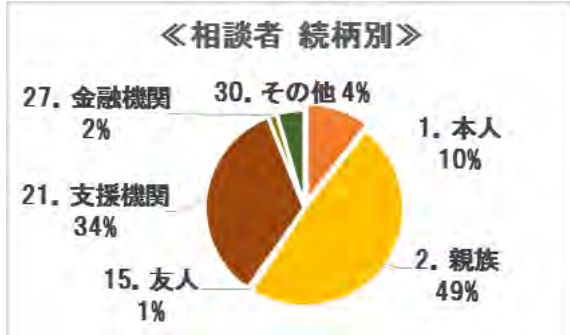
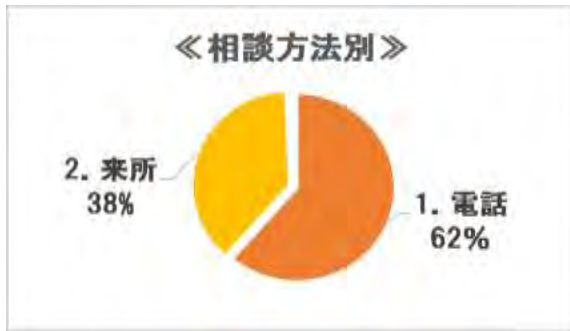
市内の生活困窮者の実態把握と支援方法を検討するため、大牟田市より「生活困窮者自立支援制度に係るアンケート調査等業務」の委託を受け、市内の民生委員・児童委員の協力のもと「大牟田市内における生活困窮者の実態及び必要とされるサービス・資源について」のアンケート調査を実施した。それに加え、ハローワーク、保育所、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所等を対象にしたインタビュー調査の結果を踏まえ、生活困窮者本人の状況に応じた制度内外の支援が提供できるような「大牟田版生活困窮者自立支援スキーム」を作成した。

※成果物名称:「生活困窮者自立支援制度に係るアンケート調査等業務報告書」 全39ページ

(18)大牟田市成年後見センター運営事業(市受託事業)

①成年後見等に関する相談

大牟田市成年後見センター(以下、後見センター)を設置した平成26年4月1日から平成27年3月31日の初回相談者数は153件(実人数)となった。相談対象者、相談者、相談内容別の傾向として次のとおりとなった。



また、初回相談数のうち、初回のみを終結件数 84 件、継続支援件数 69 件となった。
継続支援の延べ回数は 320 回であった。

②市民後見人の養成・登録

今年度、市民後見人の養成・登録の実施にあたって開催した講座等は以下のとおり開催した。

[成年後見活用講座]

- 【目的】より多くの方が成年後見制度を学び、活用できるようになることで、地域社会における権利擁護の推進を図る。
- 【日程】平成27年2月3日～平成27年3月3日 毎週火曜日〔全5回〕
- 【参加者】受講者23名、修了者20名

[市民後見人実務養成講座]

- 【目的】地域社会における権利擁護の推進を図るために、市民後見人登録申請および活動を前提とした人材を養成する。
- 【日程】平成26年11月4日～平成27年1月20日毎週火曜日〔全10回〕
- 【参加者】受講者7名、修了者6名

[市民後見人実務者講座]

- 【目的】市民後見人登録者の資質の向上と次年度の登録更新における必須の更新研修として開催する。
- 【日程】平成26年12月17日(水)
- 【参加者】7名

[市民後見人の選考・登録]

【目的】当法人で受任している被後見人等への支援者として活動する市民後見人登録者を選考・登録する。

【日程】4月30日(水) 市民後見人登録申請 締切[申請者：8名]
5月15日(木) 平成26年度 市民後見人選考会[参加者：8名]
7月31日(木) 市民後見人登録手続き 締切[登録者：8名]

③市民後見人活用による法人後見受任及び市民後見人活動の支援

平成26年度末時点において、当法人が後見人等として受任し、市民後見人が活動した件数は以下のとおりとなった。

【法人後見受任件数】8件 ※(内訳)後見6件、保佐1件、補助1件

【市民後見人活動者数】5件

④成年後見制度や権利擁護に関する啓発

- 地域組織及び福祉団体等における出前講座対応：12件
- 介護事業所及び地域包括支援センター等への講座：17件
- 他都市視察対応及び福岡県での講演：7件
- 成年後見啓発フォーラム

【開催日】平成26年11月23日(日)

【会場】イオンモール大牟田2階 イオンホール

【内容】「知って安心!あなたのくらし～医療・介護・遺言・後見のしくみ～」

【参加者】77名

(19) 社協広報の充実

①広報紙「社協だより「きらり」」の発行

年4回(4月・7月・10月・1月)、全世帯を対象に発行している社協福祉情報「きらり」を発行した。

②社協事務局通信「きらり」の発行

毎月1回、社協事務局通信「きらり」を発行し、タイムリーな情報を提供した。

③社協ホームページ(<http://www.omshakyo-kizuna.com/>)

くぬぎ保育所ホームページ(<http://www.omshakyo-kizuna.com/kunugi/>)

社協及びくぬぎ保育所のホームページを全面的にリニューアルし、社協の取り組みや事業内容の紹介等、随時情報を提供した。

また、居住支援協議会、共同募金会、ホスピタルローソン大牟田市立病院店の活動について、フェイスブックで情報を発信した。

(20) ボランティアセンター充実強化

①ボランティア情報提供と啓発

地域において、ボランティアを必要とする人とボランティアをしたい人を結ぶために、登録団体名簿・ボランティアニーズ情報紙を用い、ボランティアが自分の希望する活動を選択できるよう、コーディネート機能の充実に努めた。

(ボランティアセンター登録状況)

	24年度	前年比 (%)	25年度	前年比 (%)	26年度	前年比 (%)
グループ(団体)	51	145.7	61	119.6	54	88.5
個人(人)	29	181.3	24	82.8	13	54.2

②ボランティア活動保険加入について

ボランティア活動等を支援するため、ボランティア活動保険の加入受付を行った。

(ボランティア活動保険加入状況)

	24年度	前年比 (%)	25年度	前年比 (%)	26年度	前年比 (%)
保険加入者数	1,289	44.3	1,018	79.0	1,063	104.4

③登録ボランティアスキルアップ研修

【日 時】 平成26年11月7日 (金)

【会 場】 大牟田市総合福祉センター

【内 容】 テーマ：ボランティアの意味・意義

講 師：NPO 法人ドネルモ 宮田 智史さん

④タブレットDE楽しみ隊“タブレット”活動状況

タブレットを活用したサロン等サポーター養成事業「タブレット DE 地域デビュー講座～人生に彩りを～」(24年度実施)の修了生によって後に立ちあがったボランティア団体「タブレットDE楽しみ隊(愛称：タブレット)」の地域での活動が広がった。

【訪問回数】 28回

【参加者】 466人

⑤“災害”に対する取り組み

大牟田市ボランティア連絡協議会、大牟田市障害者協議会、大牟田市校区社会福祉協議会会長連絡協議会、大牟田市と実行委員会を組織し、“災害”への取り組みを行った。

ア 災害ボランティアセンター設置・運営訓練

災害発生時のボランティア活動を効率よく効果的に支援するために、大牟田市総合防災訓練の一環として、職員を中心に「災害ボランティアセンター設置・運営訓練」を実施した。

【日 時】 平成26年8月31日 (日)

【会 場】 大牟田市立銀水小学校

【参加者】 86人

【内 容】 銀水小学校でサテライト型の災害ボランティアセンターを設置。

ボランティア内容として、市より依頼された避難所運営のサポートにボランティアを送り出すまでの流れを確認した。

イ 第2回防災運動会の実施

【日 時】 平成27年2月21日 (土)

【会 場】 大牟田市立大正小学校

【参加者】 約230人

【内 容】 大正校区住民を中心に、子どもから高齢者、障がい者が一緒になって防災に関連する競技をおこなった。また、その中で、災害に関する展示体験コーナーや講話も実施した。

㊦非常食準備競争 ㊧搬送りレー ㊨大声競争 ㊩バケツリレー

(21)第6回大牟田市地域福祉大会～地域支えあい絆セミナー～

市民一人ひとりが自ら住んでいる地域に積極的に関わり、地域住民の「支えあいの“絆”」を創造に寄与することを目的に開催した。また、地域福祉の向上に貢献され、他の模範となる個人又は団体に対する表彰状の授与を行うことで活動者の行いを公に明らかにするとともにその功績を称えた。併せて、本年度は「赤い羽根共同募金」及び「歳末たすけあい募金」に、多額の寄付をされた方々へ感謝状を贈呈し、表彰した。

【日 時】 平成27年2月7日 (土)

【場 所】 大牟田文化会館 小ホール

- 【主催】 大牟田市地域福祉大会実行委員会
 【参加者】 約400名
 【内容】 [第1部]大牟田市社会福祉協議会 功労者表彰
 (表彰の部)

- 校区社協実践活動者・団体 (31名)
- 優良校区社協 (1校区)
- ボランティア活動団体 (2団体)

(感謝の部)

- 校区社協実践活動者・団体 (22名)
- ボランティア活動団体 (2団体)
- 善意銀行高額寄付者・団体 (3団体・7名)

(共同募金高額寄付者・団体表彰)

- 共同募金高額寄付者・団体 (11団体)

[第2部]基調講演「地域の課題を見つめて ～今、地域に求められているもの」
 (講師) 松本大学地域づくり考房『ゆめ』 専任講師 福島 明美さん

(22)福祉教育の推進

小・中学校を対象として、福祉教育を推進し社会福祉への理解と関心を高めるとともに、ボランティア活動と地域福祉活動への参加促進を図った。

①福祉教育教材貸出状況

福祉教育に用いてもらうため、小・中学校や高校、事業所に高齢者疑似体験セット・車椅子・アイマスク・白杖・ビデオ等を貸し出した。

区分	ビデオ・DVD(本)	疑似体験(セット)	白杖(本)	アイマスク(枚)	車椅子(台)
小学校	8	24	0	0	33
中学校	4	24	24	48	31
高等学校	0	0	0	0	0
その他	1	7	0	0	4
合計	13	55	24	48	68

②講師派遣状況

児童・生徒の福祉教育の推進を目的とし、視覚・聴覚障がい者の人などを講師(ゲストティーチャー)として派遣。また点字指導には点訳奉仕大牟田むつき会の協力を得た。

	24年度	前年比(%)	25年度	前年比(%)	26年度	前年比(%)
派遣件数	25	73.5	19	76.0	24	126.3

③「社協ふくし林間学校」実施

子どもたちが将来の地域福祉の担い手となり、高齢者を支える存在となるよう、福祉教育の一環として、“高齢者を知る”ことを学んだ。

【日時】 平成26年8月19日(火)

【会場】 わいわい広場

【参加者】 小学生：21人

【内容】 1限目：認知症絵本教室 講師：市長寿社会推進課 梅本 政隆さん
 2限目：ピザ作り・昼食 講師：おおむた・わいわいまちづくりネットワーク
 3限目：“助け合い”について考えよう(東日本大震災復興支援)
 講師：彌永 恵理さん

4限目：散策しながら下山

(23) 居住支援協議会活動支援事業（国交省：住宅セーフティネット基盤強化推進事業補助）

地域資源としての空き家の活用と住宅確保要配慮者の円滑な入居促進及び安心して暮らせる仕組みづくりを推進するため、事務局として不動産・福祉・医療・行政等の各団体と協力し事業を行った。地域資源としての空き家の活用と住宅確保要配慮者の円滑な入居促進及び安心して暮らせる仕組みづくりを推進するため、事務局として不動産・福祉・医療・行政等の各団体と連携して取り組んだ。

① 高齢者住まいシンポジウム in おおむたの開催

『みらい都市・大牟田から 2025 年モデルを発信する～住宅と福祉の連携による地域包括ケアの推進を目指して～』をテーマに、大牟田市がこれまで住宅と福祉の連携により行ってきた取り組みや国が進める最新の施策情報等を紹介することで、地域包括ケアのあり方や 10 年後のまちづくりの姿を市民や関係団体等に発信し共有するものとして開催。

【開催日】平成 26 年 10 月 24 日（金）

【会場】大牟田文化会館 大ホール

【参加者】約 500 名

② 情報検索システム「住まいナビ「住みよかネット」」の構築

平成 25 年度事業において実施した空き家調査データを活用するため、検索システムの構築及び検証を行った。

③ 空き家活用無料相談会の開催（年 2 回）

【開催日】平成 26 年 7 月 24 日（木） 相談件数 14 件

平成 27 年 2 月 8 日（日） 相談件数 11 件

【会場】総合福祉センター 大会議室

④ 「地域医療・介護と空き家活用の可能性検討ワークショップ」の開催

医療・介護・福祉の専門家と教育機関が連携して、空き家を活用した、地域とつながった暮らしを考えるワークショップを開催。

【開催日】平成 27 年 2 月 22 日（日）

【会場】大牟田市労働福祉会館 中ホール

【参加者】60 名

⑤ 空き家を活用した地域交流サロンの改修及び開所

平成 26 年 2 月に空き家の提供を受け、7 月から建築士の指導の下、有明工業高等専門学校（建築学科）と協働で改修を実施。利用方法について協議を重ね、平成 27 年 1 月 24 日（土）、地域の交流サロン（サロン田崎）として開所。

(24) 第 3 次大牟田市地域福祉実践計画の策定

大牟田市地域福祉実践計画（以下、実践計画）は、地域住民やボランティア、福祉や介護事業者などの民間団体が相互に協力して、地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画であり、社会福祉法第 109 条の規定で地域福祉の推進役として位置づけられた社会福祉協議会が中心となって作成したところである。

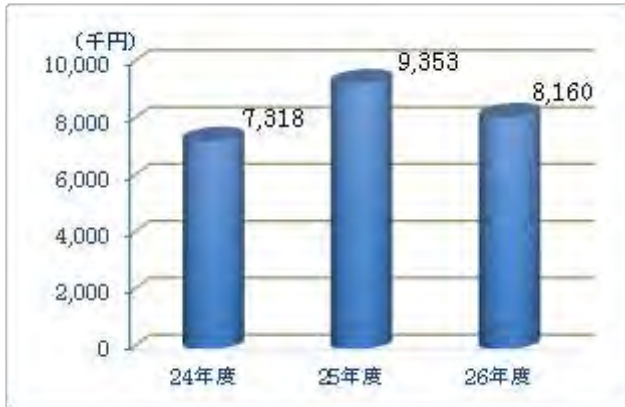
平成 26 年度は、平成 27 年度～31 年度の 5 ヶ年計画である第 3 次実践計画の策定年度となっており、前回（第 2 次実践計画）の策定では、大牟田市が策定する大牟田市地域福祉計画と基本理念を共有し、整合性を保ちながら、計画策定までの工程で、市民アンケート調査や市民ワークショップなどを共同作業で行ってきた。

第 3 次計画も同様の作業手順を踏んで、「2025 年問題」を念頭に置き、地域包括ケアシステムの実現を目指すとともに、新たに生活困窮者支援対策を盛り込んでいる。

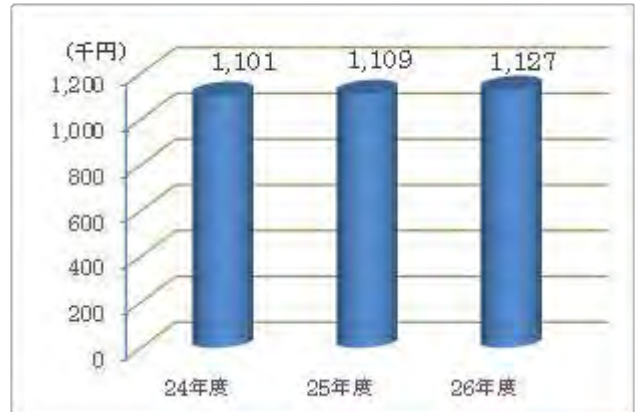


(25) 大牟田善意銀行の啓発強化

一般寄付金の3カ年の推移



賛助会員会費の3カ年の推移



(寄付金等預託状況)

		24年度	前年比(%)	25年度	前年比(%)	26年度	前年比(%)
一般寄付金	件数(件)	408	88.3	373	91.4	412	110.5
	金額(円)	7,317,789	81.2	9,352,547	127.8	8,159,748	87.2
物品寄贈件数		21	100.0	19	90.5	18	94.7

(賛助会員数等の推移)

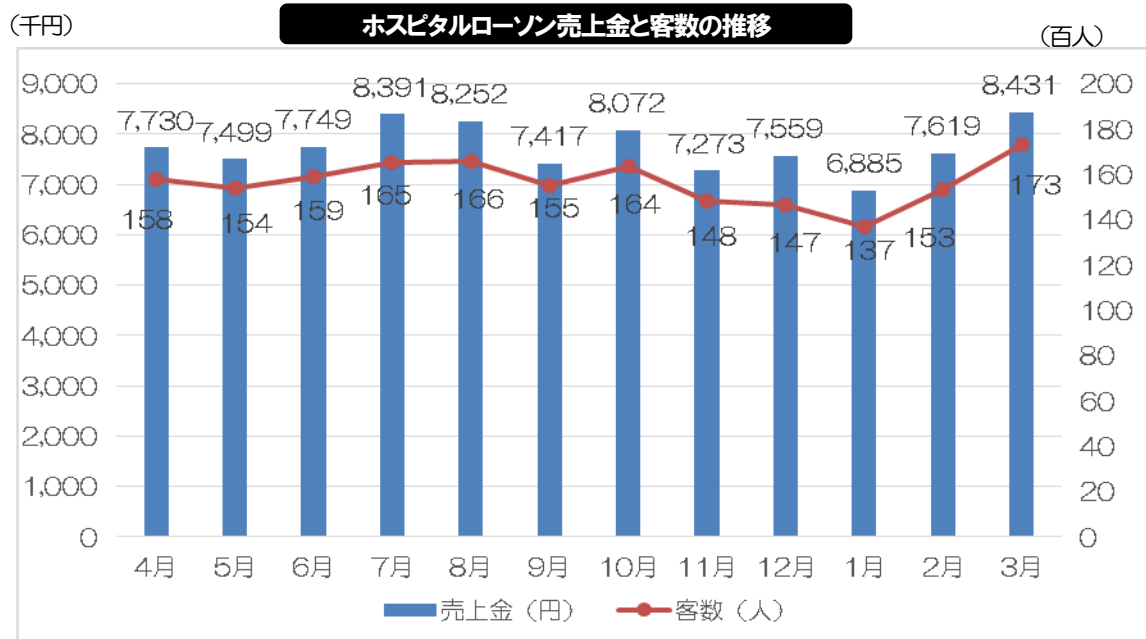
		24年度	前年比(%)	25年度	前年比(%)	26年度	前年比(%)
会員数 (個人・団体)		403	94.6	405	100.5	420	103.7
金額(円)		1,101,000	101.8	1,109,000	100.7	1,127,100	101.6

(26) 市立病院ほっとスペースの運営

大牟田市立病院2階にて運営するコンビニ機能と食事処の機能をあわせもつ、くつろぎ空間ほっとスペースが、開設より2年目を迎えた。

①市立病院ホスピタルローソン

お弁当やおにぎりなどの定番商品の他、入院生活に必要な日用品、挽きたて淹れ立てのコーヒーを提供するマチカフェなど豊富な品揃えで、固定客の獲得に努めた。その他、恵方巻きやクリスマスケーキ等の季節商品などの店舗外営業にも力をいれた。



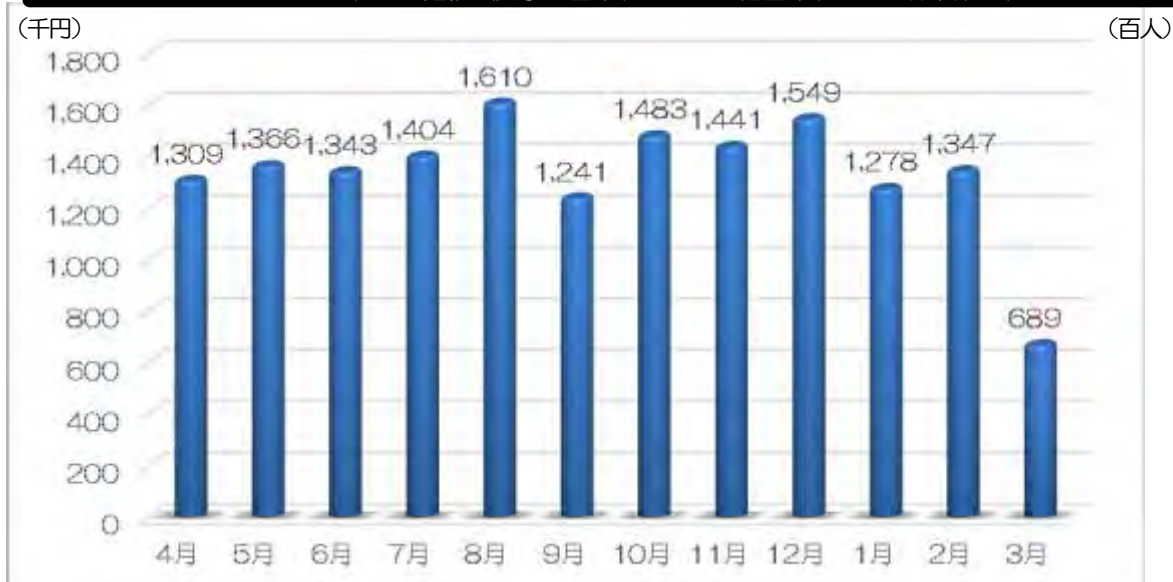
(営業実績)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
売上金 (円)	7,730,382	7,499,025	7,749,161	8,390,565	8,252,279	7,416,905	
客数 (人)	15,794	15,414	15,875	16,529	16,583	15,527	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
売上金 (円)	8,071,686	7,272,892	7,558,690	6,884,691	7,619,201	8,431,052	92,876,529
客数 (人)	16,374	14,846	14,668	13,683	15,324	17,300	187,917

②食事処ほっとリビング

平成25年1月、大牟田市立病院ほっとリビング事業として開始以来、食の安全第一をモットーに、家庭料理の手作り感を大切に「日替りランチ」と「日替わり具だくさんスープ」の他、モーニングセット等を提供。しかしながら、2年を経過し、病院内レストラン故に食数が限られていることや院外からの来客が見込めないことから厳しい経営状況にあった。加えて、レストラン厨房のスペースの問題やスタッフ確保の困難さなどの事由により、今後もその改善が大きく見込めないことから、市立病院及び理事会、評議員会の了承を得て、平成27年3月末をもってほっとリビング事業を廃止した。

ほっとリビング収入の推移 (食事処営業収入・その他営業収入・手数料収入)



(営業実績)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
食事処ほっとリビング 営業収入(円)	843,500	798,900	866,500	923,900	848,000	796,400	
その他営業収入(円) (ゴミ袋・切手等)	223,373	355,468	266,066	270,843	499,171	230,927	
手数料収入(円) (自動販売機等)	242,624	212,017	210,754	208,847	262,637	214,158	
合計(円)	1,309,497	1,366,385	1,343,320	1,403,590	1,609,808	1,241,485	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
食事処ほっとリビング 営業収入(円)	914,800	741,600	996,000	794,400	864,100	0	9,388,100
その他営業収入(円) (ゴミ袋・切手等)	370,246	493,424	330,387	223,648	281,305	416,775	3,961,633
手数料収入(円) (自動販売機等)	197,893	205,998	222,904	260,096	201,819	271,846	2,711,593
合計(円)	1,482,939	1,441,022	1,549,291	1,278,144	1,347,224	688,621	16,061,326

(27) 総合福祉センターの運営

① 総合福祉センター利用状況

	24年度	前年比 (%)	25年度	前年比 (%)	26年度	前年比 (%)
会場使用料収入(円)①	1,945,530	87	2,060,817	105.9	2,288,521	111.0
ヘルストロン利用収入(円)②	1,512,200	106.1	1,381,400	91.4	1,103,000	79.8
賃貸料収入(円)③	1,180,496	58.1	5,316,142	450.3	6,144,200	115.6
手数料収入(円)④	329,704	100.4	305,860	92.8	289,135	94.5
利用収入計(円) (①+②+③+④)	4,967,930	82.5	9,064,219	182.4	9,824,856	108.4

※平成26年度は賃貸契約団体に「成年後見センター」を追加した。

② 総合消防訓練

平成27年2月19日(木)の午後、ボランティア連絡協議会と合同で、総合消防訓練を実施した。今回は3階小規模デイスサービス「ふれあい処える」の厨房から出火したという想定で、社協職員は自衛消防隊をはじめとし、それぞれの役割分担(初期消火班・避難誘導班・非常持出班・救助班)に分かれ、センター利用者を西側非常階段より駐車場へ避難させた。従来は1階からの出火想定での訓練であったが、3階にも厨房があることから、初めての試みで、今回の訓練を行った。特に、3階の利用者の避難誘導については臨機応変な対応が求められた。

避難訓練後、けむり体験 TENT や水消火器の訓練もあり、総勢約60名の参加のもと有意義な消防訓練を行うことができた。

(28) 共同募金運動の取組み

地域福祉推進のための貴重な財源である「赤い羽根共同募金」「歳末たすけあい募金」について、福岡県共同募金会と連携して取り組んだ。

①赤い羽根共同募金および歳末たすけあい募金の実績

	24年度(円)	前年比(%)	25年度(円)	前年比(%)	26年度(円)	前年比(%)
赤い羽根共同募金	14,461,125	92.9	14,624,240	101.1	13,919,659	95.2
歳末たすけあい募金	3,399,353	100.9	3,142,692	92.4	2,973,426	94.6

②寄付つき商品の販売

年々減少していく募金実績に、新しい角度から歯止めをかけようと、昨年度から取り組み始めた寄付つき商品のプロジェクト、『募金百貨店おおむた』。初年度である昨年度、30を超える企業の参加があったが、今年度は、その活性化を目指した。

さまざまな周知啓発活動を行った結果、増減はあったものの、参加企業は平成27年1月末で38を数え、市町村単位の参加数としては、2年連続で全国最多となっている。

また、今年度は支店を持つ企業が支店すべてで実施したり、「募金を受け取る側の私たちにも何かできることを」と、大牟田市障害者協議会のアンテナショップ7店が参加したりと、新しい動きもあった。

③共同募金運動への理解

共同募金への理解をより深めてもらうために、募金が何に使われているか、誰のために使われているかなど、「募金の使いみち」を、全戸配布の社協だよりきらり、各報道機関、インターネット上などで丁寧に伝えていった。

また、「実際に募金を受け取っている人」に共同募金運動に深く関わってもらうことで、「受け取る側の意識の向上」「受け取る人が前面に出ることでの使途のわかりやすさ」を目指した。その結果、大牟田市障害者協議会の募金百貨店おおむたへの参加をはじめ、助成団体による街頭募金の実施など、多くの協力を得て共同募金運動を展開することができた。

④配分金使途の透明化

各団体からの助成金申請を配分委員会で審査し配分すること、全世帯配布の社協だよりきらりへ集まった募金の使いみちを掲載すること、各報道機関へ情報提供を行うことなどにより、配分金使途の透明化を図った。平成26年度の共同募金配分委員会では、平成27年度事業として総額10,038,100円の助成先が決定した。

【福祉教育推進校】			
No.	団 体 名	事 業 名	決定額
1	誠修高等学校	「ボランティアエステ」(ハンドセラピー)	30,000
2	明光学園中・高等学校	地域高齢者と女子中高生との交流活動	100,000
3	宅峰中学校	「総合的な学習の時間」(学びの旅)	30,000
4	歴木中学校	安心して長生きできる社会を目指して	30,000
5	橘中学校	「総合的な学習の時間」校内環境美化活動	35,000
6	駿馬南小学校	校区ふれあい祭りへの参加と独居高齢者宅訪問	27,500
7	中友小学校	高齢者・保育園児との交流学習、伝統文化の学習	45,000
8	平原小学校	児童への福祉教育(高齢者との交流)	35,000
9	天の原小学校	育てよう福祉の心 広めよう福祉の輪	35,000
10	羽山台小学校	高齢者・障がいのある人との交流を通じた福祉活動の心を育む教育	45,000
11	吉野小学校	福祉教育推進事業	33,000
12	倉永小学校	高齢者との交流学習、福祉に関する講演会等	34,500
13	手鎌小学校	地域伝統文化継承に伴う地域ボランティア活動の活性化	36,000
14	玉川小学校	「体験からの学び」自然・人・もの・ことを大切にす教育の推進	50,000
計			566,000
【福祉団体等】			
1	大牟田市老人クラブ連合会	教養事業費	155,000
2	大牟田市身体障害者福祉協会連合会	社会参加促進事業	250,000
3	大牟田市母子寡婦福祉会	母と子のふれあい事業	100,000
4	NPO法人 大牟田市障害者協議会	パラリン&サンアビ祭り	100,000
5	大牟田市ボランティア連絡協議会	情報交換の場づくり	70,000
6	大牟田朗読の会	朗読・情報発信に関する研修会	50,000
7	大牟田要約筆記の会 のぞみ	難聴者の交流の場づくり	50,000
8	点訳奉仕「大牟田むつき会」	視力障害者のための点訳奉仕	35,000
9	大牟田手話の会「ありあけ」	「1日研修会」	55,000
10	知的障がい児者と保護者、家族の会(心をつなぐ会)	知的障がい児者の医療の充実と啓発	149,000
11	NPO法人おおもむた・わいわいまちづくりネットワーク	自然体験ふれあい事業	144,000
12	障害福祉サービス事業所 ふれんず	社会参加のための障害者施設見学	147,000
13	NPO法人 ともしび会	精神障害者の社会参加促進事業	86,000
計			1,391,000
※助成申請額 合計			1,957,000
	大牟田市民生委員・児童委員協議会	共同募金協力団体としての活動費	465,000
	大牟田市社会福祉協議会	地域福祉事業全般	890,986
① 助成申請による配分枠 (Aの約35%) 合計			3,312,986
② 校区社会福祉協議会活動費枠 (Aの約65%) 合計			6,725,114
① + ② 大牟田市全体の枠 合計 (A)			10,038,100

⑤広報活動

【街頭キャンペーン】

赤い羽根共同募金運動開始時(10/1)、歳末たすけあい募金開始時(12/1)に、大牟田駅、新栄町駅、イオンモール大牟田、ゆめタウン大牟田で実施した。

今年は実際に募金をもらっている団体にも街頭キャンペーンに参加してもらうなど、新しい試みがあった。

【イベントの開催】

9月13日、「第5回赤い羽根共同募金杯グラウンドゴルフ大会&社協“絆”フェスティバル」を開催した。多くの人々が来場し、当日は「赤い羽根ガラポンくじ」や、「共同募金〇×クイズ」などを行い、共同募金の啓発活動に努めた。

「募金百貨店おおむた」の周知啓発と参加者の継続意欲の向上を目的として、「募金百貨店フェア」を2回開催した。

第1回は9月にゆめタウン大牟田で、第2回は総合福祉センターで「子育てきらりフェスタ」と同時開催で行った。

幅広い層への啓発につながったほか、大牟田商工会議所、大牟田市障害者協議会、明光学園高等学校など、今まで繋がりがなかった団体との新しい関係を築くことができた。

【その他の広報】

共同募金会大牟田市支会専用のフェイスブックページで、共同募金に関するあらゆる情報を素早く伝えた。

新聞掲載依頼も積極的に行っており、新聞掲載された内容のフェイスブック記事には、1,000件を超すアクセスがあった。

⑥募金活動の推進

【赤い羽根自販機の設置推進】

1年を通じて、赤い羽根自販機新規設置先の開拓に努めた。平成26年度末現在、大牟田市内には50台の赤い羽根自販機が設置されており、福岡県内で最多の設置台数となっている。

平成26年3月以降の設置台数は5台。明光学園中学校・高等学校の自販機は、生徒たちがオリジナルデザインを手がけ話題となり、同校で開催された自販機の発表会には、テレビ、新聞各社と、多くの報道陣が集まり、共同募金の大きな啓発の機会となった。

26年3月以降の設置先	台数
帝京大学福岡医療技術学部(岬町)	2
米の山病院	1
明光学園中学校・高等学校	1
おおむたハイツ	1

【法人募金】

校区での募金活動のほか、赤い羽根共同募金は10月上旬、歳末たすけあい募金は12月以降、理事、事務局職員が市内の事業所などを訪問し、募金活動を行った。

また、4校区と連携し、新規法人募金先の開拓を行なったが、4事業所のみという厳しい結果となった。

【募金箱の設置】

運動期間中、社協職員が中心となり市内の事業所へ募金箱の設置依頼を行なった。募金百貨店参加店の全店にも設置した。

【街頭募金】

街頭募金は共同募金の象徴的運動であり、実績額の多少にかかわらず、周知啓発の意味でも実施する意義は大きい。

本年度は、特に実際に募金を受け取っている団体に街頭募金への協力を依頼し、助成団体が共同募金運動に積極的に参加できるようにするとともに、募金する人が、「どのような団体が受け取っているのか」が直接わかる「使いみちのわかりやすい募金」を目指した。

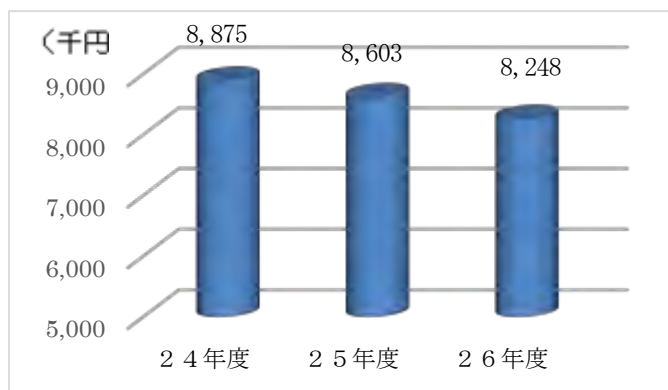
その結果、運動期間中さまざまな団体が、市内各所で31回(10/1、12/1の街頭キャンペーンは除く)もの街頭募金を実施し、募金実績の向上と、周知啓発を行った。

(29)日本赤十字大牟田市地区業務の取組み

①日赤募金(社資)実績の推移

(単位：円)

	24年度	前年比 (%)	25年度	前年比 (%)	26年度	前年比 (%)
日赤募金 (一般社資)	8,629,984	93.2	8,358,489	96.9	8,007,548	95.8
日赤募金 (法人社資)	245,000	108.9	245,000	100.0	240,000	98.0
計	8,874,984	93.7	8,603,489	96.9	8,247,548	95.9



②平成26年度大牟田市の献血実績について

(単位：人)

区分	受付者	献血者	不適
地域 (校区21回 LC3回 JC2回)	2,138	1,829	309
職域別 (30回)	1,495	1,336	159
学域別 (7回)	584	501	83
街頭 (イオンモール大牟田 12回)	1,012	860	152
合計	5,229	4,526	703

③献血啓発セミナーの開催

大牟田市では、21校区の献血推進会やライオンズクラブ、青年会議所、事業所等の協力を得て毎年献血会を行っているが、献血者数は減少傾向にある。今年度は、若い世代に献血への理解を深めてもらい将来の献血協力者となってもらうために赤十字血液センター職員を講師に献血啓発セミナーを開催した。

④タオル帽の取組み

月日	対象	参加者数	講師	会場
8月8日(金)	大牟田学童保育所児童・指導員	30人	赤十字血液センター職員2名	大牟田学童保育所
1月21日(水)	三池工業高等学校3年生・教員	192人	赤十字血液センター職員1名・社協職員	三池工業高校
3月26日(木)	手鎌学童保育所児童・指導員	43人	赤十字血液センター職員2名	手鎌小学校

市社協では、昨年度よりがんの化学療法等の副作用による脱毛で苦しむ患者さんへ、タオル帽子を無料でさし上げる取組みを行っている。昨年度開催した「タオル帽子ボランティア養成講座」の受講生6名がボランティアの会を立ち上げ、約300枚のタオル帽子を作成した。このタオル帽子は、大牟田市社会福祉協議会を通じて、必要とされる患者さんへ差し上げたり、近隣の病院への定期的な寄贈を行っている。この取組みを広げるために下記の講座を開催した。

月日	講座	受講者数	講師・指導	場所
3月25日(水)	笑がおのタオル帽子を作ろう	17人	末次 由美 ボランティア5人	三川地区公民館

⑤火災等の被災者への対応

市内の住居の火災被災者に対して調査のうえ、日本赤十字社救援物資(災害見舞い品)を配布した。
(平成26年度日赤救援物資配布件数)

	世帯数	世帯人数	布団	毛布	医薬品セット	緊急セット	炊具セット
全 焼	8	17	13	15	8	8	12
半 焼 (水損により全 焼扱)	5	10	8	10	5	5	5
合 計	13	27	21	25	13	13	17

(30)地域福祉におけるファンドレイジングの調査研究

①社会福祉法人、特に社会福祉協議会の経営、ファンドレイジングに関する調査研究(厚労省・社会福祉推進事業補助)

少子高齢化、核家族化、地域組織の弱体化など、地域をとりまく環境が厳しくなっている中、地域課題も多様化している。しかし、全国の社会福祉協議会では常に財源不足の状況にあり、課題解決に向けて十分に取り組めていない現状がある。

そこで、ファンドレイジング(財源確保)に取り組んでいる先進地の社協・共同募金会のファンドレイジングにおけるプロセスや職員養成、外部との連携状況について実態を明らかにすること、今後の取り組みに再現可能なモデル化とそれを担当できる職員養成をすることを目的に、厚生労働省社会福祉推進事業「社会福祉法人、特に社会福祉協議会の経営、ファンドレイジングに関する調査研究」を実施。全国の社協、共同募金会へのアンケート調査および先進地区社協へのインタビュー調査を行った。

②地域福祉におけるファンドレイジング～調査報告および研修会～(厚労省・社会福祉推進事業補助)

主に九州地区の社協、共同募金会、行政職員等を対象に、先のアンケート調査およびインタビュー調査の結果報告、先進地区社協のパネルディスカッション等の研修会を開催した。

また、赤い羽根共同募金の寄付つき商品を販売する「募金百貨店おおむた」参加店による出張即売会を開催し、寄付つき商品の先進地である大牟田市における取り組みを紹介した。

【開催日】 平成27年2月28日(土)

【会 場】 オームタガーデンホテル

【内 容】 地域福祉におけるファンドレイジング調査報告、
パネルディスカッション、募金百貨店おおむた出張販売

【参加者】 約80名

※成果物名称:「社会福祉法人、特に社会福祉協議会の経営、
ファンドレイジングに関する調査研究事業」全125ページ

(31)各種寄贈及び助成について

平成27年3月、公益社団法人24時間テレビチャリティー委員会様より福祉車両の寄贈を受けた。

(32)東日本大震災復興支援活動について (～支援から始縁へ～)

2011年3月11日、東北地方を中心とする広い範囲に甚大な被害をもたらした東日本大震災。「遠く離れた大牟田の地でも何かお手伝いできることはないか!」

震災後、大牟田市介護サービス事業者協議会、大牟田市障害者協議会、大牟田市、大牟田市社会福祉協議会によって立ち上げられた「東日本大震災復興支援“絆”プロジェクトおおむた(以下、絆プロジェクト)」は、今日まで南三陸町をはじめ、石巻市、女川町、松島町などの被災地への継続的な支援と、震災の記憶を風化させないように広く伝えていくことを目的として、様々な活動を行ってきた。

平成26年度、絆プロジェクトは、これまでの支援活動を総括し、「活動の軌跡」として、平成27年3月13日、大牟田文化会館に於いて、南三陸町すばらしい歌津をつくる協議会事務局員を招いて「東日本大震災復興支援活動報告会」を開催した。

これまで、絆プロジェクト活動を物心両面で支えていただいた市民の皆様への感謝を伝えるとともに、4年間の絆プロジェクト活動の記録をDVDにまとめた。

今後、絆プロジェクト活動は、支援の要請がある時に絆プロジェクトを構成する団体がそれぞれの立場でできる支援を続けることになり、4年間の活動に区切りをつけることになった。

<p>【4年間の主な活動実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■プロジェクトメンバーの南三陸町等への継続的な派遣 ■東日本大震災復興支援のための義援金・支援金の募集 ■仮設住宅のコミュニティ創出（お茶っこの場）のための絆ベンチの設置 ■大牟田・松島 竹灯籠コラボレーション、竹灯籠「南三陸町歌津・鎮魂のタベ」 ■被災地の物品販売支援、オリジナル・コラボ商品の開発 ■震災の支援活動を通して「語りべ」として、市民や様々な団体、教育機関への周知啓発活動 ■ヤヨイ食品の従業員家族の皆さんや大牟田へ避難されてきた方々を対象に、 Ochakko in おおむた（お茶っこの場）の開催 ■「未来への遺言」の編集協力をはじめ様々な機関への広報、情報提供活動 等々
--

(平成26年度絆プロジェクトの活動報告)

日程	活動内容
4月17日～4月21日	南三陸町：すばらしい歌津をつくる協議会定例会 絆プロジェクト新担当者紹介 その他訪問先：あがらいん・風の里・のぞみ・南三陸町社協運営生活支援センター・伊里前商店街・クチバシカジカ工房・歌津木工所・YES工房・みうら海産物（南三陸町）、みちのく青葉屋・雄勝診療所（石巻市）、JDF被災地障がい者支援センター（福島県郡山市）
5月20日	絆プロジェクト実行委員会総会（於：総合福祉センター）
6月14日～6月15日	南三陸町：すばらしい歌津をつくる協議会事務局との打合せ *「伊里前ワールドカップパブリックビューイング」会場設置 準備・運営サポート
8月9日～8月11日	南三陸町：すばらしい歌津をつくる協議会事務局との打合せ *「南三陸町歌津夏祭り」会場設置準備・運営サポート
9月13日	みちのく物産品：「絆フェスティバル」（諏訪公園）
9月13日～14日	*「ツールド東北」伊里前エイド運営バックヤード支援
11月18日～20日	*「被災地に学ぶ地域づくり」駿馬南校区民生委員視察研修 南三陸町歌津地区、平成の森 （すばらしい歌津をつくる協議会より講話） その他訪問先：ヤヨイフーズ（気仙沼）、松島、瑞巖寺（竹灯籠）、円通院
12月25日	絆プロジェクト実行委員会（総合福祉センター）
1月28日	絆プロジェクト報告会打合せ（総合福祉センター）
1月31日～2月1日	*3月13日開催の報告会事前打合せ、 絆プロジェクト活動総括に向けての各地取材
2月12日	絆プロジェクト報告会打合せ（総合福祉センター）
3月9日	絆プロジェクト報告会打合せ（総合福祉センター）
3月11日	上映会：「ガレキとラジオ2014」 （総合福祉センター10：00・14：00・18：00）
3月13日	報告会：東日本大震災復興支援報告会 「支援から始縁へ」（大牟田文化会館）
3月14日～16日	*絆プロジェクト活動終息挨拶 南三陸町・石巻市・雄勝町・松島町

※平成26年度プロジェクト活動支援金状況（H27.3.31現在）

支援金総額：240,157円（延24件）

※平成26年度絆プロジェクト復興商品売上状況（H27.3.31現在）

売上総額：1,030,800円

(33)福祉バス等貸出事業

福祉団体等の福祉増進のため、各種大会や研修会等の参加に際して福祉バスを運行した。また、福祉行事のための荷物等を運搬する軽トラックの貸出も実施した。

	24年度		25年度		26年度	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
福祉バス利用状況	98	3,331	77	2,808	84	2,835
軽トラック利用状況	6		3		6	

(34)他都市よりの視察状況

月 日	視察受入	研修内容
5月 8日	久留米市社協	大牟田市成年後見センターの取り組みについて
5月14日	中間市介護保険課	小地域ネットワーク活動について
7月17日	北九州市八幡西区社協	認知症の取り組みについて
7月18日	志免町社協、福祉課	子ども民生委員の取り組みについて
7月24日	飯塚市社協	防災運動会について
7月29日	益田市議会	大牟田市成年後見センターの取り組みについて
7月30日	久留米市長寿支援課	大牟田市成年後見センターの取り組みについて
10月 2日	熊本市・熊本市社協	大牟田市成年後見センターの取り組みについて
10月 9日	糸島市長糸校区社協	認知症の人と社協の関わりについて
11月21日	うきは市社協	大牟田市成年後見センターの取り組みについて
1月23日	荏田町社協	キャロットサービスについて
1月27日	芦屋町役場福祉課	官民協働他職種連携について
3月20日	みやま市開校区社協	居住支援協議会の取り組みについて
3月27日	NPO浜松成年後見センター	大牟田市成年後見センターの取り組みについて